

第三百三十二回国会 法務委員会 議 録 第 六 号

平成七年四月十一日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 金子原二郎君

理事 齊藤斗志二君

理事 永井 英慈君

理事 山本 拓君

理事 枝野 幸男君

理事 奥野 誠亮君

理事 塩川正十郎君

理事 浜野 剛君

理事 山本 有二君

理事 倉田 榮喜君

理事 富田 茂之君

理事 山田 正彦君

理事 五島 正規君

理事 正森 成二君

理事 小森 龍邦君

出席國務大臣

法務大臣 前田 勲男君

出席政府委員

法務大臣官房長 原田 明夫君

法務大臣官房審議官 古田 佑紀君

法務大臣官房司法法制調査部長 永井 紀昭君

法務省民事局長 濱崎 恭生君

法務省刑事局長 則定 衛君

法務省保護局長 本間 達三君

法務省人権擁護局長 寛 康生君

法務省入国管理局長 塚田 千裕君

委員外の出席者

警察庁長官官房官務課留置管理官 渡邊 晃君

警察庁長官官房人事課長 林 則清君

警察庁生活安全局銃器対策課長 井上 美昭君

警察庁刑事局刑事企圖課長 篠原 弘志君

警察庁刑事局捜査第二課長 栗本 英雄君

警察庁警備局警備課長 近石 康宏君

国土庁防災局防災業務課長 大野 慎一君

文化庁文化部長 中根 孝司君

自治省行政局選挙課長 大竹 邦実君

最高裁判所事務総局刑事局長 高橋 省吾君

法務委員会調査室長 河田 勝夫君

委員の異動

四月十一日

補欠選任

武藤 嘉文君

熊谷 弘君

吹田 愷君

細川 律夫君

同日

補欠選任

山本 有二君

西川太一郎君

吉田 公一君

五島 正規君

四月十一日

法律扶助に関する基本法の制定と財政措置の拡

充強化に関する請願(田中秀征君紹介)(第五三三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

更生保護事業法案(内閣提出第六三三号)(参議院送付)

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第六四四号)(参議院送付)

○金子委員長 これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所高橋刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金子委員長 内閣提出、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。茂木敏充君。

○茂木委員 自由民主党の茂木敏充でございます。まず、今回の刑法改正についてお尋ねしたいと思ひます。今回の改正、まさに明治四十年以来八十八年ぶりの全面改正、こういうことで、この一大事業に当たりましての大臣並びに関係のお考え

を伺いたいと思ひます。

まず第一に、今回表記の平易化というものに重点が置かれているわけですので、この点からお伺ひたいと思ひます。

そもそも刑法とは、国民に対してどのような行為が犯罪となり、どのような刑罰が科せられるかを明らかにするものであります。ゆえに、国民の誰もがわかりやすいものでなければならぬと考へますが、私、いまだ度現行の刑法を読んでも、何が書いてあるのかよくわかりません。大変難解な条文が並んでいるわけでございます。それどころか、当時の時代的な影響もあるのかもしれないけれども、どうもお上の方から決めたことを下々に知らしめる、こういった印象すら感じてしまふわけでございます。

国民生活に深くかわかり、その行動規範ともいふべき刑法がこのようであつては、今日、憲法に規定されております国民主権の精神にも合致しないのではないかと、このように思われるわけですが、まず法務大臣、この点についてのお考えをお聞かせください。

○前田國務大臣 まさに委員御指摘のとおりであると思つております。

まさに刑法は国民の基本的な社会生活に関する犯罪について規定している法律でございます。先生御指摘のとおり、いかなる行為が犯罪となるか、犯罪の要件、それに対していかなる罰則、刑罰があるか、法律効果があるか、これを定めた国家的な法規範であるという意味からも、まさに国民生活、また日常生活にとつても極めてかわかりの深い法律でございます。

この刑法がまず国民にとつてわかりやすいものでなければならぬというのは、もうこれは御指摘のとおりで、大変重要なことだ、かように考へておるところでございます。そうした観点から

も、本院法務委員会において附帯決議等もいただいております。そんな観点から、早速この改正を行う必要があると考えておまして、今回御審議をいただいておりますのでございます。

○茂木委員 この平易化の問題に關しましてはおおむね異論のないところだと思っております。もう少し具体的な点についてお聞きしたいのです。

例えば条文の順序についてでございますが、これにつきましても、一般国民というよりはむしろ法曹関係者、こちらに關係の深いと思われる「総則」より始まりまして、罪の並べ方、こういうものを言ひまして、やはりかつての時代的な背景を引きずっているような形でございまして、国家に対する罪というのが最初に出てきて、個人に対する罪というのはその後、こういう順序になっているわけでございます。

八十八年ぶりの全面改正ということでございすので、私は、やはり表記の平易化、これにとどまらず、刑法の基本的な枠組みについても検討すべきであった、このように考えているわけですが、国民主権の精神、こういったものに照らしまして、この点につきまして、これまでどのような議論がなされてきたのか、この経過等々御説明いただければと思ひます。

○則定政府委員 御指摘のように、国民主権の新憲法のもとの刑法典の枠組みといひましようか、平易性のあり方という点、いろいろと考え方があろうかと思ひます。ただ今回は、あくまでも意味内容を変えずに、できるだけ早急に国民の皆さん方に内容のわかりやすい刑法典にするということで、基本的にはその内容を現行法規のままにという制約があるわけでございす。

そういう意味で、仮に今、新たに刑法を全面的に制定するあるいは改正するということになりますと、御指摘のような、条文の順序をどうするか、刑法の基本的な枠組みをどうするか、こういったことについて議論を尽くすべきであるといふことはごもつともであらうと思ひます。

ただ、先ほど申しましたように、今回、あくまでも表記の平易化というところを中心といひましようか、むしろそのみにとどめるという大方針のもとに早速に刑法典の平易化を図るということでございますので、御指摘のような議論については、今後新たに全面的な改正をするときに議論を行うべきものであらう、こういうふうにご考慮願ひたいと思ひます。

○茂木委員 これまでの経過についても、簡単に結構ですから、多少御説明いただければと思ひますが。

○古田政府委員 ただいま委員御指摘のような、刑法の条文の配列をどうするかとか、こういうふうな問題につきましては、刑法の実質的な意味での全面改正作業、これが昭和三十三年から行われてきていられるわけでございすが、この過程で条文の配列等についてもいろいろな議論が行われたわけでございす。

その結果といたしまして、御案内のとおり「改正刑法草案」と申しますものが昭和四十九年に発表されておりますが、これにおきまして、現在の刑法と同様に、まず「総則」から始まりまして、国家的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、それから個人的法益に対する罪というふうに一応並んでいるわけでございす。

その考え方は、いろいろあったと思ひますけれども、一つには、国というのが国民主権のもとで成立した、いわば国民全体のもの、そういうふうな考え方というものが当然その背景にあったものと思はれるわけでございす。

過去の議論の経過と申しますのは、そういうふうなものだといふふうにご承知しております。

○茂木委員 四年前の国会の附帯決議との關係について、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。今回の改正作業に当たりましては、そのきつかけともなつたといふべき平成三年の国会における附帯決議、こういうものがあつたわけなんです。が、この附帯決議について、現在の検討状況と今後の見通しについてお伺ひしたいと思ひます。

特に、財産犯に罰金刑を選択刑として導入する、この項目についてでございます。

かつては貧困ゆえの犯罪ということで、罰金を科しても払えないケースが多かつた窃盗等の財産犯、これにつきましては今はだんだん少なくなりまして、むしろ生活のためではなく、多少語弊があるかもしれませんが、いわばゲーム感覚による犯罪、こういったものも増加しているように思われます。

こういうふうにして、比較的軽い財産犯に短期自由刑が科せられておるわけでございすが、短期自由刑につきましましては、以前より、例えば刑務所に入つていろいろ周りの環境に染まつてしまふとか、そういった種々の問題、弊害等も指摘されておるわけでございす。

そこで、選択的に罰金刑を導入すべきときが来ているのではないかと私は考えておるわけでございす。早速に御検討をいただきたいと思ひますが、この点につき、今後の見通しについてお答えいただければと思ひます。

○則定政府委員 第二百十回国会におきまして罰金の額の引上げの御審議をいただきました際の附帯決議、その中で、特に今の財産犯、窃盗等に選択的に罰金刑という問題につきまして主としてお答えすることになりますけれども、当時そういう附帯決議をちやうどいいたしまして、私どももいたしましては、法制審議会の刑事法部会に財産刑検討小委員会というのをつくつていただきましたので、そこで今御指摘の問題等について検討してあらうなわけでございす。結局、平成五年三月の刑事法部会におきまして、その小委員会の検討結果を引き取りましてさらに御審議いただいたわけでございすが、結論的には、特にその時点で窃盗等について選択刑として罰金を設けることについて意見がまとまらなかつた、むしろ反対する意見が多かつたわけでございす。

御指摘のように、確かに短期自由刑の弊害といふたようなもの、これをどう克服するかという課題があるわけでございすけれども、窃盗罪について罰金刑がないために特に弊害が生じているという現状ではないのか。そういう意味で、罰金刑を追加する必要性は薄い。また、仮に罰金刑を追加することになりますと、これまで刑事政策的に起訴猶予で処理していたものが、場合によっては罰金を徴収するという処分に流れるおそれが強まるのではないかと。そういう意味で、処罰範囲の拡大といふような影響をもたらすおそれもあるといふふうなこともございまして、現行の刑罰体系を前提とする限りは、窃盗罪に罰金刑を設けることに積極的な理由は見出しがたいとする消極論が多数であつたわけでございす。ただ、将来罰金刑全体の見直しが行われる際には、その問題を含めて再検討すべきであるとの意見もありました。

いづれにいたしましても、この問題は刑罰体系全体の見直しの中で検討すべきものであると考えておりまして、今回の改正では取り上げないこととしたものでございすけれども、国会の附帯決議で検討を求められている事項でもございすので、引き続き所要の検討を進めてまいりたいと思ひておるわけでございす。

○茂木委員 今法制審の話がちよつと出てきたわけですが、そちらに移らせていただきたいと思ひます。

今回の刑法の改正作業の過程におきまして、法制審議会の刑事法部会におきましてどのような事項の実質改正を求める意見が強かつたのか、その概要をお聞きしたいと思ひます。特に、先ほどの附帯決議の中の刑罰制度の適正化にもつながるわけでございすが、強盗致死傷につつまして、これは現行刑法の二百四十条に定められていられるわけですが、確かに、強盗を働いた上の人に人を傷つけた罪は重い、しかるべき刑に処せられて当然である、そのように考えております。しかしながら、例えば逃げようとした際に弾みでけがを負わせてしまった、このような場合にも一律に無期または七年以上の懲役に処す、こういうの

はいかなものかと考えているわけでございます。

そこで、この七年という下限につきまして軽減を求める意見も強かった、このように聞いておりますが、今回の改正でこれらが実現しなかった理由、そして今後の実現の見通しについてお伺いしたいと思っております。

○則定政府委員 今回の刑法典の平易化を図るための諮問につきまして法制審議会で御議論いただきました過程で、実質的に、単にその表現を平易化するのみならず、諮問案自体には尊属加重規定の全廃が盛り込まれていたわけでございますけれども、調査審議の際に、審議会といたしまして、これに加えて罪刑法定主義の規定をこの際新たに設けてはどうか、あるいは瘡痍者の行為に関する規定を削除してはどうか、さらには今御指摘の強盗致傷罪の法定刑の下限を引き下げてはどうかなど、およそ十項目ほどの実質的な改正を行うことの可否について意見が述べられたわけでございます。

そのうち、御案内のとおり尊属加重規定の全廃及び瘡痍者の行為に関する規定の削除についてはこれを盛り込むことにいたしました、それぞれ意見が一致いたしました。他の点につきましては、いずれも立法化するには種々検討すべき点があるということから、今回の改正の範囲に盛り込むことは適当ではないとされたわけでございます。

そのうち、強盗致傷罪の下限引き下げの問題につきまして、確かに、執行猶予が相当であると思われましますのに、酌量減輕のみでは執行猶予にできず、特に、今おっしゃいますように、事後強盗に係る事案につきまして実刑にするのが酷である事案が散見されるとして、強盗致傷罪の法定刑での下限を引き下げるべきであるとの意見があったわけでございます。

その点につきまして種々意見が交わされましたが、それぞれの罪に対する刑がどのようなものであるべきかについて、その罪の罪質や他の罪の刑

とのバランス、例えば放火罪その他でございますが、それら種々の観点から総合して考慮しなければならぬということでございます。結局、この問題は刑罰体系全体の見直しの中で検討すべきものであつて、今回の改正で強盗致傷罪のみの法定刑の引き下げを行うことは、全体のバランスとの問題、さらには今回の改正の目的からいたしまして適当ではないとする意見が多数を占めたものであります。

この問題につきましても、今後引き続き刑罰の適正化の一環ということで検討してまいりたいと思っております。

○茂木委員 御説明としては大変理解できるところでございますが、そうはいいたしても、何というか、今回平易化と尊属加重刑罰規定の削除、それから瘡痍者の行為に関する規定の削除、これだけでして、残りの八項目というか何項目というか、それについては結局ほとんど触れられていない。そういう中で、今後の刑法改正の方向について、ごく一部ではあります、改正刑法草案に基づきます立法作業は棚上げになったのではないかと、こういう意見もあるようなのですが、この点も踏まえまして、法務大臣の今後の改正に対する御決意と申しますか、御意見をいただきたいと思っております。

○前田国務大臣 「改正刑法草案」に基づく刑法改正につきましては、極めていろいろ御意見があるところでございまして、また、昭和四十九年という、二十一年を経過した中でかなり社会も変化をいたしておると思っております。

今回の改正は、そうした意味で今後の刑法の改正のいわば基盤作業に大きな意味を持つてくる、かように考えておるところでございまして、今回の改正を成立させていただきましたならば、この平易になった刑法を踏まえて、刑法をめぐるさまざまな議論、御意見をいただきまして、まさに今日の社会状況に合致したよりよい刑法の実現を目指して努力をしてまいりたい、かように考えております。

○茂木委員 それでは、ちょっと時間の関係もありますので、サリン関係の問題の質問に移らせていただきます。このように思っております。きょう、この後も御質問の方がいらっしやうと思うのですが、大くくりなところでまずお聞きしたいと思うのです。

連日のマスコミ報道を見ておりますと、個々の事件である、こう言いつつも、どうしても一連のといった印象がぬぐい切れないわけです。松本のサリン事件、そして公証役場事務長の拉致事件、地下鉄サリン事件、さらには警察庁の長官の狙撃事件、これらの捜査状況、これは捜査でございすから当然発表できない点等々ありますが、一方で、国民は今この事件とか世相に対して大変不安を覚えているわけでございます。御説明いただける範囲で結構でございます、警察庁の方、いらしてまいししたらお願いいたします。

○篠原説明員 お答えいたします。まず、いわゆる松本サリン事件につきまして、現在長野県警察におきまして、引き続き捜査本部体制を維持しまして捜査を行っているところでございますけれども、犯人を特定するまでの有力な情報の入手には至っておりません。

公証役場事務長の逮捕監禁事件につきましては、犯人の一人を割り出して、現在警察庁特別手配に指定をしております。先日石川県において潜伏していたということが判明をいたしまして、引き続き追跡捜査を行っているところでございす。また、この事件の三月二十二日の捜索によりまして、サリン製造に必要と思われる大量の化学薬品を発見して押収をしております。殺人予備の容疑を立証するために、三月二十六日以降、第七サティアンを中心といたしまして捜索を続行しております。現在、捜索によって発見された化学プラントの設備について、それが使用されたかどうかにつきまして引き続き詳細な検証をやっております。

次に、地下鉄駅構内の毒物使用多数殺人事件の捜査状況でございますけれども、現在、被害者や乗客などの関係者から多数寄せられました不審者や不審物件に対する目撃情報を集約して絞りをかけておるといふ状況でございますし、また遺留物件につきましても、さらに詳細な分析を続行しまして入手経路の解明などの捜査を行っているところでございます。

次に、警察庁長官襲撃の捜査状況につきまして、発生直後より警視庁におきまして公安部長を中心といたしました特別捜査本部を設置をして、犯行現場や逃走方向を中心に目撃者の情報収集、あるいは百件以上現在までに捜査本部に寄せられております情報についての裏づけ捜査など、所要の捜査を進めているところでございます。

○茂木委員 次に、サリンに関する特別立法の方についてちょっとお伺いしたいと思うのですが、警察庁の方で現在再発防止に向けてこの特別立法を御検討中ということで、この委員会の方でも議論がなされているところでございます。先般衆議院を通過いたしました化学兵器禁止法あるいは現行刑法との関係、相違点について、まず簡単に伺いたいと思っております。

そもそもこのサリンというものは、私もよく存じ上げないのですが、いろいろ聞いてみますと、人を殺傷する以外に用途がない、このように考えられるものでございまして、当然法律によって取り締まられるべきものである、このように考えておるわけですが、化学兵器禁止法で対処することではできないものなのか。この二つの法を考えると、概念的に競合しないものか。それから、現行刑法に照らして特別立法の整合性あるいは刑の均衡。これらにつきましてどのようなお考えか、まずお伺いしたいと思います。

○篠原説明員 お答えいたします。まず、先般国会におきまして御審議いただいたと承知しております化学兵器禁止法についてでございますけれども、この法律は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約、いわゆる化学兵器禁止条約を実施するた

めの法律ということでございます。このような観点から、化学兵器禁止法におきましては、化学兵器の製造、使用を禁止するとともに、その原料、サリンというのはその原材料になるわけでございませうけれども、これらの物質につきまして製造、使用を許可制に係らしめるということでございます。したがって、いわゆる一般の行政的規制の罰則という色彩を持っておるものでございませう。

現在警察庁において検討を進めております法律につきましては、このサリン自体の持つ非常な危険性あるいは身体に及ぼす被害というものを、これを防止をするということを目的といたしまして、この観点から、サリンの発散、製造、所持等を原則的に禁止をして、またそれらの原材料を購入するような、あるいはそれを手助けするような予備行為も含めて処罰するほかに、被害発生やそのおそれがある場合におきまして警察官の迅速な措置について規定するなどの、公共の安全という観点からの立法を検討をしているところでございませう。

化学兵器禁止法におきましては無許可使用罪あるいは無許可製造罪というものがございまして、これにつきましては、現在警察庁において検討している法律についても、多くの場合これらの点についてダブる場合があるかと思っておりますけれども、これらの罪につきましては相互にその観点を異にするということ、いわゆる観念的競合ということで併存し得るものであるというふうに考えております。また、このような関係につきましては、ほかの立法例についてもあるところでございませう。

また、刑法との関係につきましては、私どもの方は、この特別立法につきましては化学兵器禁止法との平仄というものを、法定刑とのバランス、いわゆるサリンの発散は化学兵器の使用とそれ自体同じ効果を持つものではないかということでのバランスを考慮しておるところでございませうけれども、一方刑法との関係におきましては、例えば

人を死に至らしめるといったような場合につきましては、これは刑法の殺人罪で処断されるべきであらうということを考えて、私どもの方は公共の危険という面の発散の罪においてとどまっておるということでございます。現行刑法とのバランスについては失してはいたくないのではないかなというふうに考えておるところでございませう。

以上でございます。

○茂木委員 最後になると思うのですが、連日のマスコミ報道等を見ていると、確かにオウム真理教、宗教法人といいますが、大変特殊な、例外的なケースであると思うのですが、やはりここで宗教団体における人権それから宗教の自由についてどうしてもお伺いしておきたいと思うわけでございます。

信教の自由、宗教の自由、これは当然憲法で保障されているわけですが、事今回のオウム真理教の一件に関しましては、信者に対して家族は大変な心配を寄せている場合であっても、教団側は本人の意思である、こう言い続けまして、当の本人は密室に閉じ込められたり薬漬けにされたり、意思表示すらできない状態で保護されているケースもあつたわけでございます。これは明らかに刑法第二百二十条に定めるところにより逮捕監禁罪に当たると思われますが、どのようにお考えであられるか。

また、きょうは文化庁の方からお越しいただいていると思いますが、オウム真理教に関しましては、信者が子供たちの就学義務を怠っていたり、ほかにも武器の製造を疑われたり、教団内部よりそれによって逮捕者を出す。こういう、おおよそ宗教団体としては理解できない、常識を超えた活動を行っていた、そういうわけなんです。教団内部ではいわばこれが治外法権のような形で、このように宗教法人を隠れみのにしたり、余りにも逸脱した団体につきましては、未然に厳しく指導していく必要が今後あるのではないかと、このように考えているわけですが、いかがでしょうか。

最近では、宗教法人の見直しですとか、宗教法人審議会を持って宗教法人そのものを見直していく、こういうことも提案されているようでございますが、このあたりの見直し等々につきまして、御説明、お答えを伺いたしたいと思います。

○中根説明員 お答えいたします。

前段の、宗教法人がかかわっているところと犯罪行為等が行われているところとであれば、それについては所定の法律によって処罰を受けるのは、これは当然だということに思うわけでございませう。ただ、制度論につきましては、宗教法人に関する制度をどうするかということにつきまして、今回の事件に関連するものも含めまして種々議論があるというふうに私も承知しているところでございませう。

そもそも宗教法人法の制定につきましては、憲法で保障された信教の自由の原則のもとに制定されたものでございませう。その意味で、その改正に当たりましたら、信教の自由あるいは政教分離の原則との関係もございまして、基本的に慎重に対応する必要があるのではないかと、こういうふうにお考えいただければと思います。

ただ、仮に宗教法人制度を見直すという場合には、宗教法人審議会の御意見をお伺いすることが必要になろうか、こういうふうには存じますが、今回の事件につきましては現在まだ捜査中ということでございますので、その捜査の進捗状況を考慮しつつ、必要な時点で宗教法人審議会を開催することも検討してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○茂木委員 時間が参りましたので、質問を終わらせていただきますが、できるだけ早いしかるべき時期に宗教法人審議会を開催することをお願いいたします。質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○金子委員長 山本有二君。

○山本(有)委員 今回の刑法改正作業、大変御苦労さまでございます。特に、刑法という古い法律

は社会の実態とともに法律自体が古くなり、それ自体現代社会に適用にならないということもありませんので、そういう法律の特性を考えて今回現代用語に改正していく、そういうお気持ちは大変ありがたいところでもあり、国民ニーズに適合するというように思いますので、今後その姿勢で頑張りたいと思います。

本日は、それとちよつと方向を変えて御質問をしたいと思います。選挙違反に関する問題でございます。

選挙の自由と投票の廉潔性を保つということ、民主主義の健全なあり方、また発展に欠くべからざることでございませうし、ともかく選挙が汚いということ、国家自体のあるいは政府自体のあり方も問われるように思います。そういうことから考えまして、今の日本、それこそ政府が信頼され、国というものが信頼を置かれるということになるためにも、選挙犯罪のないようにということをお願いしております。

今まで中選挙区制度で選挙犯罪が多々ございました。しかし、それを今度の政治改革の一環の中で小選挙区に変更いたしますと、小選挙区の特性としてどうしても一対一、どちらが勝つか、大鵬か戸戸か、あるいは貴乃花か曙かというようなことになりまして、過熱いたします。奄美の例ではありませんが、過熱をすれば必ず犯罪に結びつくだろうというように、容易に想像するわけでありませう。

そこで、中選挙区から小選挙区に移行して、それに伴う過熱対策、過熱に対して制衡棒をどうやって入れるかということに對しましては、議員立法ではあつたわけですが、連座制の範囲の拡大、それから当選無効に加えて資格停止、三番目には百日裁判をより実現していこうという法の改正、これは平成四年の法であります。私は、そういう三つの大きな改正をやつたのだらうというふうに思います。

しかし、三つで十分足りるのだらうか、特に小選挙区、奄美対策、あるいはこれから過熱してい

くという選挙区に対して、この三つで大丈夫なのかという不安を持ってあります。それとともに、この三つで不安という以上に、この三つが従来よりも十分機能してくれるかどうかということでありまして、また、法律問題として、特に連座制は問題を多少はらんでいるのではないかなというように思っております。

今、小選挙区になって、それこそ投票の方法すら国民はまだ熟知いたしてありません。例えば、私が高知市で出ておいて今度は四万十川の方に移るけれども、まだ両方投票できると考えている人がたくさんあります。ですから、投票方法すら知らない人に、ましていわんや連座制の範囲を拡大しましたと言ったって、範囲がどこまで拡大したのかというのは全く国民の知るよしもないというふうに私は思っております。

そこで、啓蒙活動ということが大変大事だろーと思っております。自治省も啓蒙活動を一生懸命やっていたいてありますし、警察も、取り締まりにおいては、今行われております統一地方選挙においてしっかりと取り締まりや注意をさせていただいておるとは思っています。しかし、この連座の概念、範囲拡大したときの概念がよくわからないというのは、あの政治改革の委員会の審議の中でも出ておりましたし、今なお私はそのことが不安でなりません。

連座というのは、いわば個人責任主義の例外でありますし、イギリスと日本しかこの制度はとっておりません。そして、罪刑法定主義とか類推解釈の禁止とか、幾ら刑法上うたつてみしても、国語でどう考えたって、あいまいな解釈が当然だと思ふような範囲の拡大ということになると、法制局等も頭を痛めたのでしょうかけれども、私はこれまた若干問題があるだろうというように思っています。

そういう、こういうを考えてみますと、連座を強化した、さあ小選挙区になるから我々は対策を講じたと言けれども、連座なんてどうせ適用になるはずはないじゃないかと。例えば、連座制と

いうのは今に始まった問題でなくて、随分昔からこの連座制度はありましたけれども、適用になったのは一回しかない。一回しかないから改正したていいだろう、そして範囲拡大したていいだろう、こういうような物の考え方では法律ができ上がっていく、国会が運営されていくということでは、私は国会自体の自殺だろーと思っております。

そういうことを思いますときに、この新しい法制度が適用になる現在、おとつ地方選挙、都道府県知事選挙が終わりましてけれども、このときに当たって何とか、質問というよりも、ぜひ問題の喚起をさせていただきたいということでございます。

そして、百日裁判におきまして、イギリスであれば連日開廷ということ法制化しておるわけでありまして、連日開廷ということぐらゐであれば、実体審理を要するわけでないわけでありまして、選挙犯罪は連日開廷なんだということが法曹三者でわかるならば、よその事件はちよつと置いておいてということにもつながるだろうし、思い切った、やはり百日裁判の実現のためにと踏み込んで頑張っていかなければ、実現はまだまだかなというようにも思っています。そういうことが私の本日の質問の趣旨でありますけれども、これから順次各省庁にお伺いさせていただきます。

そこで、選挙犯罪の実態からまず教えていただきたいわけでありまして、過去十年各種選挙で、中選挙区制度でありますけれども、特に衆議院選挙、どういふような犯罪、そして犯罪検挙数、検挙人員であったのか、それを警察庁にお伺いします。

○衆本説明員 お答えいたします。今委員御指摘の、過去十年間におきまして、地方選挙、国政選挙いろいろあるわけでございますが、その中でも、比較する意味では、過去数回行われまして衆議院議員の総選挙、それから参議院議員の通常選挙、それから現在も行われておりますが統一地方選挙などにおきます、警察が取り締

まりをいたしました結果に關しまして、御説明を申し上げます。

結果的には、その期間にそれぞれ数回が施行されておりますが、それぞれの選挙におきまして私どもが検挙いたしましたトータルの検挙件数、また検挙人員につきましては、いずれもおおむね減少傾向が見られます。罪種別に見ましても、その多くは買収罪が多いわけでございますが、買収罪また戸別訪問あるいは文書違反、こういうようなものにつきましても、先ほど申し上げました三種類の選挙について、いずれも減少をたどっているという状況でございます。

数字はよろしいのでございますか。(山本(有)委員「数字をちよつと願ひします」と呼ぶ)それでは、今御指摘のうちの総選挙のみについて若干申し上げます。

昭和六十一年七月に第三十八回の衆議院議員の総選挙が行われておりますが、この際には、トータルで、検挙いたしました件数が五千百四十四件、人員で一万一千百七十六名の方を検挙いたしました。平成二年の第三十九回につきましましては、件数が三千八百三十四件、人員で七千六百二十三名。最近の平成五年に施行されました第四十回の衆議院総選挙におきましては、トータルで三千二百一十一件を検挙し、人員につきましては五千八百三十五人。この三回を比較いたしますと、今申し上げましたように、件数、人員とも、いずれも減少しているという状況でございます。

○山本(有)委員 件数、人員とも減少しているということが一つの傾向であつて、喜ばしいようにも思いますが、これは、私はたまたまこうなつたのではないかなという気がいたしてなりません。それは、警察庁がもし本気でこの選挙犯罪というのに取り組まれば、例えば一人の候補者、これを徹底的に調べ上げるならば、選挙違反というのはいくらでも必ず出てくるだろうというように私は思います。

そうすると例えば、おい、君、こういうことを頼むよと言つて、済まぬけどあなたの車を使つて

ガソリンをたいてそれで速くの方まで頼むよということ、ガソリン代だけでも実費を渡しても買収罪になるわけですし、電話代をNTTに払う分をこつちが払つても買収罪になるわけでありまして。そんなことを考えてみますと、うっかりした、単に知りませんでしたでは済まないということとを考へてみますと、私は、駐車違反とかいうことと非常に似通つた、あまねく普遍性のある犯罪のような気がいたしまして、それであるならば、この取り締まり、減つたからよかつた、減つておるからいい傾向だと言ひ切れるのかなという気がいたしてなりません。

そこで、今回、この小選挙区を控えて、また小選挙区になつた後に、徹底的に民主主義の健全性を担保するために頑張つてもらわなければならぬのは、この警察庁であります。したがつて、これはあえて聞かせていただきますが、統計的数値で出てこない暗数というのが必ずあると思うのです。駐車違反でもそういうことを研究なさつておるだろうと思ひますけれども、一罰百戒で、一人を捕まれば威嚇効果があつてほかが静まるから、だからこれで大丈夫だというつもりもあるかもしれませんが、こういう選挙違反の取り締まり実態、そして捜査をすれば必ず見つかるのじやないかなという、逆に我々活動する方も何か萎縮もしますし、にらまれたら終わりだというようになるとになりますと、どうも国の警察行政と我々との、国民との間の関係も悪くなるだろうというようにも思ひます。

そんな意味で、今後、このいわゆる普遍性の選挙実態、そして捜査すれば見つかるというように、そんなふうなことも考へ合わせまして、根絶のために努力を賜りたいと思ひますけれども、警察庁にお考へがあるならば、それをお聞かせいただきたいというように思ひます。

○衆本説明員 お答えいたします。今委員御指摘の、暗数というお話がございましたが、これにつきましては、もちろん買収罪等、犯罪形態としては潜在化する可能性があるわけ

ございますから、暗数がないという形でももちろん否定できる立場ではございません。

私ども、そういうことも踏まえまして、警察といたしましては、それぞれの選挙の際に、しっかりとした体制を確立をいたしまして幅広い違反情報収集に努めまして、その中で把握をいたしました違反内容に応じてそれぞれ適切な措置を講じておるところでございます。

具体的には、先ほど検挙件数を申し上げましたが、もちろんそれぞれの違反取り締まりに当たりましては、軽微な違反につきましては警告等を行って違反の早期防止ということを図っておりまして、それは先ほどの数字には入ってございません。そういうような軽微な違反につきましては警告措置をとる、さらに買収罪等の悪質な違反につきましては厳正かつ徹底した措置を講じておるところでございます。

また、私ども警察といたしましては、先般の連座制の強化等を含めた改正公選法の趣旨を踏まえまして、私ども、あくまでも違反取り締まりを通じて選挙の公正の確保に努めるということが警察の責務でございますので、それを十分認識した上で、現在各都道府県警察におきましても選挙違反取り締まりの体制を強化いたしまして、先ほど申し上げましたような悪質な違反の検挙に努めているところでございます。

○山本(有)委員 それでは、連座制の適用範囲の拡大のことについて伺いたします。

拡大した一番のポイントは、組織的選挙運動管理者等というものがもし選挙犯罪を起こした場合に連座になるということになるわけであります。この組織的選挙運動管理者等というものの概念、中身、これについて解釈をいたしますと、ある程度例えば指揮監督をしたんだとかいうことが定義されるわけであります。

具体例の説明、解説を、これは自治省が書いたものを読ませてもらいますと、例えば同窓会、これでも「上層部はもちろん」と書いてありまして、最後に「ある分野を担当する末端の責任者

も、これにあたります。」こうくるわけであります。そうすると、末端の責任者ということになると、弁当を手配したらもう既にそれに当たる、このなるわけで、じゃ、弁当の手配というのは具体的にどうなのかというと、組織的に最初から最後まで弁当を手配したらそれはそうなるかもしれないが、その日だけ、その時間だけたまたま選挙事務所に来て、じゃおれが弁当買ってくるので、それでこれの中に入ったりする危険性も十分あるだろうと僕は思います。こういうことになると、やっている方もつらいし取り締まる方もつらいのじゃないかというように思います。

そこで、このようなあいまいな概念、これは議員立法で我々国会議員がつくった法律ですから余り自治省を責めてもしようがないのですけれども、警察も自治省も運用上これは困るだろうと思うのです。その点、どういう解釈や特定をしようというとおつりなのか、お伺いさせていただきます。

○大竹説明員 お答え申し上げます。

組織的選挙運動管理者等に係る連座についてお尋ねでございますけれども、公職選挙法の第二百五十一条の第三項におきましては、組織的選挙運動管理者等とは、「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者をいう。」と定義をされているところでございます。

この規定につきましては、御案内のとおり第三十一回国会におきまして議員提案により設けられたものでございますけれども、その際提案者の方からは、この「選挙運動の計画の立案若しくは調整」を行う者とは、選挙運動全体の計画の立案または調整を行う者を初め、ピラ配りの計画、ポスター張りの計画、個人演説会の計画、街頭演説等の計画を立てる者やその調整を行う者等であり、わば司令塔の役割を担う者であると説明されてい

るところでございます。

また、「選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督」を行う者につきましては、ピラ配り、ポスター張り、個人演説会の会場設営、電話作戦等に当たたる者の指揮監督を行う者等であり、いわば前線のリーダーの役割を担う者という説明がされているところでございます。

また、「その他当該選挙運動の管理を行う者」につきましては、選挙運動の分野を問わず、計画の立案、調整あるいは指揮監督以外の方法により選挙運動の管理を行う者をいい、例えば、選挙運動従事者への弁当の手配、車の手配を取り仕切る等、選挙運動における後方支援活動の管理を行う者を指すと説明されているところでございます。

自治省といたしましては、この立法者意思を尊重いたしまして、この説明に沿って解釈しているところでございます。

○山本(有)委員 これは押し問答になっても仕方がないのですが、「組織的選挙運動管理者等」、それと「相当の注意」、それから「意思を通じて」、それから「組織」、こういう概念についても非常にあいまいなんですけれども、もうこれは一々定義をお聞かせいただくことなく結構です。

こういうことがあいまいであらうという事実の御認識はあるだろうと思えますけれども、苦しい答弁になるかもしれませんが、もしそれに対して何らかメルクマールをこしらえていくというつもりがあれば、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○大竹説明員 お答え申し上げます。

これにつきましては、既に法律に入っているものでございますので、この法律の条文に沿って解釈することは当然でございますけれども、やはり立法の際の国会におきましてこの立法者の説明、すなわち立法者意思をそんたくしてこれを解釈すべきものと考えておるところでございます。

○山本(有)委員 ひとつしつかりここを明確に、国民にもよくわかるような、また自治省でありますから、こういうパンフレットをつくっていただいてあげたいと思えますけれども、なおこのパンフレットなんかでも多分余り行き渡っていないのではないかと、より選管と協力し合いながら今度の選挙、統一地方選挙、参議院選挙、次の衆議院選挙までに思い切った頑張りをやっていただきたいということをお願い申し上げます。

次に、百日程の裁判のことを、もうちょっと連座制について百日程の裁判との関係で聞いておきたいことでございます。

実は、この連座制をとりましますと、買収罪でまず逮捕されて有罪判決がある、一審であり、二審であり、三審である。それぞれ百日程の適用があるから、まあ最短距離で三日でいく。ところがこの連座というものは、新たに連座裁判というのをやらなきゃならぬわけであります。あるときは当選人を被告として、また逆にあるときは検事が被告として裁判をしなければならぬ。それが確定するとやつと連座制になる、連座制で候補者が資格停止になる。それは、高裁にまず訴えてそれで最高裁で結審という、連座が最終的に確定するのが五審制というふうになってしまおうわけでありまして、そのところの問題点があると思えます。

それで、そういう認識のもとで、前提として百日程の裁判については聞いていきたいと思えますが、この百日程裁判制度、一生懸命頑張つてやっておいでになるわけですが、百日程では全然済んでいないように思えます。けれども、やつと最近、初めて百日程裁判が実現できました。それはあの新聞さんのであります。新聞さんの裁判においては、一審で百十六日、二審で九十五日、三審で六十三日。百日程裁判がこれでやつと実現したかなという、これが唯一救いの例であります。それ以外、過去にはもう四百日程平均でやつたような年もありました。そういうことを考えていきますと、この百日程裁判の実現こそ選挙犯罪を撲滅する

一つの大きな手段であることは間違いない。百日を越えてどんとやっていますと、もう有罪判決があっても議員は議員のままでいられるわけでありませう。

そこで、百日裁判について三者協議が行われております。法務省、裁判所、弁護士会、この三者で法廷を構成するわけでありませうから、百日裁判に向けて、三者協議で成果を上げ実行しておるのかどうか、そのことについて法務省にお伺いをいたします。

○則定政府委員 御指摘のとおり、結局、資格を喪失させるという連座制なりあるいは当該選挙無効、当選無効の効果のある罰則の適用ということになりますと、議員任期中にその裁判が確定することが必要ということになって、かねてからいわゆる百日裁判の規定というのは公職選挙法にあったわけでございませうが、御指摘のとおり平成四年の改正で、さらにそれを推進するという意味で詳しく規定が改正されたということでございます。

それを受けまして、従来からの三者協議におきまして百日裁判実現に向けての諸方策に加えまして、日弁連、最高裁、法務省との間で昨年三月に合意を形成いたしました。その結果、趣旨といったしましては、法曹三者が法改正の趣旨を尊重し、相互に協力して被告人と弁護人の防衛権、弁護権の保障に配慮しつつ、検察官及び弁護人において実行可能な事前準備の励行、あるいは審理計画の早期確定に努め、弁護人所属の弁護士会もこれに協力する必要があることが相互に確認されたわけでございます。

その合意の具体化につきましては、各地の実情に即してさらに協議が行われることとなっております。まして、各地におきまして、第一審強化方策地方協議会や具体的事件におきまして事前打ち合わせの機会を通じて、法曹三者による真摯な協議が行われているものと承知しております。それぞれの単位弁護士会、地方裁判所単位でそういった合意がなされておると承知しております。現に、御指摘

のとおり、既に名古屋の管轄におきましては、御指摘の事件につきましてそれぞれの審級においてほぼ百日あるいはそれ以上の審理で判決あるいは決定が行われたということでございます。

○山本(有)委員 法曹三者で御努力をいただいておりますわけでありませうけれども、ここで先ほど申しました連座制をとると、五審制になる。三審までは刑事事件である。ところが当選無効になるとこれは刑事事件じゃないという特殊性がありますと、法曹三者の合意事項の中に、刑事事件の場合は国選弁護人を早くつける、弁護人をつけて、それで弁護士が一生懸命開廷を急いでくれると百日裁判が全うできる。ところが連座制になると、いわば民事扱いというようになると、契約して弁護士を依頼しなさいかぬということになると、お金がない、引き受けてくれる人がないというような話も多々あるだろうと思えます。

これを法務省に聞くよりも、それは日弁連に聞かなきゃいかぬわけですが、あえて、法曹三者の中で法務省も日弁連については非常にお詳しいところもありますから、ひとつこういった連座制の五審制ということに対する、百日裁判の趣旨をこれは没却しているのではないかと。百日裁判ということに連座制でも趣旨が全うできるのかということについて、御意見を伺いさせていただきます。

○則定政府委員 直接所管でないのにお答えしにくいところでございますけれども、刑事事件における百日裁判の促進、早期結審ということは、ひいてはそういう連座規定についての運用上も考慮すべきであらうというふうに私も受けておるわけでございます。

費用の点につきましては、これは行政訴訟というところでございませうので、かつか、考えてみますと、何といいましうか、当選人がかかわる案件ということでございませうので、一般的に見ますと果たして経済的困難者と言えなくどうかという面もあるかと思えますので、この辺は別に考えるべき問題であらうかなというふうに思っています。

す。

○山本(有)委員 ぜひ三者協議の舞台で、こういう問題もあるし、三者で連座制のときも早く促進することを、協議をお願いをさせていただきたいと思えます。

最高裁も来ていただいておりますようでありませうが、訴訟指揮というのは、法廷の中では衆議院議長、議場における指揮権以上のものがあると思えますし、期日、開廷については裁判長の意向次第だろうと思えます。その訴訟指揮権を遺憾なく発揮してくれば、百日裁判の公職選挙法の条文、その規定が訓示規定だ、単に本心に努力目標だけだというそしりを免れるだろうと思えます。したがって、最高裁判所の訴訟指揮権のやり方について強く百日裁判実現に向けてお願いをさせていただきまして、質問はカットいたしましたので、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○金子委員 坂上富男君。

○坂上委員 私の質問時間二十五分でございますが、緊急な問題もありますので、この法務委員会でも取り上げさせていただきますことをお許しいただきますしたいと思います。

まず、私の新潟県笹神村を多分震源地とするマグニチュード六の地震が四月一日十二時四十五分ごろ発生をいたしております。相当な被害が出ているようでございませう。被害町村は十四市町村に及んでおります。私は、この翌日の二日の午前中、現地を駆け足で調査をさせていただきました。そして、被害が報道される以上に相当出ていることも見させていただきました。それから、二日以降また被害がいろいろと判明していることもわかりました。

そんなような状況でございまして、例えば、豊浦町あるいは豊栄等にかかわっております福島湯という十拓地がございませう。ここは、生産調整をめぐりまして、その是非をめぐりまして、稲を植えるか植えないかということで新潟県当局、農水省当局と大変激しく争いまして、強行田植え、強行稲

刈り等をいたしたり、あるいは裁判で法廷闘争をいたしたりいたした地域でございませう。ここは土地改良区ということになっておりまして、福島湯土地改良区になっております。

そういうような状況にあるところに地震がありまして、二日現在でわかりませんでしたが、その後、二、三日いたしまして、田植えの準備をいたさなければならぬものでございませうから、排水管が大変よく整備をされてきているのでございませうが、これが漏水をいたしまして、使用が不可能というような事態も起きておるわけでございませう。あるいは、学校でございませうが、学校が相当倒壊の寸前にあるというようにございませう。また、豪農のやかたと言われている市島邸、これは東京高検検事長をなさった市島さんの実家だろと思えますが、これが倒壊をいたしておるわけでありませう。

顕著に知られておるのはそういう部分なんですが、ございますが、このことにつきまして、直ちに私は、翌日三日の日に参議院の予算委員会がありまして、社会党の稲山参議院議員がサリン問題で集中審議の御質問に立たれるというので、どうかひとつ総理にこの簡単な被害の状況をお訴えをして、これの対策と救援について強い要請をいたして、これという要請を直ちにいたしまして、早速稲山議員の方から予算委員会を取り上げていただきますという答弁もいただいておりますわけでございます。

そこで、少し各省庁別に具体的な被害の規模と今後の対策等についてお願いもいたしたいと思っております。農水省、文部省あるいは国土庁、厚生省、建設省、通産省、大蔵省等、相当多岐にわたると思うのでございませうが、これは一々また御答弁をいただいておりますので、大変でございませうので、きのうのお話し合いで、ひとつ取りまとめを国土庁からございませうか、御答弁をいただくといいことになっておりますが、この被害規模

の実態とこれに対する対策について、もう数字だけ、それから、問題点があるとすれば少し言っていたら、御答弁いただきたいと思ひます。

○大野説明員 去る四月一日に新潟県北部で発生いたしました地震につきまして、御説明を申し上げたいと存じます。

まず、負傷者あるいは住宅被害でございますが、消防庁の調べで、四月十日現在でございますが、重傷が六名、軽傷六十二名、住家につきましては千一棟に被害が生じております。このうち、全壊が五十三棟、半壊が百六十五棟となっております。当面の住宅確保対策につきましては、災害救助法に基づきまして応急仮設住宅を必要とする戸数につきまして設置をするということとしております。また、去る四月七日から、住宅再建の支援をいたしまして、住宅金融公庫におきまして災害復興住宅貸し付けの取り扱いを開始をいたしましたところでございます。

農業関係につきましては、水路等農業用施設におきまして一億円余りの被害が出ております。特に、御指摘もございましたが、福島県を中心といたしまして農業用施設の被害につきましては、農林水産省が担当官を現地に派遣をいたしまして復旧工法の指導を行っているところでございます。今後災害査定を早期に行うように努めますとともに、必要などころにつきましては早急に応急工事を実施などいたしまして、今期の作付に支障がないように対応をしてまいりたいと考えております。

また、学校関係でございますが、公立学校が十六校、私立学校につきましては七校園におきまして被害が発生しております。公立学校につきましては、災害復旧事業が円滑かつ迅速に行われますよう万全を期してまいりたいと存じます。また、私立学校施設でございますが、日本私学振興財団が行います災害復旧費に対します長期低利の融資を実施をいたしておりますところでございます。

次に水道でございますが、厚生省の調べでは、二市三町三村で延べ約七百二十世帯が断水をする

などの被害を受けておりますが、四月六日には復旧工事がすべて完了いたしましたところでございます。

また、河川、道路関係でございますが、建設省所管の河川二カ所、道路四カ所で被災をしておりまして、これも準備が整い次第災害査定を実施をいたしまして、早急復旧に努めてまいりたいと考えております。

このほか災害救助法に基づく対策といたしまして、避難所の設置や炊き出しによります食事供与も実施をいたしたところでございまして、今後とも新潟県と十分協議の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、被害を受けた地方公共団体が行う災害復旧事業につきましては、自治省におきまして災害復旧事業債の措置を行うとともに、災害復旧事業費、あるいは罹災世帯数、さらに農作物の被害額などを指標といたしまして特別交付税の算定を行ひまして、所要の財源措置を講じていくことにしております。

今後とも、政府といたしましては、被災地域の災害対策に万全を期してまいれる考えでございます。

○坂上委員 ありがとうございます。

私も、まだ調査漏れも相当あると思ひますし、質問漏れもあらうと思ひますが、今後出てまいりましたらよろしくお願ひをしたいと思いますのであります。本当に地震というの怖いということを実感いたしました。特に新潟県は、昭和三十九年に新潟大震災という経験をしておりますので、五十年か百年ぐらいは大丈夫だろう、こう思つておりましたら、大変なことが私たちの足元にまた起きてきたわけでございます。これは、阪神大震災が起きる、そしてまた新潟県に第二の地震が起きるなど、もう想像することができないような事態が発生をいたしておるわけでございます。また、何か新潟県と山形県際のとこに空白地帯がある、こう言われておるわけでございます。ここも一つ危険だということが報道もされてお

るわけでございます。県民といたしましては大変不安を感じておるところでございます。

まず一番お願ひをしたいのは、この救援と復旧のための政府の御努力をひとつ何としても強く要請をいたしておきたい、こう思ふわけでございます。

次に、今度はサリン等の一連の事件についてでございます。

まず一つ、お伺いをいたしますが、サリンの製造や所持、これはもう人を殺す以外に、人が死ぬ以外に使用目的がないような化学薬品である、こう言われておるわけでございます。したがいましめて、新聞報道、報道を見ておりますと、全部殺人予備罪でガサをずっとやっているのです。サリンというのは、やはりあれでしょう、サリンそのものがもう殺人予備罪になる、こういう理解で立っておるのでしょうか。

例えば、人を殺す目的を持って出刃包丁を購入した、これは殺人予備罪、これは目的を持っておるから殺人予備罪になるわけでございますが、サリンは全くこれ以外に使用目的がないから、そのこと自体がもう殺人予備罪に当たる、こういう認識でございますか。それとも、やはり殺傷目的があった、この二つがあつて構成要件になっているのですか、サリンの場合はどうですか。

○篠原説明員 お答えいたします。

御指摘のとおり、サリンは人を殺傷する目的以外にはまず現在では予想されない危険な物質でございます。サリンは、殺人予備の立件に当たりましては、単にサリンを所持あるいは製造の容疑といたしましてはありませんが、やはりその原材料物質の状況、あるいはそのほかの資料等に基づいて、殺人予備の容疑ありということでの容疑で現在捜査を進めているところでございます。

○坂上委員 殺人予備罪を適用いたしますと、これは相当な人数の関係者がおるわけでございますから、国民はまず差し当たり殺人予備罪で、一網打尽という言葉がありますが、こういうようなこ

とを多分期待しておられると思うのでございますが、これは大体そういう方向で今捜査が進んでいる、こう理解していいですか。また、これが殺人予備罪でまず第一次の検挙というのか、そういうようなことの見通しなんかはお話できますか、御答弁を。

○篠原説明員 お答えいたします。

現在、殺人予備罪で鋭意捜査を進めておるところでございますけれども、その捜査の行き先がどういう形態になるかにつきましては、答弁を差し控えさせていただきますというふうに思つております。

○坂上委員 これ以上余り言いませんが、まず一つは、今度、捜査の中の問題点の大きい部分でございますが、坂本弁護士さん一家の行方が依然としてわからないわけでございます。骨が出てきたということが捜査の中に出てくるわけでございますが、これは一体骨をどういうふうに見ていられるのか、出てきた骨というのは大体どの程度の規模というのか、数というのか、ものが出てきておるのか、その辺少しお話ができれば、ひとつしてみてください。

○篠原説明員 お答えいたします。

先般、静岡県警察におきましてヘリコプターの駐機場を捜索いたしました際に、人骨様の骨、一体分というふうに見えておりますけれども、それが出てきたということでございます。今後の詳細な鑑定、捜査によつて判明するかと思ひますけれども、現在では全く未定の状況でございます。

○坂上委員 その次に、松本サリン事件でございます。

これはいろいろ聞きますと、いわゆるこの第一通報者の方でございますが、これは被疑者と断定などしたこともないし、被疑者として疑つたこともないというような警察庁の御答弁のようなんです。が、国民や報道は、この第一通報者の方がどうも怪しいんじゃないかとみんなが率直に思つたらうと思ひます。しかも、これを弁護した弁護

士さんは、まさに国民の敵だと思われるぐらいの非難、中傷もあったらうと私は思っているんですよ。本当に、今回の地下鉄サリン事件が起きまして、第一通報者でないということはもう国民のほとんどの皆さんが思っただらうと私は思うのです。私もそうだろうと思うのでございます。

ただ、私は、この松本サリン事件はその第一通報者の人権が大変侵害をされているんじゃないか、こう思っておりますから、警察庁は、この人の人権の回復のために、被疑者にしたとかしないとか、そんなことはしませんと言わないで、やはりこういうことはストレートに、本当に警察は確信を持って第一通報者はこういう疑いのない人でございまして、もうなことを、私は明確にすべきだろうと思うし、今できるだろう。

私は、この中で、今回の事件の中でたった一つの救いは、これが判明したんじゃないかというところだけなんです。あとは、もうとてもじゃないが、想像を絶する戦慄すべき事件が発生をいたしました、下手なことをいたしました、国そのものに對する大きな挑戦が行われているんじゃないか、と心配しているわけでございますが、松本サリンの第一通報者の人権問題、きちっと対応していただきたいと思います、いかがです。

○篠原説明員 お答えいたします。

御指摘のようにサリンという共通の点がございませうけれども、松本サリン事件、それから地下鉄のサリン事件、オウム真理教の事件等におきまして、それぞれ現段階におきまして別の事件ということでの捜査を行っている中でございます。したがって、現段階におきまして特定の者が容疑者であるか否かということについてのお答えというものは、差し控えていただきたいと思います。

○坂上委員 この第一通報者が犯人でないということぐらいはもう確認できるのじゃないの。本当に、こんなことになったら、通常の善良な国民としては不安でどうしようもないわ。しかも、私は

思うのです。この人は化学薬品等を非常にたくさん持っておられた、こう言われておる。そのことを知った別の真犯人がこの場所でやっただけじゃないか、こう私は実は思っているんです。

その辺もあわせて、警察当局はどういうふうに対応しておられますか。国民は大量な別件捜査その他のことについては、やむを得ない、本当に大変な事態だからというふうな認識をしているのでございますが、しかし、もうこうやって人権侵害された人については逐次明確に人権の回復のためにすべきことがやはり任務なんじゃないか、こう思うんですが、どうですか。

あなたはお立場上、まだそういう最高責任でないから、あるいはお答えしづらいかもしれませんが、やはり国民はそういうことを望んでいるんじゃないでしょうか。でありますから、もう少しきちっと答弁をし、また捜査の中でそういう観点から、どうもこの第一通報者の近くでやれば第一通報者が犯人と疑われる、こういうふうになってきたのではなからうかと私は思っているのです、一言でいいですから答えてください。

○篠原説明員 お答えいたします。

現在、長野県警におきまして、犯人検挙に向けてあらゆる角度からの捜査の推進中でございます。したがって、現段階におきましての答弁は差し控えていただきたいと思いますというふうに思っております。

○坂上委員 それでは、きょうの本論に入らせていただきます。

私は、特に癌腫者の必要の減軽条文の削除の問題について御質問をいたします。

前の前の国会に私は出ておったとき、私の知っております長岡驛学校の子供たちが国会見学に来るというのです。国会見学に来るといふものから、私は、手話なんかあるのか、こう衆議院に聞きましたら、手話はありません、手話の人を、先生、連れてくることは構いませんよ、こういうわけでございます。私は、とんでもないじゃないか、こういう障害を持った子供たちが国会見学に

来るのだから、万遺憾ないように対応してやっけていただきたと議長に上申書を出しました。それで、これが決定をされました。そして、日本で一番立派な、立派な子供たちにつけてくられて、国会見学をさせていただきます。

今の子供たちというのは、口話、口でもってしゃべる練習をしておるから必ずしも手話を必要としないうるのです、しかし、中途にこういう障害を負ったような子供たちには、やはり手話というものがあつた程度必要なんだそうです。

それから、主語と言ったかな、述語と言ったかな、私ちよつと忘れてしまったのですが、これが口話で言うとなかなか言われないもので、手話が必要だということも何かあるのだそうです。でございます。これ、必ずしも正確な表現ではございませんが、そんなようなことがありまして、私は、この必要の減軽条文削除について非常に感慨無量な思いを覚えているわけでありまして、その学校に、この間は卒業式に呼ばれて行ってきた。それで、今持っておりますのは「久々比」という職員の方の機関誌的なものなんです、いろいろのことにも私は影響すると思ひますから、ちよつと読み上げさせていただきますと、卒業生の答辞なんです。

振り返って見ると私は地元の幼稚園を卒業し、普通小学校で二年生まで勉強をいたしました。しかし三年生になる頃、聴こえていた耳がなぜか聴こえが悪くなつたり「困つたなあ」と思ひました。耳が聴こえるように祈りました。そして三年生からは、この長岡驛学校へ転校してきてました。○村の家からは通学できないので寄宿舎に入ることにいたしました。寄宿舎に初めて泊つたとき、父母と別れた淋しさに夜になつても眠くならず、涙をたくさん流してました。母に会いたいと声を出してました。涙はずつと止まらず、がまんすることができませんでした。母の代わりに養母さんが背中をたたいてくれました。それでやつと眠れたことを覚えて

えています。学校には少しづつなれて友達もできました。小学部で初めて友達から教えてもらつて手話を使つたこと。中学部では、クラブに入り、毎日野球の練習をして色々教えてもらったこと。高等部に入つて、勉強が一段と難しくなりました。人に話かけられたら話ができるようにと勉強には頑張つたつもりです。

中間省略いたしました。

また相手とコミュニケーションをはかるためには相手の話を「よく見る」「よく聞く」ことを忘れないようにしたいと思います。

という非常に胸打つ答辞がありました。私は非常に胸打たれる思いでございました。たまたま癌腫者の差別規定であるこの刑法の、よつて削除するという提案があつたことを頭に思い浮かべながらこれを聞いておつたわけでございます。

そんなようなことで、癌腫者の皆様方との程度この御調査をなさつて廃止になるのか、あるいはまた、一年間に癌腫者が裁判にかつたのは今までどれぐらいあつたものか、その辺ちよつと御答弁いただきたいと思います。

○古田政府委員 まず、裁判にかつた件数について先に申し上げますと、ここ十年間で、多いときは三十五人、少ない年で二十人、全体の割合からいいますと○・五%から○・八%という、大体この程度の数ということになっております。

この癌腫者の規定の削除の問題につきましては、既に昭和二十九年、二十年代の終わりごろからそのような方々の団体からも削除をすべきだという御意見も出ておまして、刑法全面改正作業の中で種々の角度から検討をいたしましたわけでございます。結論的に削除が相当だということになっておるわけでございます。

今回の法制審議会における審議におきましても、癌腫者に関する四十条の規定が適用された事例の件数、あるいは手話通訳その他の聾啞教育の実情等についての資料を十分検討いたしまして審議した結果、やはり削除が相当だということに

なったわけでございます。

○坂上委員 質問時間が終了いたしましたので、要望だけいたしておきますが、今申し上げましたとおり、やはり障害を持った皆様方でございまして、この必要の減軽あるいは必要の免除規定が削除されるということになりましたが、これが実務の運営上、このことによってマイナスにならないよう、あるいはまた裁判の中でも、多分裁判官が、いわゆる自由減軽でございまして、裁量減軽というのでしたかね、そんなようなことの中から御配慮いただけるのだらうと思いますが、私は、こういう障害を持った子供たちや皆様方に接してみてもつくづく思うのでございまして、私たちが思う以上に生きるために必死の努力をなさっておるわけでございます。

そんなようなことから、この社会に入れられなくて、やはり犯罪を犯すという人も確かにないわけではなと思うのでございまして、この部分そのものが差別規定だという御指摘、これもまた承って、法務省の方としては廃止の提案をなさっておる。これもまた、私としては賛成でございまして、やはり運営面においてこの精神というものがきちっと生かされるように対応していただきたいということも申し上げたい、こう思っておるわけでございます。

それから、尊属殺等に関する加重問題、これは私が長らく主張しておった問題でございまして、これは本当に賛成でもございまして、また、口語体問題でございまして、これは当然のことでもございまして、かえって遅きに失する感なきにしもあらずだ、こう思っておるわけでございまして、どうぞ関係官庁、対応をきちっとしていただきますよう要請をいたしまして、終わります。

○金子委員長 冬柴鐵三君。

○冬柴委員 新進党の冬柴鐵三です。きょうは、刑法二百条、尊属殺人の規定廃止という改正問題に重点を絞りまして質問をさせていただきます。

尊属殺人の規定の沿革を見ますと、一八八〇年、今から百十五年も前に施行された旧刑法、これは明治十三年太政官布告第三十六号というものでございまして、そこまでさかのぼることができます。旧刑法では、三百六十二条一項は尊属殺を定めておりまして、その規定では尊属殺は死刑のみを規定しておりまして、重ねて、同法の三百六十五条におきましては、尊属殺の罪については刑の減免等を行うことを禁止しておりまして、極端な厳罰をもって臨んだということが明らかでございます。一九〇七年、明治四十年、現行刑法が制定されたわけでございまして、その際、その際、相当かんかんがくがくの議論があったようではございます。

この尊属殺人の罪は現行刑法二百条として継承をされまして、その際、法定刑は死刑または無期懲役というふうになされたわけであります。重ねて刑の減免の適用も、通常の罪と同じように行うことを認めた結果、死刑のみであった旧刑法に比べますと、現行法は、許される二回の減軽を行いますと、下限は三年六月の懲役まで選択することができるということで、相当その幅が広げられるところとなったわけであります。

しかし、同じ刑法二十五条によりまして、「三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十万円以下ノ罰金」につきましては、情状によりその刑の執行を猶予することができると定められておりますので、いかにその特定の尊属殺の情状が、酌量すべき情状がたぐさんあったとしても、法律上刑の執行を猶予することはできない、そういうような構成になつております。この点が、普通殺の場合には「人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス」というふうな下限が三年まで定められていて、酌量すべき情状がある場合には殺人といえども執行猶予がつけられるという部分と、大変に対照的と申しますか、著しい違いがそこに認められるというふうになっているということでございます。なぜこんなに尊属殺人をあくまで厳罰をもって

対処しようとしたのかということを考えてみますと、その思想的背景は、当然、儒教において最も重しとされた徳徳のうちの孝、孝養の孝、忠孝の孝、明治初頭、明治政府が孝を重要な国民に対する教化政策と位置づけた点に求められるのではないかと、いふふうな考へるわけでございます。もちろん儒教は、我が国徳川時代の武家社会を支配する揺るぎない根幹の道徳となり、さらに徳川末期には心学の普及などに伴いまして、待たずにはなく農工商の庶民にも相当程度浸潤をした基本的な思想であった。そういうことで、これを受けて明治政府は、国民統治の思想的根幹としてこれを用いようとしたものであらうというふうに思っています。

したがって、封建時代からの伝承にかかわる家族制度の維持強化、これを図ろうとした点にありまして、そういうところに尊属殺重罰という思想的背景があったのではないかと、いふふうに識者は指摘しますし、私もそうであらうというふうに思うわけでございます。

特に、血族の尊属、この人々を殺すということとを重罰にするだけではないに、姻族、妻の両親及びその祖父母を殺害した場合にも尊属殺にするという点は、やはり今述べたような思想を抜いては説明がつかないというふうにも思うわけでございまして、私は、そういう沿革があったのだというふうに思います。もちろん、それは当時の国民が是認していた思想であつたらう、こういうふうにも思います。

昭和二十年、終戦に伴いまして、ポツダム宣言受諾により旧秩序は完全に否定されたわけでありまして、それに伴って今述べたような思想も根柢から否定されたというふうに思います。

昭和二十二年、日本国憲法公布に呼応しまして、このような思想を一掃する改正作業が行われました。民法典では親族、相続編を全面改正をいたしまして、家とか戸主とか家督相続等の家族制度と関連のある制度は全部廃止したことはもう周知のとおりでございます。なぜ廃止したか。これ

らの制度が、個人の尊厳と人格価値の平等を尊重すべきものとする新憲法の根本精神と相入れない、矛盾、抵触するといふふうな判断されたからであらうと私は思います。

刑法も昭和二十二年、日本国憲法公布に呼応して一部改正が行われたわけでございますが、そのときは、なぜか尊属殺人等、尊属に対する罪については全く手をつけなかった。外患に対する罪等の削除がされたわけでございまして、これにはいろいろな思想的背景があったと思うのです。

私は、このように今までの部分を考えてきました、刑法で尊属殺人等をあえてその際削除しなかったというところは、儒教思想をなお維持するという以外に、自然の情愛と申しますか、日本古来の純風美俗と申しますか、そういうようなものがなおそこにあつて、残してもいいのではないかと、いふ配慮が働いたように思うわけでございます。

以上の沿革、経緯に関して、私はそのような認識をいたしておるわけでございますけれども、今回の改正については後で詳しく尋ねるとしまして、それまでの部分につきましては、そのような認識、こういうものについて、法務大臣としてはこの尊属殺についてどのようにお考えになつていらっしゃるのか、その点についてお示しをいただきたいと思ひます。

○前田国務大臣 委員から、刑法二百条の沿革、また経緯につきまして御認識を詳しく申されたわけでございますが、委員御指摘のような御理解が一般的に常識であると考へておりますし、私も先生御指摘のとおりと理解をいたしております。

あえて申し上げれば、この立法目的につきましては、端的に申し上げれば、歴史的な沿革の中から、尊属を卑属またはその配偶者が殺害することをもって一般に高度な社会的道義的非難に値するものと、かように考へてこられ、こうした行為を通常の殺人の場合よりも厳重に処罰加重し、もって強くこれを禁圧しようとするところにあつたのだ、かように理解をいたしております。

○冬柴委員 先ほどちょっと述べましたけれども、政府が新憲法発布に呼応して、二十二年、刑法一部改正法において尊属殺人の規定を提案をしながら、その理由というものが、それから今約五十年を経て提案されるに至ったいきさつとか、その間の国民の思想の動きとか、そういうものを若干お尋ねしたいと思うわけでございます。

このことを考える上において、最高裁判所の昭和四十八年四月四日大法廷判決を避けて通るわけにはいかないわけでございまして、これは周知のとおり、尊属殺人罪を定めた刑法二百条は憲法十四条に違反して無効であるというような画期的な判断を示されたわけでございまして、今から二十二年前になります。

この判決によれば、結論に反対意見を述べた下田武三裁判官のほか、結論においては多数意見に加わったものの補足意見を述べられた岡原昌男裁判官の意見、あるいは、結論において多数意見に従うものの、その基本的な立論において意見を異にするということを明確に少数意見として相当詳細な意見を述べられた田中二郎、下村三郎、色川幸太郎及び大隅健一郎裁判官の意見というものは、今読んでも大変重厚にして精緻な法律論を展開していらっしゃるというふうに思うわけでございます。

こういうような経緯をたどって、尊属殺人の規定が今削除されようとしているわけでございまして、各裁判官が推蔽に推蔽を重ねられた立派な意見だと思ふのですけれども、どう評価しつつ今日に至ってきたのかというものを、この二百条、百十五年の歴史を持つ尊属殺の規定が削除されるに当たって、やはりこれは議事録の上においても明らかにしておく必要があると思うわけでございます。

まず、非常に特殊な意見、当時として非常に特殊な意見だろうと僕は思います、少数意見を述べられた下田武三裁判官の少数意見の中で、尊属殺を重罰に付するという「立法目的が憲法に違反するとされる各裁判官の意見」、「目的違憲説」と

おっしゃっていますが、「にも、また立法目的は合憲である」とされながら、その目的達成の手段としての刑の加重方法が違憲であるとされる多数意見（手段違憲説）のいずれにも同調することができないのだということを、孤軍奮闘していらっしゃるのです。

その理由は、なるほど説得力があるのですが、尊属、卑属という関係は、「自然発生的な、情愛にみち秩序のある人間関係」であって、「往昔の奴隸制や貴族・平民の別、あるいは土農工商四民の制度のごとき」、「不合理な人為的社会的身分の差別」と同一に論ずることは、とうていできない、こういうふうに言われまして、「そもそも尊属・卑属のごとき親族的の身分関係は、憲法十四条に言う「社会的身分には該当しない」、したがって「刑法上の差別を設けることの当否は、もともと同条項の」、すなわち憲法十四条の「関知するところではないと考える」という、相当大胆な議論を展開していらっしゃるわけでござい

ます。二十二年に削除を見送ったときに、下田裁判官のような意見が政府とか法制審議会の議の中で支配的といいますか、あったのかどうか。これは歴史的な問題ですけれども、その点について、法務省の方で、過去の、五十年近い前の話ですけれども、明らかにしておいていただきたい、こういうふうに思います。

○委員長退席、中島（洋）委員長代理着席
○則定政府委員 記録を調べてみますと、御指摘の昭和二十二年の刑法の一部改正の時点におきまして尊属加重規定が改正されなかった理由につきまして、当時国会におきまして、司法大臣の発言ですが、ある個人を特に重く保護しようとする趣旨からきているのではなく、我が国における尊属尊重、敬愛の国民感情というものを認めて、いわゆる尊属一般を重んずるという意味で尊属に対する殺傷の罪を重くするということになったのである、これに理由があるので改正しなかったというふうに答弁されております。

また、当時の司法法制審議会というのがございましたが、そこでも、憲法改正に伴います刑法の中で改正に関し考慮すべき問題について審議されておりますが、尊属殺規定については存置することとで差し支えないものとされておるわけでござい

ます。○冬柴委員 五十年たつとこれは国民のコンセンサスが変わってくるのだなというふうに思うわけですが、それでも、もちろんそれは憲法十四条との関係で、そういうようなものは、憲法十四条は合理的差別までも禁止しているわけではないわけであって、それは、まず客観的には差別に当たるとしても合理的な理由があるという説明であつたのだらうと思うのですけれども、下田裁判官のは、もともと憲法十四条はそういうものは対象にしていないのだ、こういうふうな意見でありますから、その点については当時どう考えられたのかはもうやぶの中といえますが、今さら感なくできないのですけれども、結論においては国民はそれを納得をしていたということが明らかにされるわけでございます。

さて、次に、田中、小川、坂本、下村、色川及び大隅裁判官、もちろん田中裁判官に同調された小川、坂本という方も一緒になるわけですが、一致して、当時、昭和四十八年当時ですから終戦後二十七年、八年たつた後の話ですが、「普通殺人と区別して尊属殺人に関する規定を設け、尊属殺人なるがゆえに差別的取扱いを認めること自体が、法の下の平等を定めた憲法十四条一項に違反するものと解すべきである」というふうな、言葉は違いますが、その趣旨をそれぞれ明確に述べられた上、詳細な意見を付されているわけでございます。

この意見は、昭和二十二年当時は、今刑事局長から御答弁ありましたように、もちろん二十二年では全くそういう意見はなかったようだけれども、昭和四十八年当時でも、最高裁の十五人の裁判官の中では多数意見を占めることはできなかったものであります、その後の大きな潮流はこの意

見に向かつていて、現時点では、どうもこの当時の意見が現時点の国民においては多数意見を占めているのではないかと、私自身もそのように思います。

この点について政府はどう考えていらっしゃるのか、また、このたびの法制審では大体どういうふうな考え方、この尊属殺を削除するという思想的な背景というものはどういふふうにとられたのか、そこら辺も御説明いただければと思います。

○則定政府委員 委員御指摘のとおり、昭和四十八年四月の最高裁判所におきます田中二郎裁判官あるいは大隅裁判官等の、そもそも尊属についてそのような処罰上の法的差別を設けること自体が違憲であるという考え方があつたわけでござい

けれども、御案内のとおり、いわゆる多数意見は、尊属に対する報恩あるいは尊重という思想は社会生活上の基本的道義である、このような自然的情愛ないし普遍的な倫理の維持は刑法上の保護に値するという前提に立つておられるわけでございまして、したがって、尊属殺人罪を重く社会的、道義的非難を受けるものとして一般的に刑を重くすることは、直ちに不合理な差別とは言えないとされているわけでございます。御指摘のとおり、余りにも極端な法定刑の差という点で憲法十四条に反するというところになっておるわけでござい

ます。さらにまた、御案内のとおり昭和四十九年九月にも、これは刑法二百五十二条の尊属傷害致死罪についての合憲の判決でございまして、そのときにもこの尊属加重規定を設けること自体が直ちに憲法に違反するものではないと最高裁判所も考えていると理解されるわけでございます。私も法務当局といたしましては、そういう考え方を前提に今回作業を進めたわけでございまして、したがって、この尊属加重規定を設けるか否かについては、適正な立法政策にゆだねられている事項であると考えているわけでござい

んだかという点につきましては、これは実は、昭和四十八年の違憲判決後の法制審議会における審議、それから昭和三十九年以降の刑法全面改正の過程でいろいろと議論され、その結果が昭和四十九年に答申があり、また法制審議会の答申、いずれも全面的に尊属加重規定を削除しておるわけでございますけれども、そのときの考え方が法制審議会といたしましては今日まで継続しているというふうにも受けておられます。

その当時の尊属加重規定全面削除の理由について次に申し上げますと、尊属殺の事案には情状において犯人に同情すべきものが少なくないので、一律に加重規定として取り扱うより通常の殺人罪の規定によって処理する方が適当であることと、それからまた当時の立法調査におきまして、諸外国で、例えばドイツ、ハンガリー等で尊属に対する殺人の加重規定を削除しているという動きがあったわけでございます。今なおこの種規定を存置している立法例は少数であることが考慮されたのであります。法制審議会の総会におきましてこの考え方を維持するのが適当とされ、尊属殺のほかいわゆる尊属加重規定全般について現行法の規定を削除すべきが相当である、こういう考え方があったと理解しております。

○冬柴委員 大分明らかになってきたのですけれども、下田裁判官のいわゆる目的違憲説とか手段違憲説ということからいえば、目的違憲説まではとらない、どうも手段違憲説というようにござらうと思うのです。私も、子供が親を尊敬し尊重するということは、これはもう普通の道徳原理であって、これは儒教とか何とかを超越した、人類普通の基本的な道徳の重要な徳目の一つだろうというふうに思います。

けれども、私は、こういうものは、田中裁判官等もおっしゃっていますけれども、それは自律規範たるべきだろう。みずから生まれながらにして、そういうものは人間であれば持つはずであるし、また持つことが当然であるし、教育の中でもそういうものを涵養するということは必要だろう

と思うのですけれども、他律規範として法律でこれを強制するということがいかなるものか。

私は、今憲法十四条の中にこんなものは含まないんだという下田さんの意見には到底左袒できませんし、それはそうなるだろう。けれども、では合理的かどうかといえ、刑法でそういう徳目を、強制するわけじゃないけれども反した人を重罰するということは、裏返せば同じようなことだと思ふのです。法の世界ではそういうものは取り入れるべきではないのかというふうには私は思っているわけでございます。

法務大臣から、これは法律家じゃないに、そういう徳目、これは他から強制されるものでなしに、みずから自分の行動を規制すべき規範としてこれは持ち続けるべきものであろう。刑法典からこの尊属殺の規定がこの際、あるいはその他尊属に対する罪が全部削除されたとしても、そういう子が親に対して尊敬し敬愛をするということを、日本国民全体がそういうものではなくてもいいんだというふうなことを言っているわけでは決してないわけであって、徳目として依然として厳然と守るべきものであって、これは日本国内だけではなく地球上どこであつてもそうだろう。しかし、それを他律規範である法で強制すべきものではないという、そういう考えで削除することに私は賛成するし、そういうあるべきであらうというふう

に思っているわけですが、最後に、法務大臣にその点についての所感、法務大臣の個人的な見解で結構ですが、お伺いをしたいと思います。

○前田国務大臣 尊属に対する尊重の考え方というのは、まさに人類普通の、今日も私も共有するものであらうと思っております。

そこで、まさにこうした倫理は本来他律的ではなくて自律的規範に求められるものであるという先生の御指摘でございますが、まさにこうした、ある意味では倫理という問題でございますので、倫理そのものは個人の心の中の問題でございます。個人の心の中の問題を刑罰という手段で、ある意味では国家的に強制することができるとい

うかという問題があるかと私は思っておるわけでございます。

そうした中で、個人的な考えを申し上げますと、尊属と卑属が自然的な情愛また親密の情を持たれて、親が子を慈しみ子が親を尊重して、個人の尊厳また人格の価値の平等観、こうした中で自発的に遵守されるべき道徳であらうと思っております。

こうした観点から申し上げますと、刑法によって求めるべきかどうかというのは非常に議論のあるところでございますが、私は、今日の法改正の中におきまして、こうした今日の考え方というものは裁判官の裁量によつて既にいう二十二年間判断をされてきておる、かような考え方に立つておるところでございます。

○冬柴委員 以上で終わりますけれども、これは法律ではこのように消えていくにしても、人類普通の道徳、徳目でもあるし、裁判官の情状判断の中で十分に配慮されるものであらうということをお願いして、私の質疑を終わりたいと思ひます。

○中島(洋)委員長代理 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開議

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。倉田榮喜君。

○倉田委員 新進党の倉田でございます。

まず私は、刑法の一部改正案でございますが、表記の平易化、口語化についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

法務省当局の御見解は、表記の平易化、口語化については意味内容は実質変更なし、こういうこととでありますけれども、しかし、いわゆる刑法を解釈をいたします場合に、それぞれの学説があったり解釈があったりする場合、言葉の持つ意味と

いうのは大変大きいことはそのとおりだろうと思ひます。

そこで、この言葉の変更が、御当局では実質変更なしというふうにお考えになっておられても、解釈や学説に実質的には影響してくるのではないのか。それは、学説を立てるときに自説のよりどころとすることは当たり前のことですから、言葉が変更されるとそれぞれの自分の学説に有利に言葉や文言を解釈をされる、こういうふうになつてくるのではなからうかと思ひます。

そこで、この点をどうなふうにお考えになられるのか。実質変更なしという法務省の趣旨、これがどんな形で担保をされるのか。これは前にも御議論が出たことかと思ひますけれども、なおやはり確認宣言みたいなものが必要なのではないのかと考えますが、この点について御見解をお尋ねいたしておきます。

○前田国務大臣 今回の改正におきまして、現行刑法の用語を可能な限り忠実に現代用語化して平易化するとの方針のもとに、特に法律家だけではなくて、ある意味では国語の専門学者の方にも参加をいたして検討したようなことでございまして、平易化するという方針のもとに表現の工夫をいたしまして、法制審議会においても解釈に影響がないかどうか慎重に検討したところでござい

す。特に、その解釈、学説等によつて、用語を変えたために処罰範囲の拡大化を招来するというおそれがあるとはならない。これは厳重に考え、取り組んできたところでございまして、現行刑法の解釈との差は生じない、かように考えておるところでございます。

また、今回の改正は一部改正の方式をとりまして、法律番号や条文番号の同一性を維持をいたしておるところでございます。こうした改正の形式も、改正前の刑法と改正後の刑法が同一の内容を保っているという解釈をするためにさようにいたしたと考えておりまして、こうした点から、特段の確認宣言等の措置を講ずる必要はないと現在考

えておるところでございます。

○倉田委員 刑法が刑罰というに関する国民の行為規範である以上、それが国民の皆さんにとにかくわかるものでなければいけないことであるとすれば、平易化、口語化というよりは私は時期を失するぐらい、当然やらなければいけない作業だ、こういうふうにご考慮をお願いします。

同時に、今大臣から御答弁をいただきましたように、そのことをもって刑罰の拡大であるとかあるいは従来の法規範が混乱するようなことが起こって、いわゆる法規範が混乱するようなことがあつてはならないと思ひますので、今の点は実質変更ない、また確認宣言するまでもなく今までのとおりであるということをご承知したい、こういうふうに思っています。

それから、午前中にも既に御議論が出たところでありましたが、尊属加害加重規定の削除について、これは前回の当委員会でも、大臣の方からは、法務省としてはこれは立法政策の問題であり、哲学論については議論があるところだけれども、あくまでも立法政策、バランス論で考えた、こういう御答弁がございました。

先ほど午前中最後の質問の中で、冬柴委員の質問の中で、いわゆる刑法と道徳、法と家族、そういうことについてどういふふうにお考えになるのかということを含めて御質問がありました。私も本会議で質問させていただいたときに総理にはそのことをお聞きしたわけでございますけれども、必ずしも総理の御答弁は明確でありませんでした。法務省としてはいろいろ立法政策、バランス論ということで、私はそれも一つのお答えかと思ひますけれども、やはり政治家としては一つの哲学を持つて行動すべきである。そういう意味からすれば、政治家は、政治家個人としては本来よつて立つところを明確にすべきである。

こういうところから、大臣御自身は、いわゆる子の親に対する報恩、尊重の心というのを刑法でもって保護するに値するかどうか、これは哲学論あるいは法律と道徳という世界になるわけですね。

けれども、どうお考えになりますかと御質問をさせていただこうと思つておたつたわけでございますが、午前中、その点大臣からは私は明確に御答弁があつたと思ひますし、大臣の御答弁を評価したいと思ひますが、大臣、何かその点について補足、御説明されるところがありますでしょうか。

数字というのは、これを割りますと大体二十で割るので十五件程度ということになってまいりますが、この数字はほとんど横ばい状態、多少の増減はあつてもほとんど横ばい状態で、そう大きな変化はございません。

○前田国務大臣 けさほど冬柴委員の御質問にお答えし、先生からも今御質問で御評価をいただいたことは大変ありがたく思つております。

尊属殺につきまして、科刑の状況でございますが、今申し上げました二百九十九件の中で重いもの、今申し上げました、死刑、無期または十年以上の懲役に処せられたものが八十件で二六・八％程度になります。その一方で、五年以下の非常に軽いといひますか、刑に処せられたものが百件で三三・四％程度になります。

○倉田委員 そこで、今回の尊属加害規定、法務省としては立法政策、バランス論で通常の刑で十分対応できる、こういうことでございしましたけれども、やはり一方で社会がこれだけいろいろ変わつてきている中で、子の親に対する尊重、報恩の心、こういうことも自然法の問題として大変重要なことかと思ひます。

一方、子殺しにつきましては、これは平成元年から五年までの数字を申し上げますけれども、殺人の件数としては二百九十一件と承知しております。その中で重いものを申し上げますと、無期または十年以上の懲役に処せられたものが二十件、七％前後、五年以下の懲役に処せられたものが二百四十五件、これはかなりの数に上つております。卑属殺の場合に、無理心中型とかいろいろ同情すべき事情が多いというのまた一つの典型で、こういうような数字になっているのかと想像してるところでございます。

そこでもちよつとお聞きしておきたいのですけれども、バランス論というお答えでございましたので、尊属殺人、これは最近の傾向、去年ことしあたりで結構でございますが、ふえていくのか減つていくのか、この辺はどうなつていくのでしょうか。さらに、科刑の実例、法改正を伴うまでもなく、尊属殺の規定を適用せずに普通殺でやつてきたといふことでございますが、執行猶予の例。さらに、もし把握をされておられるならば、逆に親が子を殺した場合、これは件数的にどんなふうになつていくのか。

○倉田委員 次の質問でございますけれども、刑法百九十五条の特別公務員暴行等については、今回表記の平易化といふことで、例えば「陵虐」については「陵辱若しくは加虐、こういうふうになされております。これも少し難しいかなと思ひます。しかし、「陵虐」よりも今回の方がはるかにその意味、内容が明らかになつていくと思ひます。

これは教育とか道徳観、いわば解釈の仕方はいろいろあると思ひますけれども、法律が親子の尊重の世界に入つていかなければいふふうな考え方が一つあるとすれば、その考え方は何らかはかのか面、教育なり道徳なりそういうことで担保されなければいけないと思ひますので、最近の尊属殺人あるいはその逆の場合の件数、刑の現状を含めて御説明をいただきたいと思ひます。

今まで当委員会でも何回も、この特別公務員暴行等については事件もありましたし、議論もございました。一方で、被疑者にとつてはある意味では社会的地位、いろいろなものがかかわつてくるわけですから、なかなか事件の真相というものを供述したい状況もある。その中で、一方で捜査官としては何としても自由を得たいといふか、真相を得たい。その捜査の、取り調べの過程の中で、行き過ぎた捜査のあり方、あるいはこれはいかにもどうか、こういうことがあつたことは既に御承知のとおりでございます。

○古田政府委員 まず尊属殺の事件の数の推移でございすけれども、昭和五十年以降平成五年まで、これは裁判にかつた事件について申し上げますと、合計で二百九十九件でございます。年間の

今回の「陵虐」、この言葉の意味からすれば、捜査をするときにどこまで果たして許されるのかというところは、これは捜査当局も重大な関心を持つてその後指導されておられると思ひます。これも昨年、ことしあたりで結構でございますが、捜査官がこの件で問題になつた件、それから起訴された件、これは警察庁と法務省当局にお聞きしたいと思ひますけれども、その後どんなふうになつておりますでしょうか。

かにもどうか、こういうことがあつたことは既に御承知のとおりでございます。

「委員長退席、中島(洋)委員長代理着席」
○則定政府委員 初めに、特別公務員、警察官なり検査官等が当事者となつております特別公務員暴行陵虐、あるいはまたそれによつてけがを負わせたといふ罪で起訴された件数でございますけれども、平成五年中には三件、七名ということになっております。平成六年につきましては、そのような罪で起訴された事例の報告は受けておりません。

調査等の過程で、特別公務員が参考人なり被疑者なりに暴行陵虐の行為に及ぶといふこと、これはあつてはならないことでございまして、現に一年、検査官につきましてもそのような案件が続きましたことを私どもは深刻に受けとめておるわけでございまして、これまでたびたびの御審議の際に検察の対応を御説明申し上げていたわけでございす。

今日まで、一線の検査官に対しまして、いろいろな機会でも事件関係者の人権の尊重、あるいは特に、いわば物理的な力を事件関係者に加えるなどといふことは、どのような場面であっても調べの過程において一切許されるものではないという

趣旨のことをよく徹底しておるわけでございます。

それからまた、一般的にどのような心がけて調べに臨むべきか。これらにつきましては、検事に採用いたしました早い段階でそれぞれの配属庁で指導を徹底しておるわけでございますけれども、本年四月から、新しく検事になりました者を全員東京に集めまして、そこで合宿方式による自己研さんと相互磨練を含めまして、基本的な捜査に対する、あるいは公判に対する心構えというものを、みっちり指導するというところを行いつつあるわけでございます。

○林説明員 お尋ねのいわゆる特別公務員暴行陵虐罪で警察官が起訴されたという件数につきましては、平成五年中には二件、六名ございます。平成六年以降は、これはございません。そういうことで、減少傾向にあるというふうに承知しております。

○篠原説明員 取り調べの関係についてお答えをいたします。

被疑者の取り調べは、事案の真相を解明する上で重要な捜査手法の一つであると認識しておりますけれども、この取り調べも、委員御指摘のとおり、憲法、刑事訴訟法その他の法令の規定を遵守して行われなければならないということは当然のことでございます。

私ども、いやしくも人権を侵害することのないように、従来から部内の指導教養の徹底を図ってきたところでございます。まず、任意性の確保を第一に努めて、食事、休憩等に配慮する。あるいは、証拠を十分に収集した上で被疑者の取り調べを行いまして、得られた供述につきましては裏づけ捜査を徹底する。あるいは、無罪判決等において指摘されました場合につきましては、これを真摯に受けとめて、検討会を開くなどの措置を講じておるところでございます。

今後とも取り調べの適正を期するために、さらに指導教養の徹底を図ってまいりたいというふう
に思っております。

○倉田委員　取り調べと人権、捜査の密行性あるいは取り調べの密室性というものをどう考えていくかということは大変重要な問題だと思いますので、どうぞ指摘をされることがないようにやっていただきたいと思います。

そこで一つだけ。取り調べのときの弁護人を立ち会わせるとかいろいろ議論はあるところでございますが、特に被疑者が未成年の場合ですね。未成年の場合、刑事事件として取り調べを受けている場合、これも現行法上は成人の被疑者と同じような形で取り調べを受けていて、その少年の保護者であるべき両親さえもなかなか面接できないというケースもたまにあります。私は、特に少年等の場合は、青少年の場合は両親が面会する場合基本的には制限なしで認められるべきではないのか、あるいはもつと弾力的に考えていくべきではないのか、こういうふうに思いますけれども、この点、一般論で結構ですが、今どんなふうにやっておりますか。

○渡邊説明員 少年の被留置者に対しましては、両親あるいは保護者から面会の申し出があった場合におきまして、接見禁止が付されている場合、あるいは夜間のために申し出に応じることができないというような場合等を除きまして、速やかにこれに応じているということです。

○倉田委員 接見禁止が付されている場合が問題になるケースが多いのだろうと思います。

少年事件に関しては、国家はその少年の保護者である、こういう観点から少年事件は運用されているということでございますので、あくまでもそういうことからすれば、その少年をどう保護育成していくか、今後の未来のことが重要なことでありますから、これもその接見禁止のあり方も含めて十分御検討をいただきたいことだ、こういうふうに思います。

そこで、次の質問に移らせていただきますけれども、國松長官が狙撃をされました。私は、この事件については、それは同僚の皆さん方もあるいは御当局の皆さん方も同じだと思いますけれど

も、大変なショックを受けておるわけでございます。そこで、冒頭ちよつと心配ですからお聞きいたしますけれども、長官の症状は現在いかがでしょうか。

○近石説明員 國松長官の容体は安定しており、快方に向かっているというふうに伺っております。

○倉田委員 いわゆる治安、秩序あるいは国民が安全であるということ、長官が警備体制、警備、警察、治安のある意味ではトップ、これが狙撃をされるということは、非常に大きなはかり知れない不安もありますし、実は危機管理という言葉が最近地震にも関連して、あるいはいろいろな意味でも言われますけれども、これも非常に大きな危機管理の問題として実は重要な問題なのか。

我が国がかつてこの問題についてそれほど深刻な議論はしてこなかった、今回の長官が狙撃をされた、警護はついていたというふうに聞いていますけれども、警護、防備のあり方、こういうことも含めて、今後これは非常に重要に、深刻に受けとめて、いわゆる国家の危機管理のある意味では大きな危機であるというふうに受けとめていただきたいというふうに考えております。

そこで、長官等の警護ですね。これは今回のことを踏まえながら、今後どのようにやっていかれるつもりなのか、これもお尋ねをしておきたいと思います。

○近石説明員　長官等所要の警察幹部につきましては、これまでも自宅周辺に警察官を配置するなどして警戒を実施しておりますが、去る三月二十日いわゆる地下鉄サリン事件が発生したことなどに伴ひまして、警察官をなお増強配置して警戒を強化していたところであります。しかしながら、先般長官に対する狙撃事件が発生したことから、かんがみまして、主要な警察幹部につきましては、さらに自宅等の警戒を強化するとともに、警察官による身辺警戒もあわせて行うこととしたところでございます。

○倉田委員 單純に警備をするということも、今までそういうことはなかったものですから、ある意味では警備をどういう形でやっていくのかということも含めてこれは深刻に受けとめていただきたい、警備のあり方、どこが一番危ないのか、どういう形できちっと警護しなければいけないのか、これは十分に御検討をいただきたいと思ひます。

同時に、いわゆる銃社会、これは他の委員会で今御検討されていることだと思えますけれども、最近いわゆる銃犯罪というものの、これも治安、秩序という観点から国民の皆さんは大いに不安を感ずっておられるだろうと思います。暴力団以外の一般人の犠牲者も、銀行の役員の話とか、あるいは出勤途上のお医者さんの話とか、そしてごく普通の人が銃を手に入れたと思うたら手に入られるような状況があるという報道もなされているわけであって、これもどういうふうに対応していくのかということも大きな課題だし、私は、これも非常に大きな危機感を持っているわけでございます。

そこで、地方行政委員会等で御議論もなさっていることと思いますので、これは一般論として、いわゆる銃社会、銃の取り締まり、これを今後どんなふうに取り締まっていけるのか、あるいはどんな対策を立てていけるのか、お聞きをしたいと思います。

○井上説明員 悪化するけん銃犯罪情勢を踏まえまして、警察としましては、昨年末の関係閣僚会合や関係省庁会議においてけん銃対策の強化を申し合わせて、これを受けてまして、専門的捜査員の増強等により取り締まり体制を強化するなど、全力を挙げて各種けん銃犯罪対策を推進しているところであります。

また、特にその中心となる施策といたしまして、現下のけん銃情勢に緊急に対応するべく、必要な規定を整備するため、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を今国会に上程しているところであります。

その内容は、第一に、けん銃等の発射を抑止する観点から、新たに発射罪、けん銃実包の不法所持罪を新設する。第二に、けん銃等の密輸入等を防止する観点から、けん銃等の密輸入等に関する罰則を強化するとともに、通関の際にけん銃等を抜き取り、または別のものに差しかえた上でけん銃の密輸入等に関する人物を特定し、検挙しようとする捜査手法、いわゆるクリーン・コントロールデリバリーの実効を上げるための罰則を新設する。第三に、警察官または海上保安官は、けん銃等に関する犯罪等に当たりまして、都道府県公安委員会等の許可を受けてけん銃等の譲り受け等を行うことができる旨の規定を整備するなどの内容でございます。

警察といたしましては、改正法の成立の晩には、これに盛り込まれた規定を有効に活用しまして、関係省庁との連携をさらに密にしまして、警察総力を挙げてけん銃取り締まりをより一層徹底し、けん銃事犯の根絶を図っていく所存であります。

〔中島（洋）委員長代理退席、委員長着席〕

○倉田委員 銃刀法が大幅に改正されて、今御答弁の中でいわゆる泳がせ捜査というのも導入される、これは銃社会ということから考えればやむなきことなのか、こういうふうにも思います。秩序、安全ということとは、懸命に努力をしなければなかなか維持できないという現状が今日本の中にあるわけですから、御当局の御努力をお願いしたいと思っております。

同時に、一方で取り締まり強化ということをし上げますと、やはり一方で人権という重大な価値もあるわけでございますから、これが一方的になつていってはいけません。そこも十分に御配慮をいただきたいと思います。

例えば、一般論として申し上げますけれども、今回のいわゆるオウム真理教の捜索、当初、三月二十二日は逮捕監禁容疑、二十六日に殺人予備容疑、その後いろいろ容疑がつけ加わっているだろうと思っておりますけれども、捜索する場合について

は、憲法三十五条は物の特定、場所の明示ということにつきましては要求をされているわけでございますので、適正手続できちっとそこはやっていただかなければならない。この点についても、それはさちとなされているかどうか、一般論で結構です。お答えをお願いしたいと思います。

○篠原説明員 お答えいたします。警察におきましては、犯罪捜査を遂行するに当たりまして、法令の定めるところに従いまして、一つ一つ真相の究明に努めているところでございます。

御指摘の点にございましたオウム真理教の関係におきまして、三月二十二日の監禁の時点の中において適正に行われておるということでございます。また、サリン等を生産するに足るような薬品類につきましては、殺人予備罪についての差し押さえを行っている状況でございます。今後とも、私ども、適正な捜査が行われるよう指導督促してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○倉田委員 もう時間が参りましたので、最後に大臣に、これはまた後で同僚委員からも質問があると思っておりますけれども、今回の刑法改正、今回は内容の実質的な部分は余り伴わないことでありますけれども、残された問題は大きいかと思っております。

そこで、これは要望でもいろいろ出ておりますけれども、法制審議会とかあるいは刑事法部会等の審議資料をやはり公表した方がいいのじゃないかな、こういう議論があるということは大臣も御承知かと思っておりますが、これはいかがでしょうか。私は公開すべきであると思っておりますが、公開の考えはないのかどうか、大臣に最後にお伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○前田国務大臣 法制審の中で、刑事法部会においては公開を現在いたしておらないことは御承知のとおりでございます。これは法制審議会規則四条で、会議における自由な言論の確保、それから審議の過程で知り得た公務上の秘密が漏れるのを

を防止するため、こうなっておるわけでございますが、かつて、部会等でも議論する中で、歴史的にも、確かに自由な言論を確保しがたくなるような実態も歴史的にはございました。

そんなこともございまして、現在、公開すべきでないとしておるわけでございますが、時代もかなり変わってきておることも事実でございますし、こうした委員会の御議論も踏まえて、部会において良識を持って対応していただけるものと考えております。

○倉田委員 以上で終わります。

○金子委員長 富田茂之君。

○富田委員 新進党の富田茂之でございます。まず、刑法の一部改正に關しまして、尊属加重規定の一括削除が今回出てきたわけでありまして、このこれまでの経過について若干質問いたしたいと思っております。

午前中、冬柴委員の方から、尊属加重規定の一括削除の思想的背景とか、新憲法下での一括削除の問題等について質疑がございましたが、ちょっと観点を交えて、昭和四十八年当時、先ほど則定刑事局長の方から法制審での審議の中の一部の御紹介がございましたが、そのあたりの点について、ちょっと御質問をいたしたいと思っております。

当時の新聞等を調査室の方からいただきました。読んでみたのですが、それによりますと、昭和四十八年四月四日の最高裁大法廷判決を受けまして、同年五月十一日、法務省の方で尊属加重規定を全面削除した刑法改正案を決定して法制審議会に諮問、法制審議会は、これを受けて同月十四日に総会を開いて審議した結果、諮問内容をそのまま認めて法務大臣に答申したというような経過が新聞報道でされておりました。

法制審議会の中では、総会では、最高裁の尊属殺人罪違憲判決は重罰自体を違憲としていないので、二百条の刑の下限を引下げるだけの最小限の修正にとどめ多数意見に従うべきだ、との反対意見が出された。

た。しかし、同審議会で審議している刑法全面改正草案はすでに「尊属重罰」を削除しており、国民意識を踏まえた立法政策としては全面削除が妥当だとして圧倒的多数で原案を支持した。

こういうふうな四十八年五月十五日付の朝日新聞が報道しております。

これは報道ですので、このとおりであるかどうかは定かではありませんが、「改正刑法草案の解説」という資料を、これもまた法務省の方からいただきました。読んでみたら、先ほど刑事局長の方で御答弁の中で御説明されていた、この判決、最高裁の大法廷判決を前提とした場合でも、立法政策としてとり得る方法が二つある。ただ、「刑法全面改正の過程では、準備草案以来、尊属殺に関する規定は削除するという考え方」をとってきたんだということでもあります。

そして、その理由というのは、先ほど御説明ございましたが、「尊属殺の事案には、情状において犯人に同情すべきものが少なくないので、一律に加重類型として取り扱うよりも通常の殺人罪の規定によって処理する方が適当である」、これが一つ。また、諸外国においてもその当時、四十八年当時、「ドイツ、ハンガリー等で尊属に対する殺人の加重規定を削除しており、いまなおこの種規定を存置している立法例は少数である」、例として、フランス刑法、ベルギー刑法、ポルトガル刑法の三つが挙げられております。このぐらいしなくなっているんだということだと思っております。

こういうことを踏まえて、「法制審議会の総会においても、この考え方を維持するのが適当である」とされた、それで全面削除というふうになつたんだとこの「改正刑法草案の解説」の中でも説明がされておりました。

新聞報道もほぼ同様と理解しておるのですが、四十八年当時の法制審議会の結果というのは、このように理解してよろしいのでしょうか。

○則定政府委員 今御紹介いただきましたような

経緯と理由であるというふうに承知しております。

○富田委員 そうだとすると、審議会の中でも議論されていまして、四十八年の最高裁判決の事案に限らず、それまでの尊属殺が問題になった事件では、被告人に同情すべき点が多くなり多かつたということの積み重ねが、もう既にその四十八年当時であつたんだと思うのです。また、外国の立法例も参考にしてということで、それまで積み重ねられた議論の中でも、もうこれは全面削除でいこうということまでされてきたと思うのですが、法制審に諮問されて、そのとおりの答申がされた。

にもかかわらず、昭和四十八年五月十八日付の朝日新聞の夕刊の写しがあるのですが、これによりますと、大見出しで、「自民、閣議決定を凍結」刑法改正案「尊属殺」削除に難色」という大きな見出しがついておりまして、記事の冒頭部分で、

政府は十八日の閣議で、尊属殺人罪など一連の尊属重罰規定を全面削除した刑法改正案を決め、国会に提出することにして、自民党側はこの改正案の国会提出に難色を示し、同日午前の政調審議会です承しなかった。このため、同改正案はさらに党内で意見調整のうえ取扱いを決めることになり、閣議決定は凍結された形になった。

というふうな報道がされております。

これは、閣議決定がそもそもされなかったのか、あるいは、決定したけれども提出が凍結されたということなのか。また、このときの法制審議会への諮問と答申の結果、法務省としてはこういう考え方でいくんだというのがこの当時決まったと思うのですが、それがその後どうなつてしまったのか。ちよつと経過がわかりませんので、法制審議会に諮問して答申を受けて、その後、それが二十二年ぶりに今回この法案で生き返つてきたというふうに思えるのですけれども、そのあたりの経過について御説明いただければと思います。

す。

○則定政府委員 今御紹介がございましたように、昭和四十八年当時、法務当局といたしましては、尊属加重規定の一律削除が相当ということで法制審議会に諮問いたしまして、極めて短期間のうちに、その諮問どおりの答申を得たわけでございます。実は、刑法の全面改正の作業の過程でも、御指摘にございましたように、準備草案ということ、いわば検討材料自体において既に全面削除という方向で御検討いただいていたこともございましたので、極めて早期に答申をいただいたわけではあります。

それを受けて、法務当局といたしましては、国会へ上程に向けて立案作業と関係部局との調整を行ったわけでございます。御指摘のとおり、閣議の場でも議論になったというふうに承知はしておりますが、いわゆる閣議の決定があつたかと申しますと、それはどうも、記録を調べてみますと、閣議決定があつたことではなさそうでございます。

いずれにしても、国会で御審議いただくわけでございますから、そのときの与党の御了解を得ませんと成立の見込みがないということで与党調整をさせていただきまして、御指摘のとおり、当時の与党、つまり自民党との間で最終的な意見調整ができずに、国会へ上程を見合わせたとこの経緯でございます。

○富田委員 先ほど御紹介しました朝日新聞の記事の中にこういうふうに紹介がされております。

自民党内には①最高裁判決は、刑法二百条の刑が重すぎることを違憲としていたのであつて、二百条そのものを違憲とはしていない②しかも、この判決は実父が娘に五人の子を生ませた結果、思いあつた娘が父親を殺害したという極めて特異な事件について行われた——などの理由から「親子関係はやはり人倫の大本であるべきで、特異なケースをきっかけに親殺しも普通殺人と同じ罪で処理されるのは社会道徳に

反する」という考えが依然として強い。

こういうふうな紹介をしておりまして、こういう考え方があるからこの時点での全面削除というのはなかなか了承されていないのだというふうな報道になっております。

午前中の審議の中でも、どういう思想に基づいてやるのかという点ではもういろいろな意見があるのはわかりましたし、冬委員の質疑に對して大臣の方からかなり積極的な御答弁もありました。四十八年のときに、私は大勢ではなかったと思うのですがこのような意見があつて、法案の提出までいかなかった。

それが、今回は刑法の平易化とあわせて提出されたということは、当時のような意見はもうなくなつてくるのか、あるいは、今、こういう意見も一部には残つてくるけれども、二十二年間、実務の運用の中でちよつと社会状況、裁判の状況も変わつてきたのだということ、大方の国民の合意が得られるように情勢が変わつてきたということなのか。そのあたり、四十八年当時あつたとされる意見について大臣の方で何かお考え方、また、今はどう変わつてきているのだというふうなお考え方があれば、聞かせていただきたいと思います。

○前田国務大臣 四十八年当時、約二十二年前でございますから、今日との国民的な考え方も変わつておつたろうと思つております。まさに、先ほど、当時自民党の中においても他律規範なのか自律規範なのかというふうなことの意見が一致を見なかつた、こういうことで閣議了解もなかつたのだ、できなかったのだらう、かように理解をいたします。

最近の世論調査等を見ますと、尊属というものは基本的道義はございますと同時に、歴史的な経過から推測いたしまして、やはり家、家督相続等々の今日とは違つた環境、精神的にはあつたわけでございます。今日、もちろん家という考え方はないわけではございませんが、家そのものの思想がむしろ家族、ファミリーといひますか、家族

全体の中のお互いに尊重し合い、またお互いに愛情を持ち合いという新たな家族意識に変わつてつある、こうした中で今回、加重規定があることそのものがやはり適正ではないという判断から二百条の削除に至つた、かように考えておるところでございます。

○富田委員 大臣の意見はよくわかりました。

私どもの新進党の中でもやはりいろいろな意見がございまして、私の次の質問予定者である吉田委員はまた私と全く考え方が異なつておりまして、それが民主主義だと思つておりますが、また違つた観点からの御質問があると思ひますので、この点はこれで終わりにします。

先ほど倉田委員の方から、最後に、法制審議会の審議の公開について御質問がありましたけれども、大臣の方から、この委員会での質疑等を含めて、また部会で検討して、なるべく積極的に検討していきたいという御発言がございました。

自由な審議の保障とか、あるいは委員個人の生活が脅かされるおそれがあるとか、いろいろなことがあつてこれまで公開されなかつたというのは、前回の委員会の審議でもよくわかりましたし、そこは理解できるのですけれども、例えば議事録を匿名で公表したり、あるいは議事の要約、要点といったようなものを何か一般の人が知り得るような方法はないのか。今回の審議に当たつても、こういう意見があつたかということ、資料をいただきました。「参考事項」の中に意見として

こういう意見があつたというのはいろいろありますので、こういうのも一つ手がかりになると思うのですが、こういう意見があつて、その結果どうなつたのか、議論の結果どういうふうに変つていったのかというのがちよつとこの資料だけではやはりわかりません。

新聞報道なんかの中にも、何か一たん議論になつたのにも戻つてしまつたというふうなちよつと批判めいた記事もありましたし、そういう点から考えて、委員の中にこういう意見があつたのだというふうな要約がもう少しわからないの

○永井（紀）政府委員　お答えいたします。

それからなお、法案が成立いたしました後におきましては、それぞれの部局において、国会審議の経過につきましても含めて公表しているケースが多々ございます。そういうことになっております。

そういうふうな意味で、今後のことなんです
が、より国民にわかりやすい条文にするためにど
ういう努力が必要というふうに大臣は考えてい
らっしゃいますか。

でいたともございまして、法制審議会の審議の内容をレポート形式に要約いたしまして、これを発表させていただいたという努力もさせていただいておるわけです。

今回は、確かに全面的に書き直すわけでございませうけれども、内容的にはあくまでも現行法令をもとのままにということでもございましたので、あえてそこまではさせていただかなかったわけでございしますが、仮にこの審議が終わりまして成立しましたときには、特に用語の問題、それから尊属加重規定の削除の問題、それから瘡痍者規定の削除の趣旨等々につきまして、できるだけわかりやすく国民の皆様方に承知していただくように、私どもとしてもいろいろな方法を考えてみたいと思っております。

○富田委員　今の御説明は納得できますが、あと、今後の刑法改正のあり方という点で質問したわけでありますが、前回の委員会でも、それぞれ問題になり得る事案については、個別に社会的状況が変化すれば検討せざるを得ないだろうというような御答弁がありました。一つ一つ社会状況の変化に応じて刑法典の改正を考えていくというやり方もあると思いますが、「改正刑法草案」でしたか、お蔵入りなのかどうかという議論に対しても刑事局長の方は、そうではないというふうな趣旨ともとれますし、また、あのままでは今の国会の審議にはとても提供できないというのも認識されているというふうな御発言もありました。

刑法全体として改正に向かっていくという方法をとるのか、一つ一つ、また何か不都合な事情が生じてきたときにそれに適応するように変えていくのかという二通りの行き方というのがあると思いますが、今後どちらでいくべきなのかについて、やはり国民議論を喚起していかないといけないと思いますし、そのあたりについてもある程度の方向性を法務省の方で何か示さないと、何か行き詰まってしまうのではないかと感じるを受けているのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

ただ、御案内のとおり、これは相当のエネルギー

○富田委員　わかりました。

この判決の中で、特に注目される点が二点ある

ふうに考えております。

特に、積極的安楽死が容認される要件として判決は、一つとしてまず、患者が耐えがたい肉体的苦痛に苦しんでいる、二つ目として、患者は死が避けられず、その死期が迫っている、三つ目として、患者の肉体的苦痛を除去、緩和するために方法を尽くし、他に代替手段がない、四つ目として、生命の短縮を承諾する患者の明示の意思表示があるというような要件を打ち立てられていた。この判決は。

検察当局の方としては、この事件については昭和三十七年でしたか、名古屋高裁の判決で六つの要件が提示されておりましたが、それに従って本件は安楽死には相当しないのだということで、当該事件の論告求刑をさしているというふうな認識しているのです。今回のこの判決が示したこの二点について法務、検察当局の方ではどのように評価されているのでしょうか。

○則定政府委員 御指摘の二点のうち、今回の横浜地裁判決が積極的安楽死の要件として四つの条件を御指摘のとおり掲げているわけでございます。

法務、検察といたしましては、この判決の示すそのものが今後の検察方針になるというわけではございませんで、御案内のとおり、あくまでも刑事事件でこのような微妙な案件というのは、それぞれ具体的な事情に応じて判断すべき問題だろうと思っておるわけでございます。また、例といたしまして、先ほどの名古屋の例あるいは今回の横浜の例、刑事事件として検討されるケースが非常に少ないわけでございまして、そういう中で直ちにこれが基本方針である、あるいは基本的な検討条件であるというにはいささかちゅうちょを感じておるわけでございます。

したがって、今後、いわゆる積極的安楽死についてこれを本心に認めるのかどうか、そういういったことを含めまして、まだいろいろな考え方があり得るわけでございまして、法務、検察といったしましては、本件判決やこの問題に関します

種々の議論を踏まえつつ、個々の事案ごとに慎重に検討して対処すべきものであるというふうに考えておるわけでございます。

それから、いわゆる治療行為の中止の要件といまして、今回の横浜地裁判決は、治療行為の中止を求める患者の意思表示が存在し、治療の中止を行う時点でそれがまた存在することを掲げておりますが、他方で、患者の明確な意思表示が存在しないときには推定的意思によるものが許され、推定的意思を認定するについては、事前の意思表示が中止の時点と余りかけ離れた時点でなされたり、その内容が漠然としているときは家族の意思表示により補うことが必要である、また、患者の事前の意思表示がない場合は、家族の意思表示から患者の意思を推定すること、言いかえすと、患者の意思を推定させるに足りる家族の意思表示によるものが許されるとしているわけでございます。

このような要件に基づいて、治療行為の中止を認めることの可否につきましては、治療行為の中止を認める根拠をどのようにとられるかにかかわる問題と考えられ、これにつきましては、これまでさまざまな考え方があつたものと思われるわけでございますが、本件は、患者が通常であれば合理的な意思の形成が可能なのである事案を前提とした判断として考えられます。

いずれにいたしましても、検察は今後とも、今回の判決で提起された問題も踏まえ、個々の事案について適切に捜査処理を行っていくべきものと考えているわけでございます。

○富田委員 確かにこの判決は注目されていますが、いろいろな問題点を本当に含んでいるのだと思います。家族の意思推定におきましても、では、意思を伝えられない子供さんとか障害を持たれた方たちはどうするのだ、あるいはまた、代替手段がないことという要件を挙げておりますけれども、だれがそれを判断するのだ、お医者さんがそれを一人で判断するのか、あるいは大学や病院の方で倫理委員会、脳死の際の倫理委員

会なんというのが問題になっておりますが、そういうようなところで審議するのか、あるいは裁判所の許可を求めるのかとか、まだまだいろいろな問題点を含んだ判決ではあると思います。ただ、これは四年間審理して、相当終末医療とか尊厳死とか、そういう専門家の方たちの証拠調べもやられたようで、かなりよく調べられた上での判決であるというふうに、資料を読みまして思いました。

報道の中で、オランダではかなり積極的な安楽死について考え方が進んでいる。年間で二千件ぐらゐ実際に積極的な安楽死の事例があつて、違法であることは違法ですけれども、要件を全部満たせば起訴されないというような取り扱いがされているようでありまして、その点に關しまして、法務省の方としてはオランダでの安楽死の要件とかあるいはその背景事情等についてはどの程度掌握されているのでしょうか。

○則定政府委員 外国法制でございますし、また最近若干動きがあつたようでございますので、必ずしもつまびらかではございませんけれども、私どもの承知しておりますところでは、実体的に安楽死を容認するという法律はオランダでもまだ制定はされてないようでございまして、かの国では、安楽死などが問題となります不自然死による死体を埋葬しますには、埋葬法の規定によりまして検察官の許可が必要ということになっております。

検察官はその場合に、患者本人がみずから意思を決定して担当医師に対して文書で持続的に死に至る行為を求めると、それから、他の医師の意見も聞いていること、こういうふうな条件を満たしている場合には検察官が当該死体についての埋葬許可を出す。許可を出すことが、ひいては訴追権を放棄する、行使しないという事実上の運営になつていくようでございまして、平成五年の埋葬法の改正によりまして、従来から必要とされていりましたこのような要件につきまして、担当医師から詳細な報告を質問回答方式ということで求める

という新たな規定を設けたようでございます。そういう意味で、手続的に明確にして、このような要件が満たされていないときには、従来からございます刑法による尊属殺人あるいは自殺幇助の罪で公訴が提起されるというふうになっていると承知しております。

○富田委員 時間が参りましたので最後に、この積極的な安楽死は裁判所だけが決める問題ではない。そもそも認められるのかどうか、仮に認められるとして、どのような要件を満たせば認めていいのかということとは、本当に国民の合意形成が必要だと思ひます。法務省として、今後この点についてどのように国民の合意形成を図っていくかというふうな考えられているのか、大臣のお考えをお聞きして質問を終わりたいと思ひます。

○前田国務大臣 安楽死についてでございますが、現在の日本の状況から申し上げまして、例えば今その要件の中に患者の意思表示等の条件もございましたが、その前にいわゆる病名告知と申しますか、それ、前段階も日本の国内では余り、まだ議論のあるところでございまして、そういう意味では、この判決を見ながら道が違ひ感も否めないわけでございます。

いずれにしても、お互いに関心を持って迎える大事なことでございまして、また、昨今、世界的には死ぬ権利というような言葉もございまして、自己決定権について、むしろインフォームド・コンセントから始まつてそうした全体の国民的論議がこの判決を機会に高まることを、実は期待をいたしておるところでございまして、法務省として今どうしたことをもつて国民の意思を、あるいは御意見を聴取するという段階には至つておらないというところでございまして。

○富田委員 ありがとうございます。

○金子委員長 吉田公一君。

○吉田(公)委員 このたび、刑法の一部を改正するという法律案であります。今回の改正の主な目的は平易な文章であらわすということが趣旨だと思ひますが、それに、ついでといつて

は恐縮ですが、ついでに刑法二百条についても削除してしまふ。別途に二百条については議論をすべきではないか、そう思つておりますが、その点はいかがでございませうか。

○則定政府委員 確かに、今回の刑法改正の主眼は、現行法規の規定を平易化して国民の皆様方にわかりやすくするというところでございまして、ただ、尊属殺人の規定につきましては、御案内のとおり昭和四十八年に最高裁でその規定自体が違憲であるという判決がございまして、それについての立法上の手当てが求められていたわけでござい

ます。過去の経緯につきましては先ほど来の御質問にお答えさせていただいたとおりでございますが、今回、表現ぶりを全面的に書きかえるに当たりまして刑法二百条の規定をどうするか、これをそのまま書きかえるというわけにはまいらないわけでございまして、過去の法制審議会の二度にわたります答申等々を踏まえまして、やはりこの際内容的に変更を迫られているというふうな受けとめたわけでございまして。

しかもその間、昭和四十八年以降二十二年間にわたります裁判実務の運営を振りかへつてよく検討いたしましたものと、実態的に、尊属殺人に当たるものにつきましては一般殺の刑法百九十九条が適用され、それぞれの案件に即して、倫理にもとる、いわば悪質なものについては極めて重い量刑がなされ、反面、一般殺の下限に近いあたりに量刑が、多くのものが集中しているという実態もございまして、幸いこの尊属殺の規定がなくとも一般殺の広い法定刑の範囲内でそれぞれの案件に適切に対応し得る、またしてきているという実態を踏まえまして、今回、尊属殺人の刑法二百条の規定を削除するのが相当と考えたわけでござい

ます。○吉田(公)委員 一つの事例から違憲判決が出たわけですが、四十八年の四月に違憲判決が出て、しかし明治以来この法律はあるわけですが、四十八年以來二十三年たつておりますが、統

いてきたことは確かです。その間、百九十九条を適用してきた。だけれども、本来は二百条があるのですから、百九十九条を適用するということが自体が本来は法律からいっておかしいのではないかと、こう思うのです。

平易に改めるときに二百条を削除してしまおうということについて、いかがかと思つてゐるわけですが、なぜ四十八年以來改正をしなかつたか。先ほど富田委員からお話がありましたが、自民党が、内閣がと言つていましたが、だけれども、今回だつて平易な文章に改めるときに削除として出てきたわけですから、その点の経緯について、なぜこのときにあわせて削除したのかということについて伺いたい。

○則定政府委員 四十八年に一度立法上の手当てを試みたわけですが、先ほど御説明のやうな状況で実現するに至らなかつたわけでございます。その後も実は、当時の野党であります社会党、あるいはその後与党の方にお変わりましたりしてゐることがございますけれども公明党、あるいは野党ですね、民社党等々で、単独あるいは共同提案ということで、昭和五十五年ごろまでに三回にわたつて議員立法を求める動きがあつたわけでございます。いずれも一律削除ということでございます。

しかしながら、それがいずれも審議未了、廃案ということになつてゐるわけでございます。法務当局といたしましては、そのような状況を踏まえまして、昭和五十年代においては、あるいはその後の一部改正の時点におきましては、なかなか単独でその問題に限つて立法上の手当てをするということとは難しい問題を含んでゐるのではなからうか、こういうやうなことであつたわけでございます。

しかしながら、先ほど申しましたように、今回は全面的に法文を書き直すわけでございますので、そこで法務当局といたしまして、これはもう踏み切らざるを得ないという必要性に迫られてきたというのが実情でございます。

○吉田(公)委員 二百条だけ取り上げてやるということは立法上非常に困難である、こういうことであります。それはむしろ、立法上困難であるのではなくて、要するに、我が国の民族の歴史あるいはまた倫理、儒教、宗教観、そういうものに基づいてそのことが余りに強く出されたので、封建制の名残じゃないか、あるいはまたかつての日本の精神構造の中心になつてゐた家、そういうことも考へてなかなか難しかったのではないかと、そう思うのです。

だから、立法上の技術的な問題よりもそういうものが背景にあつたから難しいのであつて、これは、二百条そのものはまさにおっしゃるとおり大変難しい問題だとは思ふのです。歴史的、倫理、儒教的、そういう、どの民族にもこの国土にもそうした民族独特の歴史というものがあるわけですから、何もヨーロッパのまねをする必要はないわけだ。中国には中国の歴史があるわけですね。東南アジアには東南アジア、日本には日本の歴史があるわけですから、つまり封建制度の名残だ、つまり戦前の家の制度、そういうものの名残が、この二百条にあるんじゃないか、だから、近代的になつた今の日本の民主主義の中ではこれは不都合な話だ、こういうことになつたんでしようか。

○前田国務大臣 実は尊属に対する考え方が変わったのかあるいは否定するのか、強いて言えばこういう御指摘だと思ふますが、尊属に対する尊重、報恩が今日も社会生活上基本的な道義であるというところは、これはもう申すまでもない、かように思つております。これは、ある意味では世界に共通する考え方、道義であろうと私は思つております。まさに法律以前の、人類共通の普遍的道徳であらうと思つております。

そこで、尊属と卑属とが自然の情愛と親密の情によつて結ばれて、親が子を慈しみ子が親を尊重するということ、これは個人の尊厳と人格価値の平等の原理の上に立つても、まずもつて個人の自覚に基づいて当然自発的に遵守されるべき、ある

意味では普遍的な道徳あるいは倫理だ、かように考へておつてゐるわけでございます。

ただ、尊属加重規定が刑法から削除されたゆゑに、かつての言葉で言えば孝の徳が守られ、なくなつたら孝の徳が守られなくなる、こういうやうな考え方をとつておられるわけではございません。尊属加重規定を削除するということは、決して尊属、つまり親をないがしろにするということではない、これはもうはっきり申し上げられることでございまして、むしろ、親族の間の犯罪という非常に悲しむべき事柄に対して、その事実の真情に即して、かつまた、家族という間の自然的情愛ないし普遍的な倫理を破壊した行為のいわば実情、内容に応じた科刑を可能にするものの改正である、かように考へておつてゐるわけでございます。

○吉田(公)委員 親子というのは本来自然愛でありますから、これは法律があつてなからうが当然のことだ、こう思つております。

ただ、親子の殺人を百九十九条と同じに取り扱ふ、こういうことなら、それでは、家族、親族間の犯罪に関する特例なんということ自体もおかしいんじゃないでしょうか、そういうことから言へば、つまり、親子のことについては別に尊属罪というのを規定してあつたわけですね。それでは、今度は親族に関する特例規定などというのは、これは他人と同じように取り扱つたらいいんじゃないか、そう思うのですが、いかがでございますか。

例えば、親族間の犯罪に関する特例というのが、普通の人がやつたら罪になる、だけれども、親族間の犯罪に関しては特例で、第二百四十四条第一項においては、特例を設けて免除する。それはなぜか。親子という家庭の特殊な中だから、特例として免除するのでしょう。そういう法律もあるんだ。だから、これはほかの窃盗罪や強盗罪や傷害罪と同じようにやればいけないのですか、他人がやつたように。親族間の問題だけ特例に扱う、これもまず一つ関連としておかしいね。

それからもう一つは、どんな事情があつても生んでもらった子供が親を、それは相当ひどい事例があると思う。だけれども、いろいろな事情があれば親は殺されてもしょうがない、これは情状酌量の余地がある、そういう倫理になることが一番怖いんだね、事情があればいいんだと。しかし、人の命は、酔っぱらいであらうが何であらうが、どんな罪を犯した人であらうが命は命だ。どんな非道なおやじでも、殺した本人の忍耐力がなかったのかもしれないだろう。そして、大きく広い幅で人の社会を見ることができなかつたかもしれない。もしそういうことができたなら、何も親を殺さなくても済んだかもしれないだろう。だから、子供にも一〇〇%いいと言つてわけにはいかないわけだ。

だから、そういうことを考えますと、尊属罪というのはやはり残しておかなければおかしい。だつて、法律というのははもともと予防的なこともあるわけでしょう。あなた、こういうことをしたらこういう罪になりますよということだから、人の物をとらないようにしてみたり、人をぶん殴つたりしないようにしている。暴力団同士で張り倒して、それでけん銃で殺したって、これは尊属罪と同じ法文で適用するなどということ自体がまず間違えてゐる、私はそう思つておりますが、いかがですか。

○則定政府委員 財産犯につきましてのいわゆる親族相盗の規定とかかわりということでございますけれども、これは親の物を勝手に子供が持ち出したときに、親としては警察などにしつこくもないのに官憲の方がそれを検挙して処罰するというのが、いわば家庭の平穩等々からいまして好ましくないというふうな考え方に基づいてゐるものだと理解しております。これは尊属について、それが被害者となつた場合に子に対する加重規定を置く趣旨とはいささか場面を異にしてゐるのかなと思つておられるわけでございます。

尊属に対して卑属、子供が危害を加えるということと暴力団抗争等々と対比の問題でございます。

けれども、その場合の尊属ということでは委員も念頭に置いておられますのは、あくまでもあるべき親、いわば人倫の身として国民の頭にある平均的な親という姿であろうかと思うわけでございませう。ところが、現実にはそういう尊属が問題になります親という場合に、そういう基準から見ても人倫として親としての務めを果たしているのかどうか、こういったところが大変問題になるケースが実は大変多いわけでございませう。

従来、この最高裁の四十八年の違憲判決が出ます前にも、法律上可能な二回のいわば刑の軽減措置を講ずる等々の案件もあり、かつまた、嫁が夫を亡くした後、そのしゅうとめ等を悲惨な状況で殺したという場合に、それはもはや尊属ではないというふうな理屈の上で一般殺に適用して、その具体的な案件に適切な量刑を図ろうとしたというふうな流れがあるわけでございまして、基本的には、結局、いわば戸籍上の尊属としての親ということ自体において、特に一般の殺人と区別してこれを加重する必要があるのかどうかといったところが、具体的なそれぞれのケースを通して見た裁判官の頭の中で、どうも割り切れないところがあったというのが実情ではないかというふうに思っております。

○吉田(公)委員 そこで、先ほど富田委員からお話がありましたように、加重規定が百九十九条と違つてあるわけですね。だから、いろいろな特別な例が出てきて、そしてこの死刑が無期懲役しかない。だから、どんなにその子供の方をかばつてやりたいと裁判官が思つても、つまり無期懲役か死刑しかないのだから、それはだれが考えたって非道なおやじだ、思い余つてやったことだから、裁判官もおやじだ、それは気の毒だ、こんな事例は、だけれども、二百条しかないということになれば、特例でも設けて、そしてやらなきゃしょうがないわけでしょう。

だから、加重規定が重過ぎるからできないのだから、もう少し百九十九条のように三年以上の懲

役に処す、こういう一項を設けるなり、あるいは二百条第一項で別に法文を設けて救済する方法というのはあるのじゃないですか。その点はいかがなのですか。いきなり削除してしまうなんていうことよりも、もっと知恵があるでしょう。

○則定政府委員 実は従来からも、刑法二百条の規定が違憲であるということを踏まえまして、削除以外に方法はないのか、これは議論が確かにあったわけでございまして、御指摘のように一般殺の最低刑、つまり下限が懲役三年ということになっておるわけでございまして、これを仮に四年とか五年とかという形で残すということも考えられるわけでございませう。

ただ、先ほどもちよつと触れましたが、昭和四十八年以降二十二年の長きにわたりました、一般殺の規定で裁判の実務は現実動いてきたわけでございませう。その中で、また判決例の多くは、一般殺の下限に近いあたりに相当集中しているわけでございまして、そういう実態があるところに、今日に至ります。これを仮に下限を五年という案で尊属殺の規定を直すというところになりまして、いわば刑の引き上げということになるわけでございまして、従来一般殺の最低三年あたりに集中しておりました案件につきましては、それらの同種の事案が起りました場合に法定刑自体の範囲内で適切な量刑を盛ることが困難になつてしまふ。また、それらの人にとりましては刑の引き上げを受けたということになるわけでございまして、そういう意味で、これはやはり避けた方がよろしいのではなからうかという判断に至つたわけでございませう。

○吉田(公)委員 それは百九十九条と比べるからそういうことになるので、二百条そのものを独立して考えれば重いも軽いもなわけですよ。百九十九条と比べて、今までの判例が百九十九条に近い、だから、加重刑になつてしまふのじゃないか、こういうお話ですけれども、だけれども、それは執行猶予をつけたついでに、裁判官の情状酌量で判断ができるようにするという、つま

り日本の民族や歴史や倫理や道徳や宗教観というものをまさにこの一行をもつてなくしてしまおうなんという乱暴な話ですよ、私に言わせれば、もつともつと本来は立法政策の範疇に入る話です。そんなもの、平易な刑法改正のときにどさくさに紛れて削除してしまおうなんという話じゃないのです。もつともつと本来は立法政策の範疇に入るのだから、我々立法府の国会議員がもつと議論をして、削除をしたいのだからという提案をして、十二分に議論をしてもらいたい。これは、我が国の歴史や民族や倫理や宗教観に基づく大事な法律案を、削除したいのだが、ぜひ国会でもつと議論をしてもらいたいというのが本当の話じゃないですか。そういうことを省いてしまつて、こういうときにいつでも削除してしまおうなんということ自体が間違ひだ、私はそう思っているわけですね。立法政策の範疇だと私は思っているわけですね。

それから、次に、最高裁の判決で違憲判決があったからこれを削除するのだという理由でありましたが、しかし、先ほど私が申し上げたように、裁判官も人の子であり、そしてそれぞれ世間も知つて人情もある。そうすると、この四十八年のこの事案については、要するに無期懲役か死刑しかないというふうな二百条でこの人を処罰するということは忍びない。したがって、違憲判決をしてから、二年六月月というまさに百九十九条以下の判決をしているわけでしょう。どうもそういうことがあるのではないかと、そう思うのですよ。

ただ、真意のほどはわかりません。私は、違憲判決をしなければ、この四十八年四月四日の最高裁の判決は、違憲判決にしておかなければ、二年六月月しかも三年の執行猶予つきだ、できなかった。だから違憲判決にしたのではないかと、そう私は推論をしているのですよ。したがって、刑法百九十九条の適用よりも軽くなつてくるのだから、その辺どうなのですか。二百条の適用より、百九十九条より軽くなつてくるのですよ。

○則定政府委員 最高裁判所裁判官の思考過程を

推論するというのはなかなか難しいわけでございます。またそれについて法務当局がコメントするというのは本来は差し控えるべきことだと思つたのですが、一般的には刑事裁判官の場合に、私も法務当局あるいは検察官の職務をやつておりました経験から推測いたしますと、やはり御指摘のような適正な量刑、その事案に即した適正な量刑がどの辺にあるかということが相当早い段階から頭にあると思ひます。

そういうことを前提といたしますと、御指摘のように当該四十八年で問題になりました案件について、どのように法律上の軽減規定を適用いたしましたとしても三年半を下らないという点において相当引つかかるものがあつたのか。そこで、よくよく考えてみれば、余りにも法定刑が過酷過ぎて、それが一般殺との間における平等規定との関係上、憲法上問題になる、こういうことであつたのか、これはあくまで推察でございませうけれども、そういうことかと思ひます。

○吉田(公)委員 おっしゃる通りに、私の先ほどの質問もあくまで推論なのです。だけれども、二年六月月という百九十九条にもない、二百条にもないような判決を出したということは裁判官の、私は人としての判断をしたと思つていて、すよ、法律じゃなくて。一人間としての判断をした。これはこれで立派なことだと思ひます。私どもも称賛に値することだと思ひます。

だけれども、本来は裁判官というものは、罪刑法定主義をとれば、法律に従つてそれぞれ判決を出さなければいけないというのが大原則ですから、だから裁判官を困らせるようなこういう無期懲役とか死刑しかないものについては、改正をして、そして運用をさせるべきだ、私はそう思つていて。個々の裁判官がその都度の事案によつて、百九十九条の適用もしないような裁判官独自の判断をその都度やつていたのでは、これは公正な裁判にならないわけですよ。そういう意味で、ぜひ削除ではなくて別な法律を考えるべきだ、本

来は立法政策の問題だ、私はそう実は思っているわけですね。

それから、憲法十四條第一項の違反だ、憲法違反だ、こう言う。それはなぜかという、国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、そういうものには差別をされない。この場合の憲法違反だつたということは憲法十四條第一項の中の、じゃ、どれをとつて違憲判決をしたか。社会的な身分を取り上げたのだと思うのですね。

じゃ、親子の間で社会的な身分ということ議論、それを取り上げて違憲判決をするということにはかなり無理がある、親と子の、家庭の中で。社会的身分ということ、まさか門地をやつたわけじゃないのだ。そうすると、社会的身分については平等であるというこの一項の中の、これを取り上げて違憲判決にした。しかし、それは非常に無理があつたのだ。したがつて、今申し上げたように、二百条では非常に重過ぎるので、要するに二年六月月という判例を出した、私はそう思っているのです。

そこで、これに関連をいたしまして、つまり私は、親子関係というのは本来自然であつて、宗教親や倫理親や我が国の民族の歴史、そういうものに基つてこの尊属殺人罪というのは明治以来続いてきた。そうすると、先ほど私は親子間の特例というのを話に出しましたけれども、これだつて普通の強盗、窃盗罪と同じように取り扱わなきゃおかしいじゃないか、そう言つてきたんですが、今度は、第二十四章「礼拝所及び墳墓二関スル罪」というのがあつて、

これも宗教親、倫理親、歴史親、そういうものに基づいてそれぞれ崇敬をすべきところだ。したがつて、礼拝所不敬及び説教等の妨害、特別に法律が制定をされておまして、「不敬」ということが書いてある、不敬罪の「不敬」。これはどういふことなんですか。何で「不敬」といふ言葉が残つてゐるんですか。ほかの建物をけ飛ばしたつて、同じように取り扱つたらいいじゃないか。と

ところが、「礼拝所及び墳墓二関スル罪」という特例になつてゐるわけだね。これはやはり宗教親や倫理や民族の歴史に基づいて、あえてこういうものを設けているわけでしょう。その点どうなんですか、器物破壊罪とか損壊罪でいいじゃないですか。

○古田政府委員　ただいま御指摘の「礼拝所不敬」、「不敬」と申しますのは、いわば冒瀆する行為ということでありまして、

今委員の方から器物毀棄等に対応すればいいではないかという御指摘ではございますが、ここで言う「不敬」といふのは、壊すことは必要がないわけでごいまして、例えば、神社なりの拝殿とか寺院の本堂とかで、はたから見ても大變宗教感情を冒瀆する、そういうふうな行為があつたときに、別に破壊とかそういうことを伴わなくてもやはり処罰するといふ話でございまして、若干尊属の場合とは性質を異にするものではないかと思つてゐるところでございまして、

○吉田(公)委員　それはそうだよ。全然違つた話に決まつてゐるんだよ。だけれども、こういう「礼拝所不敬」といふのは何か、宗教親でしよう、倫理親。親と子の関係だつてそうであつて、親子関係がないというなら動物と同じになつてしまふだけだけれども、親に孝行するといふことは今でも通用する話なんだ。じゃ、これは何から来ているんだ。親に孝行する、みんなが褒めることじゃないですか。これは自然のことでしょう。それは何だ。倫理親や儒教親や宗教親から来ているのが親子の関係なんだ。

そういう、同一に比較して、私は「礼拝所及び墳墓二関スル罪」といふのは何だ。これはやはり靈魂に対する、人の靈に対するお互いが尊敬し合うといふ儒教精神や宗教心に基づいてゐるんだ。たかだか石なんだから、仮にけ飛ばしちゃつた、ひっくり返しちゃう、そうすると器物損壊罪でやればいいのに、そうじゃなくてこれでやるんですよ、「礼拝所及び墳墓二関スル罪」といふ罪

で処罰するわけでしょう。おかしいじゃないですか。同じ石ころをひっくり返したのも、人のうちの石をひっくり返したのも、違ふ法律で処罰するなんといふことは平等じゃないじゃないですか。その点、いかがですか。

○古田政府委員　ちよつと言葉が足りなかつたかもしれませんが、壊すといふ行為を伴うことが、例えば破壊を伴う、壊すといふ行為を伴うことになりまして、それは器物毀棄、建造物損壊でも同時に処罰されることになりまして、

○吉田(公)委員　だから、器物損壊罪でやるわけでしょう、ほかのものは。だけれども、この「礼拝所及び墳墓二関スル罪」といふ罪で、お墓の石をひっくり返したりけ飛ばしたり、そういうことになる「不敬」だと、その罪でされるわけでしょう。

しかし、石は石じゃないですか。同じ物体じゃないですか。なぜお墓の石とほかの灯籠をひっくり返したのと違ふかといへば、そこには宗教心といふか、儒教心といふ気持ちがあるから、靈をちゃんとお祭りしなきゃいかぬといふ民族の歴史、道德観があるから、お墓は別ですよと、人のうちの灯籠をひっくり返すのもお墓の石をひっくり返すのも、同じ石であつても全然意味が違ひますよといふことを言つてゐるんじゃないですか。それが同じといふのはどういふわけですか。

○則定政府委員　礼拝の問題、墓所その他ですが、これはまさにそれぞれの国民がそういう宗教心を慈しんでいるといふことは否定できないわけでごいまして、それをゆえなく冒瀆する行為を取り締まる、これをまたそれ自体において合理性があるといふふうな考へておるわけでごいまして、

○吉田(公)委員　だからそういうことでやつてゐるわけでしょう。だから、親子の関係だつて、ただ親が子供を産み落としたつきり知らんぷりじゃ、これは人間じゃないわけだ。そこに儒教心や宗教心や倫理観があるから親に孝行する、そして子供を慈しんで育てる、これが人間じゃない

か。だから、そこには動物にない人間特有の倫理観なり道德や宗教観があるからそういう親子のきずなといふのは強いわけだ。

だから、そういう宗教心からいけば、お墓もそういう我が国の民族の儒教精神、仏教心でこうなつてゐるわけだから、親子の関係も日本民族のそういうもので成り立つてゐるんじゃないか。だから尊属罪だけは切り離しちゃいますなんという話はだめだよと、そういう意味で私は申し上げてゐるので、お墓と親子の尊属罪とは違ふのは当たり前前の話だ。そんなことは最初から私の方だつてわかつてゐる。

そういうことなんだから、平易な文章に改めるという刑法改正の際に、二百条だけ削除してしまふ、しかもほとんど説明も何もなくて、この本が出てきたときに初めて、読んでわかつたわけだ、私は。そうじゃなくて、立法政策の範疇であるといふことを考へて、きよの委員の皆様方にも、ただ簡単に法務省が言つてきたから賛成するなんという話じゃなくて、もつともつと考へていただきたい、そう思つております。

質問を終わります。

○中島(洋)委員長代理　山本拓君。

○山本(拓)委員　新進党の山本拓でございます。きよは三十分時間をいただきましたので、大臣その他の皆さんに御質問したいと思ひます。

まず初めに、先般の地方統一選挙、結果を見ますと、大臣、東京とか大阪とか、もうこの結果を見れば、政治家はだれでも新聞が指摘していることを反省しなくてはならないと思つております。

我々政治家として、やはり国民の方向を向いて政治をやつていかなくちゃならないといふことを気持ちに新たにしなければならぬと思ひます。大臣は、今回の経過を見て、また政治家でありますし大臣でありますから、法務行政を今後推進していく上で、改めて国民の方向を向いた形で推進は当然だと思ひますが、そこら辺の御所見を改めてお聞かせ願ふたと思ひます。

○前田国務大臣 今回の選挙、特に政治家として、東京、大阪の結果等の国民の審判を見て感じましたのは、やはり従来からある既成政党に対する飽き、そして不信感、新しい時代に対応する意欲と能力、こうしたもののあらわれの一つでもあらうと思っております。

政治もここ数年、殊に最近は大きく場面を転回し、今日まで政権政党でございました自民党に対する期待から、また新たな連立政権に対する期待、そしてそうした次々と今日、国会が変わってきた期待に対して、それぞれの党が国民の真の要請にこたえられたかというその国民の回答が今回の選挙の結果に一部あらわれている、そんな気がいたします。ですから、政党内今日、これまで以上に国民の中に入り、国民の目の高さで、そして新しい時代を真剣に見詰めていくという努力が何よりも肝要だとつくづく感じておる次第でございます。

それから、法務省としては、やはり一番気になりますのは、法務行政と国民との距離ということ、これは私も法務大臣就任以来、国民から遠く離れた、高くとうときものだけであってほならない、国民に密着して、国民の中にある法務行政でありたいと望んでおりまして、今回の刑法の改正等もその一環となされる、かように感じておるところでございます。

○山本(拓)委員 そこで、今回の刑法改正、いろいろございますが、例えばわかりやすい表現に変えたということでございますが、一つ一つ取り上げていますと時間がありますので、私は一点だけ一番わかりやすい漢字をちょっと探してみたいのですが、先目うちの子供の中学生の教科書を見ておりましたら、「禁固」の「固」はやはりかねへんがないのです。文部省が進めている義務教育を受けている、教えている漢字がやはり今回改正しようとする中の漢字と違う。

今ほど大臣がお話がありましたように、法務行政というのは、国民の方に距離を縮めるとか、これはもともと国民にわかりやすくするために変

えるということであらうと思うのですが、そういう観点からいたしますと、やはり子供も国民のうちですし、それを習って大きくなったときにはそれを初めて理解していくわけですから、そういう観点からどうして文部省が、同じ国であります、国が国民にまた義務教育として教えている漢字とあえて違う文字を、ないなら仕方ありませんし、趣旨が変わるのなら仕方ありませんけれども、さほど「禁固」と「禁錮」じゃ、結局拘束する話と同じでありますから、どうしてあえてかねへんを使ったのか、そこをお尋ねいたします。

○古田政府委員 今回平易化と申しまして、その内容を変えないということ、どうしても相当の制約があったことも事実でございます。現行刑法は全部で六十三字常用漢字にない字があるのを、いろいろな努力をいたしまして十四字に減らしたところでございます。

今御指摘の「禁錮」の「錮」については、新聞等ではかねへんをとった「固」という字を使うというのが慣例になっているというところは私も承知しております。法制審議会におきましても、かねへんをとるべきかどうかということについていろいろ議論がございました。ただ、かねへんをとりますと字の意味がもとと違っている。それともう一つは、今「禁錮」というのが刑の名前としてはつきり決まっております。刑法だけではなくいろいろな法律で相当使われている。法令の上から申し上げますと、一つの法令用語として定着している、こういう状況があったわけでございます。

そういうふうなことを考えますと、「禁錮」をかねへんをとった「固」ということにすることは、刑のいわば名称そのものを改めて変えてしまふというふうな問題があるということからいかなものかという意見が大勢を占めまして、結局かねへんをつけたままということにされたわけでございます。

法令用語も常用漢字を原則として使うということにはもちろんなっているわけでございますが、

一応は一つの目安ということでございまして、専門的な用語その他で定着しているものについては例外的にある程度許容される、そういうふうなこともありまして、そういうことから従来このかねへんの「錮」がいろいろな法律で使われているということだと思っております。

なお、教科書に「固」という字で書いてある、こういう御指摘でございますが、これは教科書を実際におつくりになる編集者といいますが、著者の方のいろいろな慣用等を考慮した取り扱いについて、ある程度幅のある取り扱いの差が出ているというふうに私も承知しております。

○山本(拓)委員 そうすると、今の御説明だと、キンコ、かねへんがあるのとないのとでは、要するに「禁錮」を実際に運用するのは法務省ですから、そういう意味では文部省の指導もいろいろあるのだらうと思っております。要するに法務省の考え方としては、子供たちに「禁錮」という正しい意味を伝える意味ではかねへんを使う「禁錮」の方をむしろ採用するように指導すべきだということをお考えなのでしょうか。

○古田政府委員 教科書の書き方につきましては、私どもの方であれコメントするというのはいかがなところかというふうに思うわけでございますが、正確に法令の用語ということでありますればやはりかねへんの「錮」で、常用漢字にないことすれば平仮名をつける、あるいはかねへんの「錮」を平仮名にするというのが、公用文という意味でいえばそういうことになるのだらうと思うのです。

ただ、教科書は先ほど申し上げましたように、それぞれ編集あるいは作成される方それぞれの御判断がある、そこら辺でいろいろな幅があるというふうに私も承知しているということでございます。

○山本(拓)委員 確かに、「錮」だけとらえれば意味が違うと思うのですが、熟語でキンコとした場合の、ついている場合とついていない場合と違いがあるとおっしゃっていますけれども、どこが

違うのでしょうか。

○古田政府委員 どこが違うかとおっしゃられるとなかなか説明が難しいわけですが、かねへんの「錮」はふざけとかそういうふうな意味があるというふうな聞いているわけでございます。そして「固」はまさに固めるということ、言ってみますれば、その今の固める方の「禁固」というのは、かねへんの「錮」が常用漢字にないために、そういうものに代替して使っているという使い方だというふうな考えているところなんです。

○山本(拓)委員 大臣、私が指摘したいのは、どっちでもわかるのですけれども、我々は。だから、法務省の行政の姿勢として、要するに国民になるたけわかりやすく、国民のために行政を進めていく、そのために今度は平易な表現に変える。これは一つ一つ漢字を取り上げていくと時間があります。それから、これを代表的に取り上げるのです。が、「禁固」で熟語の意味が変わるならあれですけれども、変わらないわけですから、現に一般の新聞もかねへんなしだし、教科書も大半はかねへんなしだし、熟語として。だからそこをあえて、大臣が行政の推進の決意を今まで述べられてきた、国民に近づけるとか、国民に開かれたという言葉と今回の文字の採用の方法とちよつと誤差が出てきているのじゃないかなというふうに思うのです。が、大臣はどう思われますか。

○前田国務大臣 今「禁錮」についての文字の使い方の方の問題がございましたが、まず国民すべてが読んでわかる刑法という観点からいたしますと、今回平易化したしましたけれども、私も法学部出身でございますが、平易化しても実は専門家の先生じゃないとなかなかこの刑法はわからないというのが私は現実じゃないかと思えます。そういう意味では、時間は少しかかりますけれども、専門家だけわければよいという刑法ではなくて、もつとわかりやすくするという作業がこれからとられるべきであらうというふうに基本的には考えます。

そこで、文字そのものでございますが、特に法

律というのはまさに権利主体であり、特に刑法は国家による最終的な強制力を持つ法律でございます。今、今回の平易化の中で現代用語法について、もしその現代用語法化したときに用語本来の意味するところが法的には広く解釈されるというような変化があった場合には、これは極めて処罰範囲が拡大するということになります。ある意味では簡単にすると同時に、処罰範囲の拡大をもちたというところがあつてはならないという、実はわかりやすさという言葉と二律背反する意味では要求もされておるわけでございます。

特にたゞいまの「禁錮」等につきましては、法律家でない私にとりましても御説明のつきかねるところでございますが、今回の平易化の中で、特に強制力を持った刑法であるがゆえにその処罰の範囲を拡大しないというところに格別配慮が払われてかようなことになっておるといふこともあるのではないかと、かように思っております。

○山本(拓)委員 この議論をやつていたつて切りがありまけんから、私が申し上げたいのは、なるべく平易と、そこはどつちでも要するに同じですけれども、しかしながら法務省の姿勢というものがそこに如実にあらわれているといふふうに指摘しておきたいと思ひます。かねへんをつけるとやたらいかめしいということですが、どんな犯罪人であつても、その人は罪を犯しても、罪を憎めど人は憎まずという言葉がありますけれども、それは余りにもいかめしい、そういう表現で適用するのはいかげんなものかという観点から一言だけ指摘させていただきます。

続きまして、刑法改正によつて確かにわかりやすくなりましたけれども、しかしながら問題は、何でもそうですが、運用する方法、要するに我々はいろいろなマスコミとか文章でしか知りませんけれども、かつての検察、警察の取り調べ方、運用方法はかなり強引なものがあつたという、これは戦前の話を含めてですね。現代はそういうことはいないと信じておりますけれども、時々テレビで

しか見ないことが現実的に起こつて、よく新聞をにぎわした実例もございます。

そういう意味からいいますと、法務省のいわゆる検察権の運用、制度と運用は一体でありますから、これを変えた、明治以来のものを変えた、当然それを運用する側、中身は変わりませんけれども、運用する側の姿勢というものはもう変わつてはいると思ひますけれども、検察というのはなかなか国民にはべールに包まれておりますので、そこらの運用をなお一層変えていく。どこかで聞いたことがあるのですが、大臣だったかな、検事正だったかな。そこらはひとつ、刑事局長でもいいですから、検察権の運用について、昔と今と随分変わつていふと思ひますけれども、またこれからどのように変えていく必要があるか、おつてもあるか、または全く変えるつもりはないというおつもりか、そこら辺をお尋ねしたいと思ひます。

○則定政府委員 検察権の運用についてどう変えるか、その場面はどこかという問題があるうかと思ひますが、今私ども聞いておりました、外からわかりやすくと、こういう点について主として問題提起させていただいたのかなと思ひます。

確かに、警察と捜査を実行いたします場合に、いわば効率的に捜査目的を達成するという意味では一種の秘密性が要求されます。それからもう一つは、検察が調べ上げた事実というものは必ずしも肯定力のある事実ではないという制約がございますし、その過程で事件関係者のプライバシーにかかわる度合いが極めて多いという点がございまして、そういう制約のもとで検察活動の中身をできるだけオープンにしようという点は、率直に申し上げて極めて難しい面を含んでいることは確かだと思ひます。

ただ、やはり検察も国の行政作用の一つとして国民から批判を浴びることになるわけでございますし、そういうためにもまた国会で御審議いただいておりますわけですが、いわば法令の許す

範囲内でこの検察活動についてできるだけ御説明するということについては、今後とも一層努力を重ねていく必要があるかと思ひます。

それから、戦前等との運用面での変わりぐあいという点になりますと、これは端的に申しましてやはり検察審査会制度ができたということであるかと思ひます。検察権の行使についての恣意的な検察官の判断ということではなくて、仮に不起訴になりましたも検察審査会において審議され、それについて再起して、慎重な捜査の上また公訴権を運用しているという例も少なくないといふあたりは、相当変わつてきているかと思ひます。

○山本(拓)委員 今回、統一地方選挙を今やつていますね。一回戦があつて、二十三日に向けて第二次が始まりますが、今回の選挙で、公職選挙法が今度三月一日から厳しくなつて、特に我々問題意識が強いのは、自分たちがつくつたわけですけれども、組織的管理者の連座制規定というものが、大変厳しい規定を我々は設けたわけでございます。

ただ、心配なのは、この運用を間違えますと大変我々政治活動、政治家にとつて恐怖的存在でございます。これは確かに寝返りとかあるいはやらせはだめだということですが、大体スバイで入る人は腹をくくつて入りますから絶対自白しないわけですから、そこらあたりを非常に怖いなと思つておるわけでありまして。

私がここで検察権の運用を言うのは、警察は捕まえる、そしてまたそれを検察がどのように起訴し、判断していくかという運用が、その場所場所、四十七都道府県で恐らく統一にやらないと、北海道は許されるけれども九州の方では厳しいとか東京は厳しいとか、ばらばらであつては非常にこれは不公平きわまりないし、同じ連座制規定があつても運用の仕方によつては天と地と変わつてくるということでございますから、そういう意味で今回の特に連座制規定、これについて具体的に

この新しい公職選挙法の組織的管理者にかかわる連座制規定について、検察としてはその解釈、運用を、いわゆる統一の見解というのですか、九州から北海道四十七都道府県の検察の統一的な運用について何か話し合いをしておられるのかどうか、その点を御尋ねいたします。

○則定政府委員 結論的にはそのとおりでございます。まずということになるわけでございますが、今回の新たな公職選挙法の改正による連座制規定の対象がふえたわけでございますし、また立法過程で種々議論ございました今の御指摘の組織的選挙運動管理者等々の概念等につきましても、これが全国のそれぞれの地方検察庁ごとに異なつたり、あるいはその規定に基づきます検察官請求による当選無効訴訟というものがへんば行われては困るわけでございます。

そういう意味におきまして、私どもは国会の御審議の内容等、あるいは自治省等所管行政庁の見解等も踏まえながら、全国の検察庁に今回の一連の公職選挙法改正にかかわります問題点についてその見解を伝えておるわけでございます。統一的な解釈と運用が行われるように、また検察独自におきましてもそういう措置を講じておるところでございます。

○山本(拓)委員 差し支えなければ、どのような見解を統一していただければ、どのようなか、特に運用方針ということになりますと、これは現実的な検察の運用のやり方ということになりますので、この場で公にさせていただきますことは差し控えるべきだと思つております。

ただ、御指摘でございますように、いわゆる政治活動の自由なり選挙運動の自由なり、その辺との兼ね合いというものは十分踏まえて対応する必要があります。これは十分心得ておるつもりでございます。

○山本(拓)委員 きょうは警察庁の方にも来ていただいていると思うのですが、警察庁の方は直接現場でやるわけですから、検察は数は少ないです

けれども警察は何万人という警察官がやるわけですから、警察庁でもその取り締まりについては、特に今回の統一選挙から始まるわけでありまして、その今の今度の新しい公職選挙法の連座制、いわゆる組織的管理者にかかわる連座制規定、その項目の取り締まりについて何か通達というのか、今刑事局長がおっしゃったような全国統一の何かそういう指針というものはしているのでしょうか。

○栗本説明員 お答えいたします。

ただいまの連座制適用の組織的管理者につきましては、今回の改正でもいわゆる加重規定に入っております。したがって、私どもが捜査をするに当たつての構成要件になっていない。したがって、組織的管理者だからといって、その行った現金買収等が特別従来の買収罪の捜査と異なるということはないわけでございます。そういう意味において、今回の連座制に關します教養を特別やっていることはございません。

ただ、一連の今回の公選法の改正等につきましては、大変私ども警察としてもその意義を十分理解をいたしまして、当然今回の全国レベルの選挙が施行される際には全国の都道府県警察の責任者を集めてまして会議を行い、そういう際に、今回の公選法の改正の趣旨とかその解釈とか、そういうようなものにつきましては、その場におきまして私どもから全国の警察に指導しておるところでございます。

それからまた、それを受けまして、各都道府県警察におきましても、署長会議あるいは責任者会議を開催するとか、あるいは各種の教養の機会を頻繁に開催をいたしまして、第一線警察官の指導教養の万全を図っているというような状況でございます。

○山本(拓)委員 今、集められて統一のことを指示されたということがあります。差し支えなければどのような指示ということ、もう一つは、組織的管理者というその数ですね。二人以上

か、三人以上か、大体五人以上か、そういった、大体、警察が運用する場合の組織的管理者というものを、何名以上の管理者ということが特に、取り締まりの対象ではございませんけれども、この運用の面で解釈を念頭に置いておられるのか、教えていただければ幸いです。

○栗本説明員 今申し上げましたように、組織的管理者がどういう基準で当たるのかということとは、直接、警察の公選法取り締まりの捜査に直結するものではないわけでございます。

警察が捜査を遂げた結果、そのようなものに当たれば、それは事後の、先ほどの行政訴訟の対象になるかどうかということとは他の機関において判断されるものでございまして、私どもの中で、組織的管理者というものはどういふものかということについて、基準とかそういうようなものについて各県に示しておることはございません。

ただ、一連の公選法の改正がありましたから、連座制の適用などについてこういう変化がある、また、そういう趣旨を体して、警察としては第一線において厳正な取り締まりをするということについての指示を行っておるということでございます。

○山本(拓)委員 その別なところで判断するというのは、組織的管理者は大体何名というある程度数は、厳密に言う組織というの二人以上ということですね。

○栗本説明員 それらの内容につきましては、当然、主管官庁の方で、公選法の解釈としてその解釈、内容がなされるもの、そういうものを他の機関は尊重するものだというように理解しております。

○山本(拓)委員 だから、もう既に法律は施行されているわけですが、現にもうきょうあたりからあちこちで逮捕者が出てくるという報道もありますけれども、それは自治省、公職選挙法は自治省ですか、そこはそこの解釈いろいろあるでしょうけれども、それを受けて今警察が、そこはちょっと

と知っているけれども言えないのか、言えないはずはないと思うんですが、そこは念頭にはない。

(中島(洋)委員長代理退席、委員長着席)

○栗本説明員 それは、先ほども申しましたように、個別の現金買収事件とかその他の事件捜査をする際に、組織的管理者であるということと事件捜査上立証するということは必要でありまして、その限りにおいて……(山本(拓)委員「それは警察庁」と呼ぶ)はい、そうでございます。

○山本(拓)委員 警察の方。

○則定政府委員 組織的管理者等が一定の選挙犯罪で有罪が確定したという場合に、今回の公選法の改正によりまして、検察官が当該当選者についての当選無効、取り消し訴訟を提起する、こういうかかわりを検察官が持つことになるわけでございます。その限度におきまして、私どもは、先ほど申しましたような運用指針と申しましようか、こういったものを検察内部で全国に流している、こういうことでございます。

○山本(拓)委員 だから、その運用指針の中身の中で、大体何名というのか、組織的管理者というのは、わかりやすく言ってくださね。一人では組織的管理者じゃありませんね。二人以上ということですね。

○則定政府委員 公職選挙法上の概念でございます。これは先ほど申しましたように、立法過程における種々の議論を踏まえながらその具体的案件に照らして解釈していく、こういうことだろうと思います。したがって、何名以上でというようなことにつきましては、それは即断できないというふうに思っております。

○山本(拓)委員 即断というより、即断はその都度ということではよろしいんでしょうか。それとも、基本的には組織というの、それは運用次第だと思ふんですね。だから、二人以上であれば、夫婦であつたらこれが組織かという、これは組織的管理者じゃないんだという、だからそこら辺

の、二人か、三人か、四人か、五人か知りませんが、けれども、その判断というのは、あるけれども言えないのか、それとも個別にそれは任せてあるのか、どちらなのでしょう。

○則定政府委員 結局、組織的管理者というのはどういふ場合にそう概念されるか、こういうことでございまして、やはりいろいろな要素を考えた上で初めて具体的にこうであるというふうに言える人ではなからうか。その場合に、どのようなことを考えるかということとは別といたしまして、それぞれの案件に即して決めるべきものだということに思っております。

ただ、申し上げたいことは、検察といたしましては、従来からも、特にこういう選挙犯罪につきましては、不偏不党、厳正公平、これは基本的な姿勢でございまして、今後ともそういう姿勢で対応するものと考えております。

○山本(拓)委員 いや、だから結局最初からお聞きしている、これ、ばらばらで、いやこは組織的管理者で、この県は二人以上で運用する、いやこは五人から運用する、やはりそれでは困るという意味から、大体の、別に言わなくたっていいですよ、だけれども、そういうものが、統一のがあるのか、それとも個別に任せてあるのかということをお尋ねしているんです。

○則定政府委員 運用について考慮すべき事項というこの中で、今言及されましたような事柄についてはそれなりに触れている、こういうことでございます。

○山本(拓)委員 大臣、いかがですか。

○前田国務大臣 これにつきましては、検察部内において全国的に統一性ある運用を行うための所要の措置をとられている、かように承知をいたしております。具体的中身については現在申し上げられないという状況でございます。

○山本(拓)委員 どうもありがとうございます。

○金子委員長 正森成二君。

○正森委員 それでは、今回の刑法の一部改正に

つきましては、前回私は参考人と法務省に対して非常に簡略でございますが質問させていただきます。そこで、きょうはその問題と少し離れて、別の問題について質問させていただきますと思います。

それは、二月二十二日に判決がございましたロッキード事件の判決についてであります。それで、私がこの問題を取り上げますのは、この判決を讀ませていただきますと、私が手元にございましては官報の三月十四日に載りました判決全文ですが、国会に關係のあることが書いてあるんですね。それがどういふことかといふと、囑託尋問調査の証拠能力について述べたところでありますが、

我が国の憲法が、その刑事手続等に関する諸規定に照らし、このような制度の導入を否定しているものとまでは解されないが、刑訴法は、この制度に関する規定を置いていない。この制度は、前記のような合目的な制度として機能する反面、犯罪に關係のある者の利害に直接關係し、刑事手続上重要な事項に影響を及ぼす制度であるところからすれば、これを採用するかどうかは、これを必要とする事情の有無、公正な刑事手続の観点からの当否、国民の法感情からみて公正感に合致するかどうかなどの事情を慎重に考慮して決定されるべきものであり、これを採用するのであれば、その対象範囲、手続要件、効果等を明文をもって規定すべきものと解される。

こう言っております。そういう明文の規定がないから証拠として採用することは許容されない、こう言っているわけです。

当然のことながら、これを明文でもって規定するのは国会の任務であります。そこで、この判決を正しく解釈する、あるいは疑問点をただすというのには立法府がまさになすべきことであるという観点であるということを申し上げておきます。

そこで、そこへ入る前に、最高裁までおられますか。――まず、私が申し上げたいことがあります。

す。それは、丸紅ルートの判決がなぜ最高裁でかくも長期間かかったのかという、国民が抱いている当然の疑問についてであります。これは私だけの疑問ではないということを新聞での論説等を引用しながら申し上げたいと思います。

例えば、読売新聞の二月二十三日ではこう書いております。「上告から約七年半。一、二審より長く、小法廷から大法廷に回付するだけで約五年を費やした。」中略「この間に、主役」の田中角栄・元首相は亡くなり、裁判の持つ意味は変質してしまつたように見える。口事件の裁判は、最高裁にもまた、迅速審理の実現という課題を投げかけたと言へる。こう言っているのです。

それだけでなく、日本経済新聞ではもっとと手厳しい論評が載っております。名前は申しませんが、有名な評論家でありまして、「それにしてもなぜこんなに判決が遅れたのか。要旨を見ても、この程度の判決を出すのに最高裁が八年もかかったというのはどう考えてもおかしい。事実審理を丹念にやつた一審でも六年、二審が四年である。事実審理をやらない最高裁がどうして八年もかかったのか。田中被告が死ぬのを待っていたとしたか考えられない。」こう言つて、なかなかうがった見方ですね。それで、最後でこう言つております。「田中被告が死んでからしかロッキード事件の判決を出せなかつたという事実は、最高裁の歴史において、恥ずべき汚点として残るだろう。」こう言つております。

いいですか、これが国民の声なんです。何で八年もかかったのか。それで、大法廷に回すには憲法判断が若干あったからかもしれないが、それを回すかどうかだけに五年もかかったのか、それは国民の多くが抱えている疑問です。まずそれに答えてください。

○高橋最高裁判所長官代理者 刑事裁判が長期化する原因としては、一般的には、その事件の記録が膨大であるとか、あるいは事実認定上あるいは法律上の争点が多岐にわたる場合等が考えられているところでございます。

本件では、第一審の公判回数が百九十一回、控訴審の公判回数が二十七回を超える重大な事件であり、その記録も極めて膨大で、事実認定上やあるいは法律上の争点が多岐にわたつていて、そういう事情があることがうかがわれるところでありますけれども、それ以上の点になりますと、具体的な事件に関する訴訟進行の適否にかかわることでありまして、事務当局としてはお答えを差し控えたといふ存じております。

○正森委員 今の答弁は、みずからの答弁で最高裁が怠慢であつたといふことを証明していると思ふんですね。一審は百九十一回公判を開いたと言つていて、二審は百九十一回公判を開いたと言つていて、三審は百九十一回公判を開いたと言つていて、法律上の問題点も初めて詳細にやつて、それで六年なんです。控訴審は二十七回かやつたと言いますが、実際に公判を開いて、それで四年なんですよ。

最高裁は書面で見ただけじゃないですか、どれだけ多岐にわたつておるとしたつて。それが大法廷に上げるといふことを決めるだけで五年もかかつた。それで、結果として、被告人が死んでしまつて、事件の意味の質が起るようになるまで判決を下さないなんというの、それこそ国民の正義感や法感情に反して、非常に問題であるといふように思ふやないですか。

ただ、あなたは刑事局長で、いわば事務当局です。それから、そして我が国の三権分立の建前上、我々はこの以上最高裁に対して物を言うことはできないけれども、しかし、立法院として、特に選挙で選ばれている者として、国民感情を代弁することはできる。ふだんから当委員会においては、その訴訟の促進とかいふようなことは最高裁が率先して言つていて、これはありませんか。だから、そういう点からいって、私は重大な反省を求めたいといふことを申し上げておきたいのです。

それで、二審目に申し上げたいのは、この判決の切り捨て方ですね。必要最小限度で判決の中身を見てみますが、私が今読んだところのすぐ次にこう言つていふのです。

「しかし、我が国の刑訴法は、この制度に関する「この制度」といふのは刑事免責ですね、「この制度に関する規定を置いていないのであるから、結局、この制度を採用してないもの」といふべきであり、刑事免責を付与して得られた供述を事実認定の証拠とすることは、許容されないものといわざるを得ない。」こう言つていふだけなんです。

こんなことは囑託尋問をやつた初めから、司法修習生と言いたいけれども、法学部の学生でさえわかつていふことじゃないですか。そんなことを理由にして、それで一審、二審の裁判所が長期間心血を注いで、具体的な要件について檢察を相手に、あるいは弁護人を相手にやつたのに対して、最高裁が納得させられますか。

だから、こう言つていふのですよ。「専門家から驚きの声」といふのがあつて、これは朝日新聞ですが、例えば渥美東洋中央大学教授は、

最高裁の見解には、反対である。日本でも、起訴猶予の手法を用いて相共犯者を参考人と見立て、共犯者に不利な供述を取得することは、一般的に認められてゐる。したがつて、米國で刑事免責制度に基づいて、取得した供述が、日本では免責の法律がないからといつて、違法だといふ最高裁の主張は説得的でない。

現在、欧米諸國では、免責を与えて供述を取る手法を法律で文化化している。國際犯罪が急増している今日、日本でも国会が主導権を発揮して、

云々といふことで、まあ立法した方がいいのじゃないかといふ意見です。それで、その次に、ロッキード事件において、東京地検特捜部検事としてロッキード事件を手がけた弁護士の堀田力氏の談です。こう言つていふ。

囑託尋問調査を証拠として認めなかつた点で、最高裁の論理構成は間違つていふと思ふ。当時から、日本に刑事免責制度がないのはわ

かりきつてゐる。それを前提に、検事総長の「不起訴宣言」を受けて、米裁判所が、それが米国の刑事免責に準ずるものと判断してコーチャン氏の証言を強制した。

その米裁判所の手続きが日本の憲法秩序からして認められるかどうか問題なのにそれを全く論ぜず、「日本で刑事免責制度がないから証拠として認定しない、国際司法共助であつても同じだ」というのでは、論点が欠落している。

こう言っているのです。内容の当否は別として、論理的には全くそのとおりですね。それで、これは言いませんが、堀田力氏は、別に朝日の「論壇」で、こういう長大なものを、ほぼ同じ内容のものを書いております。

さらに、それだけでなしに、吉田淳一氏、これは久しぶりに名前を聞いた懐かしい人ですが、私たちは、ロッキード事件のときに法務委員会やあるいは予算委員会ではしばしば質問いたしました。が、そのときに、私の記録に誤りがなければ、法務省刑事局の刑事課長をしていた人で、アメリカにまで渡り、アメリカ側と細かい協定を、非常に詳細なものを結んできた人ですね。今は退官して公証人をしておられるようであります。その方が読売新聞の「論点」に書いておられます。非常によくできたものですが、長く言えば時間がかりますので、要旨だけ言いますが、

現に本判決も、わが国の憲法が刑事免責のようないかなる制度を導入を否定しているものとは解されないとしてゐる。そうであれば、本件証人尋問調査は、証拠としての許容性を認めるのが正しかったと思われ。

本判決は、わが国では刑事免責の制度を採用してないから事実認定の証拠とすることは、刑事訴訟法一条に定める同法全体の精神に照らし許容されない、としている。このように、いわば抽象的な法の精神で事を決する場合には、実態に即した、より具体的かつ合理的な理由付けが要求されるものと考え。

こういうふうに言っているのです。そしてその後で、途中省略しますが、

本判決のように、刑事免責を付与して得られた供述を本来事実認定の証拠とすることが許容されず、本件のような国際司法共助でも全く同様であるとするならば、この証人尋問の嘱託や最高裁の宣明は一体何であつたのか、重大な疑義が生ずる。

また、最高裁宣明まで取り付けて証人尋問手続きを実施した米連邦地裁側に、わが国の刑事司法に対する不信感を抱かせるにとどまらな

い。

こう言っているのです。

多くのことは言いませんが、言いたいのは、そんな明文の規定がないからだなんて言うなら、そもそも一九七六年の七月に裁判所が宣明書を出すときにわかり切つたことなんです。しかし、これをやり、そして一審、二審の六つの裁判所は、そんな抽象的なことではなしに、非常に細かい、詳細な、具体的な論議を行い、三百二十一条一項三号に該当して、伝聞証拠であつても証拠能力を付与されることができるとかどうかという具体的なことを、私はここに判決、決定とか持つてきました。膨大な分析を行つて、その上で認めているのです。何なら判決のそのさわりのところを引用してもいいけれども、時間がないからいたしません。

そういう点から見ても、余りにも、八年もかつたにしては、言つてみれば、簡にして明というものは簡明という言葉になつていいけれども、簡にしてわからないというのとは簡明不明というのですが、そういう内容じゃないですか。

○高橋最高裁判所長官代理者 本件の嘱託尋問調査の証拠の部分につきましては、第一審の判決は、安易な免責による証言は一般的に違法の疑いがあるけれども、本件では、コーチャンらを起訴できる可能性がなかったこと、同人らは免責制度になつてゐる米国民であり、米国で公正な手続で尋問が行われたことなどの事情を考えると、刑事

免責は合理的理由があり適法である、こういうふうにしております。

第二審の判決は、検察官が公訴権行使の一態様として証人らに対して不起訴を確約した措置は適法であり、不起訴確約に基づき自己負罪拒否特権を消滅させ、証言を強制して獲得された嘱託尋問調査は違法に収集された証拠ではないなどと判示しまして、本件嘱託尋問調査、委員御指摘のとおり、刑事訴訟法の三百二十一条一項三号に該当するとして証拠能力を肯定しております。

これに対して最高裁の判決によりますと、先ほど委員御指摘のとおり、我が国の刑事訴訟法は、いわゆる刑事免責の制度を採用しておらず、刑事免責を付与して獲得された供述を事実認定の証拠とすることは許容してはいないものと解すべきである以上、本件嘱託尋問調査については、その証拠能力を否定すべきものと解するのが相当である、こういうふうにしてゐるところであります。

このように、確かに第一審、控訴審の判決と最高裁の判断は異なつておりますけれども、最高裁が証拠能力を否定した理由というのは、上記のようなどころに帰するわけでありまして、これ以上私どもの方から付加して説明する点はないわけでございます。

なお、第一審、第二審の判断の当否につきましては、具体的な事件にかかわるということであり、私どもの立場上は、その点についてはお答えしかねる点を御理解いただきたいと思ひます。

○正森委員 我々立法府は、最高裁が明文の規定がないからと云つておるから、それじゃ明文の規定を設けるためには、最高裁はどういう考えでこういう判決を出したのかということ、繰り返し初めから言つてゐるようには聞いていただいているのです。そんなものは当たり前の話ですよ。

それで、私は何も証拠能力を認めないというのが絶対的にいかぬと言つてゐるのじゃないです。一審や二審のあの詳細な分析に対応するような、あるいは検察側の主張に対応するような具体的な詳細な理由で言つておられるなら我々も大

いに耳を傾ける。しかし、明文の規定がないんと言ふなら、そもそも嘱託尋問の宣明書を出したときからわかつてゐることじゃないですか。だから、そんなお粗末な議論で、それで八年もほつたらかしておいてこういうことをやるというのは、国民感情に合致しないと云つてゐるのです。

例えば全日空ルートはこの部分についての決定について少しだけ触れますと、そんな簡単なことを言つてゐるのじゃないですよ。他国の異質な調査を証拠能力を認めるといふことで人権侵害その他がないだろうかといふことを詳しく分析して、読むだけでも大分になります。時間がもうありませんから、一部だけを読みますと、こう言つてゐるのです。

わが国の訴訟法とは異つた手続によつて行なわれた証拠調の結果等であつても、その手続がわが国の憲法ないし訴訟法秩序の基本的理念や手続構造に反する重大な不許容事由を有するものでない限り、これを可能な範囲において受け容れる余地を認めることが必要かつ適当であり、そのことをわが国の訴訟法は否定してゐるものではないと考える。

こう言ひまして、その許容限界については、いろいろ言つてゐるのです。

その一部だけ挙げますと、例えば、わが国憲法三十八条二項が厳に戒めてゐるような強制、拷問又は脅迫、その他、これに準じる基本的人権の侵害を伴うような手段によつて右特権

自己負罪拒否特権ですね、を事実上剝奪したという場合はもちろん、供述拒否権を有する者に対して供述させるために、欺罔ないし利益誘導その他の虚偽誘発の危険が高く、あるいは、社会的に不公正と考えられるような手段を用い、これによつて供述拒否権を放棄ないし消滅させたといふような場合には、わが国訴訟法上これを許容することはできないし、その結果得られた証拠についても証拠能力を認めることはできない。

こう言うて、ここで詳細に分析しているのです。さらにこうも言っていますよ。

とくに、免責を与えようとする相手方の選別に合理性がなく、あるいは免責を与えても供述を得るやむを得ない必要性や、さらには、免責を与えて尋問する場合の尋問手続に相当でないと思われる事由の存するときは、刑事司法における公正感を損ね、まさに刑事責任について「取引」の印象を生じ、あるいは虚偽を誘発する危険を高める可能性を生じさせるものとして、わが刑事法上許容できないものと考え

る。こう言うて、それがあつたか否かを一々細かく調べた上で、三百二十一条一項三号該当の書面として証拠能力があると言っているのですよ。

それについて言わないで、私はもう時間が来たから言いませんが、名前は言いません、ある少数補足意見を言っている人は、反対尋問権が保障されていらないというようなことがあれば、三百二十一条一項三号の判断以前の問題だと言うて、それではとけつていっているのですよ。そんなもの、二百二十六条でやったものが、弁護人等の反対尋問権がないなんて、捜査段階のことだから当たり前じゃないですか。

そんなことは我が国でもどこでもやっておつて、捜査段階の二百二十六条で被告人や弁護人が横におるなんというようなことはほとんど聞いたことがない。そんなことを堂々と言うて、それで、これは三百二十一条一項三号の判断以前の問題だなんて言っている。そんなことではとても下級審は納得できないし、国会としても立法するかどうかにかたがたても、その真意がわからなければ我々としては十分な判断ができない、私はこう思います。私の質問をこれで終わらしていただきますが、法務省として一言おっしゃってくださ

い。○則定政府委員 今委員御指摘のいろいろな問題点につきまして、私自身頭の中でのいろいろな言葉

がよぎりますけれども、法務当局としてこの席で申し上げるべきではない、こう思っております。

○正森委員 終わります。

○金子委員 小森龍邦君。

○小森委員 発言の機会を与えていただきました日本社会党・護憲民主連合と法務委員会の理事の皆様さん方に感謝を申し上げます。

さて、今回の刑法の一部改正の尊属殺の廃止でございしますが、中身につきましてはいろいろ発言をなさった委員の皆様さんの議論によつてかなり尽くされておるようでもありますし、また私の持ち時間が限られておりますので、一点だけお尋ねをいたします。

この尊属殺は、違憲の中身を持つておるということ、既に二十二年ほど前にこれは憲法違反だとして、御承知のとおり、国会は国権の最高機関であり、唯一の立法機関である。どうも司法の判断を受けて後追いをしておる、こういうふうな感じにこの二十年余りの歳月を思うわけでありまして、遅きに失したのではないかと、かように思いますが、法務大臣としてはそのことに関してはどのようなお考えでございましょうか。

○前田国務大臣 最高裁四十八年の四月の違憲判決後、今日まで二十二年かかっておるわけでございますが、この間、もちろん法務省といたしましても、その四十八年にはこの裁判の判例等総合的に検討した結果、同条二百条の削除にあわせ、尊属殺致死、尊属遺棄及び尊属逮捕監禁に関する規定も削除することが適当であると考え、刑法の一部を改正する法律案を国会に提出すべく準備をしたところでございしますが、当時の与党の了承を得るに至らず、提出に至りませんでした。その後、四十九年にも尊属加重規定の全部削除を盛り込んだ改正法案の草案の答申を受けて、各方面の意見や批判をいただいたところでございしますが、刑法の全面改正については反対意見も多数ございまして、残念ながら国会提出に至らなかつたわけでございます。その間、刑法百九十九条が

適用されてきており、尊属殺規定は実質的には効力を失つております。百二十国会で附帯決議等をいただき、今回御提案申し上げ、御審議をいただいておりますところでございます。

○小森委員 御説明を承りますと、若干の経過もあつたようでありまして、必ずしも怠慢というところではなかつたのかな、こういうふうな判断をいたします。

そこで、これはもちろん答弁を求めておるわけではありませんが、我が国における市民の権利にかかわるような問題で、裁判所の判例を待たず、進んで人権は人類普遍の原理という角度から、どの程度日本の社会の持つ近代性を克服するため、に法律改正が行われたであろうかという観点から、今のようないふことを関連して御質問申し上げます。後ほどまた私は、これは国会質問書等を通じて、その状況がどうか、私自身、我が国社会の近代化といいますが、近代的合理性といふか、その歴史の足跡を顧みない、かように思つておるもので、また後ほどの課題といたしたいと思つております。

そこで、この問題に関してもう一点だけお尋ねをしてみたいと思つていますが、尊属といふ言葉の対称的な用語で卑属という言葉があります。私は、私自身が儒教的な考え方に染まつておるということかもしれません。尊属と云うことは、これは肯定できます。当然だと思つて。しかし、それと反対の、子孫のことを卑属と云うのは、これは一体どういふことだろうかといふふうに思つておるわけでありまして、卑属とはもちろん卑しいであります。

そこで、外国では尊属をどういふ言葉を当てておるか。恐らく先祖といふ言葉が当てておるのではないかと思つておる。卑属も恐らく子孫といふ言葉を当てておるのではないかと思つておる。これは外国語の議論をするのではなくて、その点の、卑属といふ言葉については、なかなか難しい答弁かわかりませんが、法務大臣、どうお考えか。後ほどまた民法の問題とも関係しますので、

ちよつとお尋ねしておきたいと思つております。

○前田国務大臣 先生御指摘のとおり、卑属、まさに読んで字のごとし、卑といふ字はいささか適当でないということも私は感じておりますが、長年これ使われてきて、社会通念上一般には使われておりますが、それでは、それに実かはる言葉があるかどうかといふことになりまして、例えば先属と後属とか、なかなか残念ながら、いずれもいい言葉がないというの、これまた頭を使つた結果の事実でございまして、今後検討する課題であらうと思つております。

○小森委員 できればひとつ、民法などの問題も関連して、この言葉が法律で生きておるということ、私は、私どもとすれば余りおもしろくない言葉だと思つておる、いろいろとひとつ知恵をめぐらせていただきたいと思つておると思つておる。

それから、警察庁の方にちよつとお尋ねをしますが、先日参議院の方で、どなたとは申し上げませんが、先日もオウム真理教の捜査をめぐりまして、宗教団体といふか、直接には私はオウムを指しておるのだらうと思つておる、これは今特殊部落となつておるので捜査が難しいのか、あるいは甘やかしておるのかといふような意味の質問がございました。

国会の正式の発言で特殊部落といふような言葉を使うといふことは、これはまあ被差別部落を比喩的に、マイナスイメージを与えるために比喩的に使つておることでありまして、同対答者申も、これは明確にべつ称であるといふことを明記いたしておるわけでありまして、直接国会議員の発言に対して、それは世間の世論の批判にはさるべきだと思つておる、官僚の立場からするとこれを注意するとかといふことは難しかったかとは思いますが、特殊部落といふ言葉をさういふ比喩的に使うといふことについてはどういふふうにお考えか、今日の時点における考えを聞かせていただきたいと思います。

○篠原説明員 お答えいたします。

第四に、更生保護事業の法務大臣による認可並びに監督及び更生保護法人に対する国の補助について所要の規定を設け、また地方公共団体も更生び法務大臣による監督について所要の規定を設けております。

す。

次に、更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明いたしました更生保護事業法の施行に伴い、更生緊急保護法を廃止し、これに伴う経過措置を定めるほか、犯罪者予防更生法その他の関係法律の規定の整備を行うものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、既存の更生保護会は、組織変更により更生保護法人になることができる旨を規定しております。

第二に、地方税法の一部を改正して、更生保護法人については法人住民税の均等割を課さないこととしております。

第三に、土地収用法の一部を改正して、更生保護事業を収用適格事業とすることと規定しております。

以上が、これら二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○金子委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十六日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十九分散会

更生保護事業法案

更生保護事業法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 更生保護法人

第一節 通則(第四条—第九条)

第二節 設立(第十条—第十五条)

第三節 管理(第十六条—第三十条)

第四節 解散及び合併(第三十一条—第四十条)

第五節 監督(第四十一条—第四十四条)

第三章 更生保護事業

第一節 事業の経営等(第四十五条—第五十条)

第二節 事業の監督及び補助(第五十一条—第五十八条)

第四章 雑則(第五十九条—第六十五条)

第五章 罰則(第六十六条—第七十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)、執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)その他更生保護に関する法律とあわせて、犯罪をした者が善良な社会の一員として更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。

2 この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に更生のための保護を必要としているものを一定の施設に収容して、その者に對し、宿泊所を供与し、教養、訓練、医療又は就職を助け、生活の指導を行い、環境の改善又は調整を図る等その更生に必要な保護を行う事業をいう。

一 保護観察に付されている者

二 懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終り、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者

三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者(第一号に該当する者を除く。次号において同じ。)

四 罰金又は科料の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者

五 労務場から出場し、又は仮出場を許された者

六 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者

七 少年院から退院し、又は仮退院を許された者(第一号に該当する者を除く。次号において同じ。)

八 婦人補導院から退院し、又は仮退院を許された者

3 この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、帰住をあっせんし、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その更生に必要な保護(継続保護事業として行うものを除く。)を行う事業をいう。

4 この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業、一時保護事業その他第二項各号に掲げる者の更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成(第四十六条第一項において「助成等」という。)を行う事業をいう。

5 この法律において「被保護者」とは、継続保護事業又は一時保護事業における保護の対象者をいう。

6 この法律において「更生保護法人」とは、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(国の措置等)

第三条 国は、更生保護事業が保護観察、更生緊急保護その他の国の責任において行う更生の措置を円滑かつ効果的に実施する上で重要な機能を果たすものであることにかんがみ、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るための措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、更生保護事業が犯罪をした者の更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる更生保護事業に対して必要な協力を行うことができる。

3 更生保護事業を営む者は、その事業を実施するに当たり、被保護者の人権に配慮するとともに、国の行う更生の措置及び社会福祉、医療、保健、労働その他関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、並びに地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第二章 更生保護法人

第一節 通則

(名称の使用制限)

第四条 更生保護法人以外の者は、その名称中に、更生保護法人という文字を用いてはならない。

(資産)

第五条 更生保護法人は、更生保護事業を営むために必要な資産を備えなければならない。

(公益事業及び収益事業)

第六条 更生保護法人は、その営む更生保護事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を更生保護事業に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該更生保護法人の営む更生保護事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第七条 更生保護法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第八条 更生保護法人は、政令で定めるところに従って、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るための措置を講ずるものとする。

より、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

(民法の準用)

第九條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三條及び第四十四條の規定は、更生保護法人について準用する。

第二節 設立

(設立の認可)

第十條 更生保護法人を設立しようとする者は、法務省令で定めるところにより、申請書及び定款を法務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(定款)

第十一條 更生保護法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 更生保護事業の種類

四 事務所所在地

五 役員に関する事項

六 会議に関する事項

七 資産に関する事項

八 会計に関する事項

九 評議員会を置く場合には、これに関する事項

十 公益事業を行う場合には、その種類

十一 収益事業を行う場合には、その種類

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、第四十五條の認可を受けて更生保護事業を営む者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可の基準)

第十二條 法務大臣は、第十條の認可の申請が次の各号に適合すると認めるときは、認可しなければならない。

一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 申請書及び定款に虚偽の記載がないこと。

三 当該申請に係る更生保護法人の資産が第五條の要件に該当するものであること。

四 業務の運営が適正に行われることが確実にであると認められること。

(定款の補充)

第十三條 更生保護法人を設立しようとする者が、第十一條第一項第二号から第十四号までの各号に掲げる事項を定めないうで死亡した場合に、法務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。

(設立の時期)

第十四條 更生保護法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(民法の準用)

第十五條 民法第四十一條、第四十二條及び第五十一條第一項(法人の設立の時に關する部分に限る。)の規定は、更生保護法人の設立について準用する。この場合において、同法第四十二條第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは、「更生保護法人成立ノ時」と読み替へるものとする。

第三節 管理

(役員)

第十六條 更生保護法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、定款で定めるところにより、理事長とする。

(理事長及び理事の職務)

第十七條 理事長は、更生保護法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(業務の決定)

第十八條 更生保護法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)

第十九條 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 更生保護法人の財産の状況を監査すること。

三 前二號の規定による監査の結果、更生保護法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合においては、これを法務大臣(評議員会が置かれてゐる場合は評議員会)に報告すること。

四 前號の報告をするために必要がある場合には、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五 理事の業務執行の状況又は更生保護法人の財産の状況について、理事長に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第二十條 監事は、理事、評議員又は更生保護法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、更生保護法人の役員になることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ない者

の業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(業務の決定)

第十八條 更生保護法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)

第十九條 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 更生保護法人の財産の状況を監査すること。

三 前二號の規定による監査の結果、更生保護法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合においては、これを法務大臣(評議員会が置かれてゐる場合は評議員会)に報告すること。

四 前號の報告をするために必要がある場合には、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五 理事の業務執行の状況又は更生保護法人の財産の状況について、理事長に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第二十條 監事は、理事、評議員又は更生保護法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、更生保護法人の役員になることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ない者

三 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 前号に該当する者を除き、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 第四十三條の規定により解散を命じられた更生保護法人の解散当時の役員で、解散を命じられたときから五年を経過しない者

(役員親族等の排除)

第二十二條 役員のうちには、それぞれの役員について、当該役員、その配偶者及び三親等内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(役員欠員補充)

第二十三條 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員任期)

第二十四條 役員の任期は、三年以内において定款で定める。

(代表権の制限)

第二十五條 更生保護法人と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が更生保護法人を代表する。

(評議員会)

第二十六條 更生保護法人に、評議員会を置くことができる。

2 評議員会は、理事の定数を超える数の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会は、更生保護法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員に対し報告を求めることができる。

5 定款の変更、重要な資産の処分、合併、解散、その他更生保護法人の業務に關する重要な事項は、定款をもって、評議員会の議決を要するものとする。ことができる。

(定款の変更)

第二十七条 定款の変更(法務省令で定める事項に係るものを除く)は、法務大臣の認可を受けなければならない。

2 第十二条の規定は、前項の認可について準用する。

3 更生保護法人は、第一項の法務省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を法務大臣に届け出なければならない。

(会計年度)
第二十八条 更生保護法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(財産目録等の備付け等)

第二十九条 更生保護法人は、毎会計年度終了後二月以内に、法務省令で定めるところにより、事業成績書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(収益事業については損益計算書)を作成し、これをその主たる事務所に備置しなければならない。

(民法の準用)

第三十条 民法第五十五条及び第五十六条の規定は、更生保護法人について準用する。この場合において、同法第五十五条中「定款と、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「法務大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と読み替へるものとする。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 更生保護法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 理事の三分の二以上の同意及び定款で更に評議員会の議決を要するものと定めている場合

二 定款で定めた解散事由の発生

三 目的とする事業の成功の不能

四 合併

五 破産

六 第四十三条の規定による解散の命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散は法務大臣の認可を、同項第三号に掲げる事由による解散は法務大臣の認定を受けなければならない。

3 清算人は、更生保護法人が第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合に、遅滞なくその旨を法務大臣に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した更生保護法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、法務大臣に対する清算終了の届出の時に、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないとき、又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、清算人は、法務大臣の認可を得て、その財産を第四十五条の認可を受けて更生保護事業を営む者に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

第三十三条 更生保護法人は、他の更生保護法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 更生保護法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意及び定款で更に評議員会の議決を要するものと定めている場合には、その議決がなければならない。

2 合併は、法務大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前項の認可について準用する。

第三十五条 更生保護法人は、前条第二項の認可

があったときは、その認可の通知のあった日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、財産目録及び貸借対照表を作成し、これをその主たる事務所に備置しなければならない。

2 更生保護法人は、前項の期間内に、その債権者に對し、合併に異議があれば一定の期間内に述べべきことを公告し、かつ、判明している債権者に對しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回つてはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、更生保護法人は、これに弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

第三十七条 合併により更生保護法人を設立する場合においては、定款の作成その他更生保護法人の設立に関する事務は、それぞれの更生保護法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する更生保護法人又は合併によつて設立した更生保護法人は、合併によつて消滅した更生保護法人の権利義務(当該更生保護法人がその営む事業に關し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(合併の時期)

第三十九条 更生保護法人の合併は、合併後存続する更生保護法人又は合併によつて設立する更生保護法人の主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

(民法等の準用)

第四十条 民法第七十条、第七十三条から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に關する部

分に限る)及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條から第三百七十七條まで及び第三百八十八條の規定は、更生保護法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「法務大臣」と読み替へるものとする。

第五節 監督

(改善命令等)

第四十一条 法務大臣は、更生保護法人が、法令に基づいて行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該更生保護法人に對し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 更生保護法人が前項の命令に従わないときは、法務大臣は、当該更生保護法人に對し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員(の解職を勧告すること)ができる。

3 法務大臣は、前項の規定により役員(の解職を勧告しようとする場合には、当該更生保護法人に、法務大臣の指定した職員に對して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該更生保護法人に對し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をすべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた更生保護法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

5 第三項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを法務大臣に提出しなければならない。

(公益事業又は収益事業の停止)
第四十二条 法務大臣は、第六條第一項の規定に

より公益事業又は収益事業を行う更生保護法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があるとき、当該更生保護法人に対し、その事業の停止を命ずることができる。

一 当該更生保護法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該更生保護法人が当該収益事業から生じた収益を当該更生保護法人の営む更生保護事業以外の目的に使用すること。

三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該更生保護法人の営む更生保護事業に支障があること。

(解散命令)

第四十三条 法務大臣は、更生保護法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達成することができないとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

(報告及び検査)

第四十四条 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、更生保護法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、更生保護法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三章 更生保護事業

第一節 事業の経営等

(事業の認可)

第四十五条 国及び地方公共団体以外の者で更生保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

一 名称

二 事務所のある所在地

三 更生保護事業の種類及び内容

四 被保護者に対する処遇の方法

(認可の基準等)

第四十六条 法務大臣は、前条の認可の申請が次の各号に適合すると認めるときは、認可しなければならない。

一 被保護者に対する処遇の方法が法務省令で定める基準に適合するものであること。

二 建物その他の設備の規模及び構造が法務省令で定める基準に適合するものであること。

三 実務に当たる幹部職員が法務省令で定める資格又は経験並びに被保護者に対する処遇に関する熱意及び能力を有すること。

四 職業紹介事業を自ら行おうとする者にあつては、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の規定により職業紹介事業を行う許可を得ていること。

五 助成等の事業を適正に行うものと認められること。

六 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、経営の組織及び経理の方針が公益法人又はこれに準ずるものであつて、当該事業を営むための経済的基礎が確実であり、かつ、経営の責任者が社会的信望を有すること。

2 前項の認可には、当該更生保護事業の適正な

運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる。

(認可に係る事項の変更及び事業の廃止)

第四十七条 第四十五条の認可を受けた者が同条各号に掲げる事項(法務省令で定めるものを除く)を変更しようとするときは、法務大臣の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認可について準用する。

(地方公共団体の営む更生保護事業)

第四十八条 地方公共団体は、更生保護事業を営むことができる。

2 地方公共団体は、継続保護事業又は一時保護事業を営もうとするときは、あらかじめ、第四十五条第一号から第六号までに掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

3 地方公共団体は、連絡助成事業を開始したときは、第四十五条第一号から第三号までに掲げる事項を、遅滞なく法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止したときも、同様とする。

(保護の実施)

第四十九条 継続保護事業又は一時保護事業における保護は、法令の規定に基づく保護観察所の長の委託又は被保護者の申出に基づいて行うものとする。

(協力依頼等)

第五十条 継続保護事業又は一時保護事業を営む更生保護法人等は、被保護者の処遇につき必要があるときは、地方公共団体、公共職業安定所

その他公私の関係団体又は機関に照会して協力を求め、また、特に必要があるときは、職業安定法の定めるところにより、自ら職業紹介事業を行うことができる。

第二節 事業の監督及び補助

(事業成績等の報告)

第五十一条 更生保護法人等は、毎会計年度の終了後二月以内に、法務省令で定めるところにより、その終了した会計年度の会計の状況及び事業の成績を、法務大臣に報告しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第五十二条 更生保護法人等は、法務省令で定めるところにより、その事務所に次に掲げる帳簿を備え付け、これに所要事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

一 被保護者に対する処遇の状況を明らかにする帳簿

二 被保護者の名簿

三 保管金品台帳

四 会計簿

五 寄附金について、その寄附者及び金額を明らかにする帳簿

(適合命令)

第五十三条 法務大臣は、更生保護法人等が、第四十六条第一項各号に適合しないと認められるに至つたときは、当該更生保護法人等に対し、これに適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認可の取消し等)

第五十四条 法務大臣は、更生保護法人等につき次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該更生保護法人等に対し、更生保護事業を営むことを制限し、若しくはその停止を命じ、又は第四十五条の認可を取り消すことができる。

一 第四十六条第二項又は第六十条第二項の規定により付された条件に違反したとき。

二 第四十七条第一項の規定に違反したとき。

三 第五十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第五十二条の規定に違反して、帳簿の備付け、記載若しくは保存をせず、又はこれに虚偽の記載をしたとき。

五 前条の規定による命令に違反したとき。

六 次条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 更生保護法人等の代表者その他の業務を執行する役員・法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含むが、その事業により個人の営利を圖つたときも、前項と同様とする。

3 更生保護法人等以外の者(国及び地方公共団体を除く)であつて更生保護事業を営むもの(第五十七条第二項において「その他の更生保護事業者」という)が、その事業に関し営利を圖り、又は被保護者の処遇につき不当の行為をしたときは、法務大臣は、その者に対し、更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

(報告及び検査)

第五十五条 法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、更生保護法人等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、更生保護法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その事業の運営の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第四十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(助言、指導又は勧告)

第五十六条 法務大臣は、被保護者に対する処遇の適正な実施を確保し、又は更生保護法人等の健全な育成発達を図るため必要があると認めるときは、更生保護法人等に対し、その事業に関し、必要な助言、指導又は勧告をすることができ

きる。

(準用)

第五十七条 第五十一条(事業の成績の報告に係る部分に限る)及び第五十五条(事業に関する報告に係る部分に限る)の規定は、更生保護事業を営む地方公共団体について準用する。

2 第五十五条の規定は、その他の更生保護事業者について準用する。

(補助)

第五十八条 国は、更生保護法人に対し、法務大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、予算の範囲内において、その営む更生保護事業に要する費用につき、補助することができる。

第四章 雑則

(審議会の意見の聴取)

第五十九条 法務大臣は、次の場合においては、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

一 第十条、第三十四条第二項若しくは第四十五条の認可をし、又は認可をしない処分をするとき。

二 第四十三条の規定により解散を命じ、又は第五十四条の規定により、事業を営むことを制限し、若しくはその停止を命じ、若しくは認可を取り消すとき。

三 第四十六条第一項第一号から第三号までの法務省令を定めるとき。

(寄附金の募集)

第六十条 更生保護事業を営み、又は営もうとする者は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その募集に着手する一月前までに、法務省令で定めるところにより、募集の期間、地域、方法及び用途等を明らかにした書面を法務大臣に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、条件を付すことができる。

3 第一項の許可を受けて寄附金を募集した者は、募集の期間経過後遅滞なく、法務省令で定めるところにより、募集の結果を法務大臣に報告しなければならない。

は、募集の期間経過後遅滞なく、法務省令で定めるところにより、募集の結果を法務大臣に報告しなければならない。

(表彰)

第六十一条 法務大臣は、成績の特に優秀な更生保護法人等又は更生保護事業に従事する者を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

(地方更生保護委員会への委任)

第六十二条 この法律に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。ただし、第十条、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第四十一条第二項、第四十二条、第四十三条、第四十五条及び第五十四条に規定する権限については、この限りでない。

(認可事項の変更の認可に伴う民法の特例)

第六十三条 社団法人である更生保護法人等が定款を変更する場合において、第四十七条第一項の規定によりその認可を受けたときは、民法第三十八条第二項の規定による認可を要しない。

(省令への委任)

第六十四条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、法務省令で定める。

(経過措置)

第六十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第五章 罰則

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条第二項又は第四十二条の規定による命令に違反する行為をした者
二 第五十四条の規定による制限又は停止の命令に違反する行為をした者

令に違反する行為をした者

三 第六十条第一項の許可を受けないで、寄附金を募集した者

四 第六十条第二項の規定により付された条件に違反して、寄附金を使用し、又は寄附金によつて取得した財産を処分した者

第六十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、これに記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

二 第五十七条第二項において準用する第五十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第六十条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十九条 次の各号の一に該当する場合においては、更生保護法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第八条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

二 第十五条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十七条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
四 第二十九条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
五 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
六 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
七 第四十条の規定において準用する民法第七十條第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかったとき。
八 第四十条において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
第七十条 第四十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二條第六項、第十一條、第十二條及び第五十九條の規定は、公布の日から施行する。
(検討)
2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、犯罪情勢その他更生保護を取り巻く状況の変化及びこの法律の施行の状況等を勘案し、更生保護事業の円滑かつ適正な実施及びその健全な育成発達を図る観点から、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由
更生保護事業が我が国の刑事政策上重要な機能

を果たすべき存在となつていくことにかんがみ、その適正な運営の確保及び健全な育成発達を図るため、更生保護法人に関する制度その他の更生保護事業に関する基本事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律

（更生緊急保護法の廃止）

第一条 更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三十三号）は、廃止する。
（更生保護法人への組織変更）

第二条 この法律の公布の際現に更生緊急保護法第五條第一項の認可を受けて更生保護事業を営んでゐる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）は、平成八年九月三十日まで、その組織を変更して更生保護法人（更生保護事業法（平成七年法律第 号）第二條第六項に規定する更生保護法人をいう。以下同じ。）となることことができる。

2 前項の規定により公益法人がその組織を変更して更生保護法人となるには、その公益法人の定款又は寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な定款又は寄附行為の変更をし、法務省令で定めるところにより、法務大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、財団である公益法人は、寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、法務大臣の承認を得て、理事の定める手続に従い、寄附行為の変更をすることができ、
3 更生保護事業法第十二條の規定は、前項の認可について準用する。

4 第二項の認可がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたときは、定款又は寄附行為の変更は、施行日にその効力を生ずる。

る。
5 第二項の組織変更は、更生保護法人の主たる事務所の所在地において、政令で定めるところにより、登記することによって、その効力を生ずる。
6 法務大臣は、第二項の認可をし、又は認可をしない処分をするときは、更生保護事業法第五十九條に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

（更生保護事業の認可に関する経過措置）

第三條 この法律の施行の際現に第一條の規定による廃止前の更生緊急保護法（以下「旧法」という。）第五條第一項の認可を受けて更生保護事業を営んでゐる者は、その事業につき、更生保護事業法第四十五條の認可を受けたものとみなす。

（委託費の支弁等に関する経過措置）

第四條 旧法第三條第二項の規定に基づく委託によつて生じた費用の支弁又は徴収については、なお従前の例による。
2 平成七年度以前の年度における事業の実施に係る国の補助で、平成八年度以降の年度において支出するもの及び平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（旧法の規定による処分等の効力）
第五條 前二條に定めるもののほか、施行日前に旧法の規定によつてした許可その他の処分又は申請その他の手続は、更生保護事業法の相当規定によつてした許可その他の処分又は申請その他の手続とみなす。
（罰則に関する経過措置）
第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（省令への委任）
第七條 第二條から前条までに定めるもののほか、更生保護事業法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。
（犯罪者予防更生法の一部改正）

第八條 犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百四十二号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三節の二 行政手続法の適用除外（第四十八條の二）」を「第三節の二 更生緊急保護（第四十八條の二）第四十八條の四」に改める。
第四十條に次の一項を加える。
3 前項の救護は、更生保護事業法（平成七年法律第 号）の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。
第三章第三節の二 第四十八條の二を第四十八條の五とする。
第三章第三節の二を第三節の三とし、第三節の次に次の一節を加える。
第三節の二 更生緊急保護
（更生緊急保護）
第四十八條の二 この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによつては更生できないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、居住をあつせんし、金品を給与し、若しくは貸与する等の一時保護又は一定の施設に収容して、宿泊所を供与し、必要な教養、訓練、医療、保護若しくは就職を助け、環境の改善若しくは調整を図る等の継続保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援護し、その速やかな更生を保護することをいう。
一 懲役、禁錮又は拘留につき刑の執行を終わった者
二 懲役、禁錮又は拘留につき刑の執行の免除を得た者

- 三 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
- 四 懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかつた者
- 五 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者
- 2 更生緊急保護は、前項各号に掲げる者の更生に必要な限度で、国の責任において、行うものとする。
- 3 更生緊急保護は、保護観察所の長が、自ら行い、又は更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者に委託して行うものとする。
- 4 更生緊急保護は、本人が刑事上の手続による身体拘束を解かれた後六月を超えない範囲において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。
- 5 更生緊急保護を行うに当たつては、本人が公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けるようにあつせんとともに、更生緊急保護の活動の実効を上げることに努めて、その期間の短縮と費用の節減を図らなければならない。
- 6 更生緊急保護に関し職業のあつせんの必要があると認められるときは、公共職業安定所は、更生緊急保護を行う者の協力を得て、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の規定に基づき、本人の能力に適當な職業をあつせんすることに努めるものとする。
- (更生緊急保護の開始等)
- 第四十八条の三 更生緊急保護は、本人の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めるときに限り、行うものとする。
- 2 検察官又は監獄の長は、前条第一項各号に掲げる者につき、刑事上の手続による身体拘束を解くときは、本人に対し、この法律に定める更生緊急保護及びその申出の手続を示さなければならない。

- 3 保護観察所の長は、第一項の規定により更生緊急保護の要否を定めるときは、本人の刑事上の手続に關与した検察官又は本人が拘禁されていた監獄の長の意見を聴かなければならない。ただし、仮出獄の期間の満了によつて前条第一項第一号に該当した者については、この限りでない。
- (費用の支弁)
- 第四十八条の四 国は、法務大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、第四十八条の二第三項の規定に基づく委託によつて生ずる費用を支弁する。
- 2 第四十八条の二第三項の規定に基づく委託は、前項の規定により国が支弁する金額が予算の金額を超えない範囲内において行わなければならない。
- 第六十条第一項中「支払つた費用」の下に「及び第四十八条の四第一項の費用を加え、但しを「ただし」に改める。
- (執行猶予者保護観察法の一部改正)
- 第九条 執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。
- 第六十条に次の一項を加える。
- 3 前項の援護は、更生保護事業法(平成七年法律第 号)の規定により更生保護事業を営む者その他の適當な者に委託して行うことができる。
- (売春防止法の一部改正)
- 第十条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。
- 第三十一条を次のように改める。
- (更生緊急保護)
- 第三十一条 婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分を受けた者及び前条とされた者については、予防更生法第四十八条の二第一項第一号に掲げる者とみなし、予防更生法第四十八条の二から第四十八条の四まで及び第六十条の規定を適用する。この場合において、予防更生法第四十八条の二第

- 一項及び第四項中「刑事上の手続による身体拘束」とあるのは「補導処分による身体拘束」と、第四十八条の三第二項中「監獄の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、刑事上の手続による身体拘束」とあるのは「補導処分による身体拘束」と、同条第三項中「監獄の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「仮出獄」とあるのは「仮退院」とする。
- 第三十七条中「更生緊急保護法」を「更生保護事業法(平成七年法律第 号)」に改める。
- (健康保険法の一部改正)
- 第十一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
- 第十三条第一号(タ)中「更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二十三号)」を「更生保護事業法(平成七年法律第 号)」に改める。
- (資産再評価法の一部改正)
- 第十二条 資産再評価法(昭和二十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
- 第三十九条第一項第一号中「社会福祉法人」の下に「更生保護法人」を加える。
- (地方税法の一部改正)
- 第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
- 第二十五条第一項第二号及び第七十二条の五第一項第一号中「社会福祉法人」の下に「更生保護法人」を加える。
- 第七十三条の四第一項第四号中「更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十号)」を「更生保護事業法(平成七年法律第 号)」に改める。
- 第二百九十六条第二項第二号中「社会福祉法人」の下に「更生保護法人」を加える。
- 第三百四十八条第二項第十号中「更生緊急保護法」を「更生保護事業法」に改める。
- (地方税法の一部改正に伴う経過措置)
- 第十四条 施行日前の前条の規定による改正前の地方税法第七十三条の四第一項第四号に規定する更生保護事業を経営する者がその事業の用に

- 供する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 2 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第十号の規定は、平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- (社会福祉事業法の一部改正)
- 第十五条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
- 第二条第四項第一号中「更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十号)」を「更生保護事業法(平成七年法律第 号)」に改める。
- (土地収用法の一部改正)
- 第十六条 土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
- 第三条第二十三号中「社会福祉事業の」を「社会福祉事業若しくは更生保護事業法(平成七年法律第 号)による更生保護事業の」に改める。
- (国有財産特別措置法の一部改正)
- 第十七条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
- 第二条第二項各号列記以外の部分中「更生保護会」を「更生保護法人」に改め、同項第二号を次のように改める。
- 二 地方公共団体又は更生保護法人(更生保護事業法(平成七年法律第 号)第二条第六項に規定する更生保護法人をいう。以下同じ)において、更生保護事業法第四十九条に規定する保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設の用に供するとき。
- 第三条第一項第一号中「更生緊急保護法第二条第二項」を「更生保護事業法第二条第一項」に改め、同項第四号中「更生保護会」を「更生保護法人」に改め、同条第二項中「更生保護会」を「更生保護法人」に、「更生緊急保護法第十二条

第二項を「更生保護事業法第五十八条」に改める。

第十一条第一項第一号中「更生保護会」を「更生保護法人」に改める。
（厚生年金保険法の一部改正）

第十八条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項第一号タ中「更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三十三号）」を「更生保護事業法（平成七年法律第 号）」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十九条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

厚生年金基金	厚生年金保険法
厚生年金基金連合会	

を

厚生年金基金

厚生年金保険法

厚生年金基金連合会

に改める。

更生保護法人

更生保護事業法（平成七年法律第 号）

（法人税法の一部改正）

第二十條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

厚生年金基金	厚生年金保険法
厚生年金基金連合会	

を

厚生年金基金

厚生年金保険法

厚生年金基金連合会

に改める。

更生保護法人

更生保護事業法（平成七年法律第 号）

（登録免許税法の一部改正）

第二十一条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の六の項の次に次のように加える。

六の二 更生保護法人

更生保護事業法（平成七年法律第 号）

更生保護事業法第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記

別表第三の二十九の項を次のように改める。

二十九 民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立した法人

民法

一 自己の設置運営する学校の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記
二 住宅金融公庫法第七十七条第一項第四号、第二項若しくは第四項（業務の範囲）若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号二若しくはホ（業務の範囲）又は産業労働者住宅資金金融通法第七条第一項第一号、第四号若しくは第二項（資金の貸付けの範囲）の規定による住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（政令で定める貸付けを除く。）を受けて譲渡のため取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のために取得する土地の権利の取得登記

第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る。

（消費税法の一部改正）

第二十二條 消費税法（昭和六十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第七号イ中「更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三十三号）第二条第二項（定義）に規定する更生保護を行う事業」を「更生保護事業法（平成七年法律第 号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業」に改める。

別表第三第一号の表中

厚生年金基金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
厚生年金基金連合会	

を

厚生年金基金	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十
厚生年金基金連合会	五号)
更生保護法人	更生保護事業法

に改める。

(地価税法の一部改正)

第二十三条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第二条第二項」を「更生保護事業法(平成七年法律第 号)第一条第一項」に改める。

(旧社会福祉事業振興会法の一部改正)

第二十四条 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「及び更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)」を「並びに更生保護事業法(平成七年法律第 号)」に改め、「営む」の下に「更生保護法人及び」を加える。

附 則

この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

理 由

更生保護事業法の施行に伴い、更生緊急保護法を廃止し、及び所要の経過措置を定めるほか、犯罪者予防更生法その他の関係法律の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年四月十九日印刷

平成七年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局